

第3章 紛争案件一覧 （WTO発足後の紛争案件）

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第Ⅰ部 第Ⅱ部 記載
1. マレーシアー石油 化学製品の輸入許可 (AP-Approved Perm it) 制度	シンガポール	1995/ 1/10 協議要請 3/16 パネル設置要請 「マ」の制度改正 7/19 パネル設置要請取り下げ	①マレーシアが石油化学製品の輸入に際し、国内製造業者からのNo Objection Letterを要求するのは、GATT第11条等に反するとして、シンガポールが申立て。	GATT 第10条、11 条、18条	
2. (4). 米国ーガソリン規制	ベネズエラ(2) ブラジル(4) 【EU、ノルウェー】	1995/ 1/24 協議要請 3/25 パネル設置要請 4/10 パネル設置 (5/31「DS4」と合併) 1996/ 1/29 パネル報告書配布 2/21 米国が上級委申立て 4/22 上級委報告書配布 5/20 パネル・上級委報告書採択	①大気汚染防止のためのガソリン規制が、GATT第1、3条、TBT第2条に違反すると申立て。 ②大気汚染防止のためのガソリン規制はGATT第20条の例外には当たらず、3条4項違反と認定。 ③GATT第20条(g)のパネルの解釈を一部修正したが、パネルの判断を支持。	GATT 第1条、3条、 22条 TBT 第2条、14条	
3. 韓国ー農産品検疫	米国	1995/ 4/ 4 協議要請	①米国の輸入果実に対する抜き取り検査制度や柑橘類検査制度が輸入制限となっておりGATT第11条等に反するとして、韓国が申立て。	GATT 第3条、11条 SPS 第2条、5条 TBT 第5条、6条	
4. 米国ーガソリン規制	ブラジル	1995/ 4/10 協議要請 5/19 パネル設置要請 5/31 パネル設置(「DS2」と合併)		GATT 第1条、3条 TBT 第2条	
5. 韓国ー食品流通期限	米国	1995/ 5/ 3 協議要請 7/31 二国間合意通報	①韓国の冷蔵・冷凍肉の流通期限設定は科学的根拠を欠いており、TBT・SPS協定等に反するとして米国が申立て。	GATT 第3条、11条 SPS 第2条、5条 TBT 第2条	
6. 米国ー対日自動車輸入に関する報復関税の賦課	日本	1995/ 5/17 協議要請 (豪第三国参加) 6/28 日米自動車協議決着 7/19 双方手続を進行させない旨表明したことにより終了	①米国1974年通商法第301条、304条に基づく一方的な対抗措置 (輸入自動車への報復関税の賦課) はGATT第1、2条違反として日本が申立て。	GATT 第1条、2条	第Ⅱ部第15章
7. (12)、(14). EUーホタテ貝に関する表示問題	カナダ(7) 【豪州、チリ、アイルランド、日本、ベルー、米国】 ペルー(12) 【豪州、カナダ、アイスランド、日本、ペルー、米国】 チリ(14) 【豪州、カナダ、アイスランド、日本、ペルー、米国】	1995/ 5/19 協議要請 (「DS12」7/18、「DS14」7/24) 7/ 7 パネル設置要請 (「DS12」9/14、「DS14」9/13) 7/19 パネル設置 (10/11「DS12」「DS14」と合併) 1996/ 7/ 5 二国間合意通報	①フランスのホタテガイの名称表示規則が、カナダの同種のホタテガイを差別的に取り扱っており、GATT、TBT協定の規定する内国民待遇に違反しているとして申立て。	GATT 第1条、3条 TBT 第2条	
8. (10)、(11). 日本ー酒税格差	EU(8) カナダ (10) 米国(11)	1995/ 6/21 協議要請 (7/7「DS10」、「DS11」) 9/14 パネル設置要請 9/27 パネル設置 (「DS10」、「DS11」と合併) 1996/ 7/11 パネル報告書配布 8/ 8 日本が上級委申立て 10/ 4 上級委報告書配布 11/ 1 パネル・上級委報告書採択	①以前1987年11月にも日本の酒税制度がGATT違反とのパネル報告書が採択されたが、その後の酒税法改正後もウィスキー、コニャック、ブランデー等に対する酒税が焼酎に比べて高率であり、内国民待遇違反であるとして申立て。 ②GATT第3条違反を認定。 ③GATT第3条違反を認定。	GATT 第3条	第Ⅱ部第2章
9. EUー穀物輸入税	カナダ	1995/ 6/30 協議要請 9/14 パネル設置要請 10/11 パネル設置 11/29 二国間合意通報	①輸入穀物新課税制度がGATT第2条(関税譲許)、7条(関税評価)に違反するとして申立て。その後、24条6項交渉合意の一環でTQ枠設定、パネル設置中止等を合意して決着。	GATT 第2条、7条	
10. 日本ー酒税格差	カナダ	1995/ 6/21 協議要請 9/14 パネル設置要請 9/27 パネル設置(「DS8」と合併)		GATT 第3条	第Ⅱ部第2章
11. 日本ー酒税格差	米国	1995/ 6/21 協議要請 9/14 パネル設置要請 9/27 パネル設置(「DS8」と合併)		GATT 第3条	第Ⅱ部第2章
12. EUーホタテ貝に関する表示問題	ペルー	1995/ 7/18 協議要請 9/14 パネル設置要請 10/11 パネル設置 (「DS7」と合併)		GATT 第1条、3条 TBT 第2条、12条	
13. EUー穀物及び米輸入税	米国	1995/ 7/19 協議要請 9/28 パネル設置要請 1997/ 4/30 パネル設置要請取り下げ	①輸入穀物新課税制度が2条(関税譲許)、7条(関税評価)に違反するとして申立て。その後、24条6項交渉合意の一環でTQ枠設定、パネル設置要請取り下げ等を合意して決着。	GATT 第1条、2条、 7条、10条	

第3章 紛争案件一覧 (WTO 発足後の紛争案件)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
14. EUーホタテ貝に 関する表示問題	チリ	1995/ 7/25 協議要請 9/13 パネル設置要請 10/11 パネル設置 (「DS7」と合併)		GATT 第1条、3条 TBT 第2条	
15. 日本ー移動電話に 関する合意	EU	1995/ 8/18 協議要請 9/18 協議妥結	①1994年9月の日米移動電話合意内容が、欧州企業の製品に対してMFN違反となっているとしてEUが申立て。	GATT 第1条、3条、 17条	
16. EUーバナナ輸入 制限	グアテマラ、ホン ジュラス、メキシ コ、米国	1995/ 9/28 協議要請 (再協議要請96/2/5) 2012/11/ 8 協議妥結	①EUのACP諸国へのバナナ輸入割当がMFN違反となっておりとして中南米各国及び米国が申立て。	GATT 第1条、3条 ライセンス 第1条、3条 GATS 第2条、16条、 17条	
17. EUー米輸入税	タイ	1995/10/ 5 協議要請	①EUの輸入穀物新課税制度がGATT第1条 (MFN)、2条 (関税譲許)、7条 (関税評価) に違反するとしてタイが申立て。	GATT 第1条、2条、 7条	
18. 豪州ーサケ輸入 禁止	カナダ 【EU、インド、 ノルウェー、米 国】	1995/ 10/ 5 協議要請 1997/ 3/ 7 パネル設置要請 4/10 パネル設置 1998/ 6/12 パネル報告書配布 7/22 豪州が上級委申立て 10/20 上級委報告書配布 11/ 6 パネル・上級委報告書採択 1999/ 7/15 カナダがDSU第22条に基づ く対抗措置承認申請 7/27 豪州がDSU22.6条仲裁の要 請 (→その後仲裁決定は出さ れず) 1999/ 7/28 パネル設置要請 (履行確認) 1999/ 9/ 7 パネル設置 (履行確認) 2000/ 2/18 パネル報告書配布 (履行確認) 3/20 パネル報告書採択 (履行確認)	①豪州の検査制度による鮭輸入禁止措置がGATT第11条、13条及びSPS協定に違反するとカナダが申立て。 ②豪州の措置がSPS協定第2.2条 (科学的根拠に基づく措置実施)、2.3条 (内国民・最恵国待遇)、5.1条 (危険性評価に基づく措置の実施)、5.5条 (適切な保護水準の設定) 及び5.6条 (貿易制限的とならない保護水準の確保) に違反する旨判断。 ③5.6条違反についてはパネル判断を覆したものの、その他の論点についてはパネルの判断を支持。 豪州は1999年7月までに措置の是正を行う義務を負ったが、カナダは、履行期限までに是正が行われなかったとしてDSU第21.5条に基づく履行確認パネルの手続を行い、パネルは豪州の勧告不履行を認めた。	GATT 第11条、13 条 SPS 第2条、3条、 5条	
19. ポーランドー自 動車輸入制限	インド	1995/ 9/28 協議要請 1996/ 9/11 二国間合意通報	①ポーランドの輸入関税引上げ及EU産向け無税枠の設定はGATT第11条、24条に違反するとしてインドが申立て。	GATT 第1条、24条	
20. 韓国ー瓶詰水に 関する規制	カナダ	1995/ 11/ 8 協議要請 1996/ 5/ 6 二国間合意通報	①韓国のミネラルウォーターの規制 (6か月の流通規制、オゾン処理規制) が輸入制限となっているとしてカナダが申立て。	GATT 第3条、11条 SPS 第2条、5条 TBT 第2条	
21. 豪州ーサケ輸入 禁止	米国 【カナダ、EU、 香港、アイスラ ンド、インド、ノ ルウェー】	1995/ 11/20 協議要請 1999/ 5/11 パネル設置要請 6/16 パネル設置 11/ 8 パネル停止 2000/ 10/27 二国間合意通報	①豪州の検査制度による鮭輸入禁止措置はGATT第11条、13条及びSPS協定に違反するとして米国が申立て。	GATT 第11条 SPS 第2条、5条、 7条、8条	
22. ブラジルー乾燥 ココナッツ相殺関税	フィリピン 【カナダ、EU、 インドネシア、マ レーシア、スリ ランカ、米国】	1995/ 11/30 協議要請 1996/ 2/ 5 パネル設置要請 3/ 5 パネル設置 10/17 パネル報告書配布 12/16 フィリピンが上級委申立て 1997/ 2/21 上級委報告書配布 3/20 パネル・上級委報告書採択	①ブラジルの農民支援措置に対する相殺関税賦課は、GATT第11条、2条、6.3条、6(a)条、農業第13条に違反すると申立て。 ②1994年のGATT第6条及び農業は本件には適用されないと判断。 ③パネルの判断を支持。	GATT 第6条 農業 第13条	
23. ベネズエラー OCTGへのAD調査	メキシコ	1995/ 12/ 5 協議要請 1997/ 5/ 6 ベネズエラの調査終了により 妥結	①ベネズエラのAD調査はADに違反するとしてメキシコが申立て。	AD 第1条、3条、 4条、5条、6 条、12条、16 条	

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第Ⅰ部 第Ⅱ部 記載
24. 米国一綿・人造繊維下着輸入制限	コスタリカ 【インド】	1995/ 12/22 協議要請 1996/ 2/22 パネル設置要請 3/ 5 パネル設置 11/ 8 パネル報告書配布 11/11 コスタリカの上級委申立て 1997/ 2/10 上級委報告書配布 2/25 上級委報告書採択	①米国の経過的繊維SG発動は繊維協定第2.4、6.2、6.4、6.6(d)、6.7、6.10、8条に違反しているとコスタリカが申立て。 ②米国は輸入の増加によって重大な損害が発生したことを立証しておらず繊維協定第6.2条に違反しているとした他、繊維協定第2.4、6.4、6.6(d)、6.10条違反であると認定。 ③パネルが規制措置の適時的適用を認めた点をコスタリカが上級委申立て。上級委は、経過的SG措置は可能な限り限定的に適用されなければならず、措置を適時的に適用することはできないと判断。	繊維 第2条、6条、 8条	
25. EU－米に関するウルグアイ・ラウンド・コミットメント	ウルグアイ	1995/12/14 協議要請	①EUの輸入穀物新課税制度がGATT第1条（MFN）、2条（関税譲許）、7条（関税評価）に違反するとしてウルグアイが申立て。	GATT 第22条	
26. (48). EU－ホルモン牛肉に関する措置	米国(26) 【豪州、カナダ、ニュージーランド、ノルウェー】 カナダ(48) 【豪州、ニュージーランド、ノルウェー、米国】	1996/ 1/26 協議要請（「DS48」6/28） 4/25 パネル設置要請（「DS48」9/17） 5/20 パネル設置（10/16「DS48」と合併） 1997/ 8/18 パネル報告書配布 9/24 EUが上級委申立て 1998/ 1/16 上級委報告書配布 2/13 パネル・上級委報告書採択 1999/ 5/17 米国がDSU第22条に基づく対抗措置承認申請 6/ 2 EUがDSU第22.6条仲裁の要請 7/12 22.6条仲裁決定の配布 7/26 22.6条仲裁決定の採択 2008/12/22 EUが本件の履行についての米国及びカナダとの相違の解決と、米国及びカナダによる譲許停止の停止を目的として協議要請（履行確認） 2009/ 5/13 （DSBへの通報は9/25付け） EU・米国間で、EUが年間一定量（段階的に増加）の牛肉について0%の関税率割当を設け、米国は段階的にEU産品に対する対抗措置を停止・撤廃する等の内容の合意が成立。	①肉牛の飼料へのホルモン剤添加規制及び当該飼料で育成された牛の肉の輸入規制に係るEU指令が、米国牛肉の輸入を制限し、GATT第3条（内国民待遇）、11条（数量制限）、SPS協定、TBT協定、農業等に違反する、と米国が申立て。 ②EUの措置がSPS協定第3.1条（国際的基準への準拠）、5.1条（危険性評価に基づく措置の実施）及び5.5条（適切な保護水準の設定）に違反すると判断。 ③SPS第5.1条についてはパネルの判断を支持したが、3.1条及び5.5条についてはパネルの判断を破棄。また、上級委は、3.1条の要請する国際基準に基づかない措置を執る場合には、係る措置を執る国がSPS協定第3.3条（科学的に正当な理由がある場合の国際基準よりも高い保護水準の導入）との整合性の証明責任を負う、としたパネルの判断についてもこれを破棄。仲裁によりEUには15か月の履行期間が認められたが、EUが期間内の履行は不可能、としたため、米国及びカナダはDSU第22.2条に基づく対抗措置の承認申請を行い、対抗措置の規模の仲裁を経て、1999年7月のDSBにおいて、米国に年1億1680百万米ドル、カナダに年1130万カナダドルの報復関税賦課が承認された。両国は同月に関税賦課を開始した。なお、2004年11月、EUは本件で問題とされた措置が是正されたにもかかわらず、米国及びカナダが対抗措置を継続しているのはDSUの関連規定等に反するとして、両国に対してDSUに基づく二国間協議要請を行った。（DS320：対米国、DS321：対カナダ） DS320及び321は、2008年3月31日にパネル報告書、10月16日には上級委報告書が配布され、早急に履行パネルを開始するよう勧告された。	SPS 2条、3条、5 条 TBT 第2条 GATT 第3条、11条	第Ⅱ部第11 章

第3章 紛争案件一覧（WTO発足後の紛争案件）

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
27. EU—バナナ輸入 制限	エクアドル グアテマラ ホンジュラス メキシコ 米国 【ベリーズ、カメ ルーン、コート・ ディボワール、ド ミニカ共和国、ジ ヤマイカ、セント ルシア、セント・ ビンセント、グレ ナディーン、スリ ナム、コロンビ ア、ニカラグア、 日本、ブラジル、 パナマ、コスタリ カ、カナダ、ドミ ニカ、マダガスカル、 ガーナ、グレ ナダ、インド、フ イリピン、セネガル、 ベネズエラ】	1996/ 2/ 5 協議要請 4/11 パネル設置要請 5/ 8 パネル設置 1997/ 5/22 パネル報告書配布 6/11 EUが上級委申立て 9/ 9 上級委報告書配布 9/25 パネル・上級委報告書採択 12/15 パネル設置要請（履行確認） 1999/ 1/12 パネル設置（履行確認） 1/14 米国がDSU第22条に基づく 対抗措置承認申請 1/29 米国がEUのDSU第22.6条仲 裁の要請 4/ 9 米国が22.6条仲裁決定の配布 4/12 パネル報告書配布（履 行確認） 4/19 米国が22.6条仲裁決定の採択 5/ 6 パネル報告書採択（履行確認） 11/ 8 エクアドルがDSU第22条に 基づく対抗措置承認申請 11/19 エクアドルがEUの22.6条仲 裁の要請 2000/ 3/24 エクアドルが22.6条仲裁決定 の配布 5/18 22.6条仲裁決定の採択 2001/ 4/30 米EU、米エクアドル合意 2006/ 11/16 協議要請Ⅱ（履行確認） 2007/ 2/23 パネル設置要請Ⅱ（履行確認） 11/12 パネル設置Ⅱ（履行確認） 2008/ 4/ 7 パネル報告書配布Ⅱ（履行確 認/エクアドル申立て） 5/19 パネル報告書配布Ⅱ（履行確 認/米国申立て） 9/ 9 エクアドルが上級委申立て （履行確認） 11/26 上級委員会報告書配布（履行 確認） 12/22 パネル・上級委報告書採択 （履行確認）	①バナナの輸入、販売、流通に関するEUの制度が、 GATT第1、2、3、10、11、13条、輸入許可手続協定 第1、3条、農業、TRIMS協定第2、5条、GATS第2、 4、16、17条に違反するとの申立て。 ②GATT第1条1項、3条4項、10条3項、13条1項、輸 入許可手続協定第1条3項、GATS第2条、17条に違反 すると判断 ③概ねパネルの報告を支持したが、GATT第13条1項 の義務違反を免除する認定についての解釈、輸入許可 手続が、GATT第10条と輸入許可手続協定に違反する ことの認定に際し解釈を修正。 履行確認パネル・上級委報告書は、本件で争われた措 置はすでに存在しないとして、DSBに対して何らの勧 告も行わないと結論。①エクアドル申立と米国申立に ついて、21、5条パネルが異なるタイムテーブルにて 検討を行った点はDSU9、3条に非整合。②21、5条パ ネルによる、ACP諸国に対する無税枠の供与が GATT13条に非整合とする事実認定を却下。③21、5 条パネルによる、ECのバナナ輸入措置がGATT非整 合の措置を含み、米国、エクアドルの協定上の利益を 損ねているとの事実認定を却下。	GATT 第1条、2条、 3条、10条、 11条、13条 ライセンス 1条、3条 農業 19条 TRIMS 2条、5条 GATS 2条、4条、16 条、17条	第II部第1章 第II部第15 章 第II部第16 章
28. 日本—著作隣接 権	米国	1996/ 2/ 9 協議要請 1997/ 1/24 二国間合意通報	①日本の著作権隣接権保護制度がTRIPs協定第14条な どに違反するとして米国が申立て。	TRIPS 第3条、4条、 14条、61条、 65条、70条	
29. トルコ—繊維・衣 服輸入制限	香港	1996/ 2/12 協議要請	①トルコの繊維・衣服輸入制限がGATT第11、13条に 違反するとして香港が申立て。	GATT 第11条、13 条、24条 繊維 2条	
30. ブラジル—乾燥 ココナッツ及びココ ナッツミルクパウダ ー相殺関税	スリランカ	1996/ 2/23 協議要請	①乾燥ココナッツ・ココナッツミルクに対するブラジ ルの相殺関税賦課が、GATT第1、2、6条、農業第13 条(a)に違反するとしてスリランカが申立て。	GATT 第1条、2条、 6条 農業 第13条	
31. カナダ—雑誌に 係る措置	米国	1996/ 3/11 協議要請 5/24 パネル設置要請 6/19 パネル設置 1997/ 3/14 パネル報告書配布 4/29 カナダが上級委申立て 6/30 上級委報告書配布 7/30 パネル・上級委報告書採択	①カナダの雑誌の輸入制限が、GATT第11条に違反す る、また、雑誌に対する税制等が、GATT第3条に違 反するとして米国が申立て。②GATT第3条2項違反を 認定。 ③パネルの判断を概ね肯定したが、一部カナダの消費 税法V、1部が、GATT第3条2項第1文、第2文に違反 する、また、郵便料金の軽減は、GATT第3条8項(b) に違反するとしてパネルの解釈を修正。	GATT 第3条、11条	
32. 米国—女性羊毛 コート輸入制限	インド 【カナダ、コスタ リカ、EU、ノル ウェー、パキスタ ン、トルコ】	1996/ 3/14 協議要請 4/17 パネル設置 1996/ 4/25 パネル設置要請取り下げ	①米国の繊維製品に関するセーフガード措置が、繊維 協定第2、6、8条に違反するとしてインドが申立て。	繊維 第2条、6条、 8条	
33. 米国—毛織シャ ツ・ブラウス輸入制限	インド 【カナダ、EU、 ノルウェー、パキ スタン、トルコ】	1994/ 12/30 協議要請 1996/ 3/14 パネル設置要請 6/24 パネル設置 1997/ 1/ 6 パネル報告書配布 2/24 インドが上級委申立て 4/25 上級委報告書配布 5/23 パネル・上級委報告書採択	①米国の繊維製品に関する経過的繊維SG措置が、 ATCの第2.4、6条に違反するとインドが申立て。 ②米国の措置重大な損害の立証において繊維協定第 2.4、6条に違反すると認定（ATCに関するパネル判断 については上級委申立てされず）。 ③手続的論点として、举证責任が申立国にあるとのパ ネル判断を支持。 パネル報告書配布前の1996年11月22日に米国は措置 を撤回したと宣言。	繊維 第2条、6条、 8条 DSU	

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第Ⅰ部 第Ⅱ部 記載
34. トルコ－繊維・衣 服輸入制限	インド 【EU、香港、中 国、日本、フィリ ピン、タイ、米国】	1996/ 3/21 協議要請 1998/ 2/ 2 パネル設置要請 3/13 パネル設置 1999/ 5/31 パネル報告書配布 7/26 トルコが上級委申立て 10/21 上級委報告書配布 11/19 パネル・上級委報告書採択	①トルコの繊維・衣服輸入制限が、GATT第11、13 条、繊維協定第2条に違反するとインドが申立て。 ②GATT第11条、13条、繊維協定第2条4項違反は、 GATT第24条によって正当化されるとするトルコの 主張を棄却。③パネルの判断を支持したが、GATT第 24条違反の法解釈理由を修正。	GATT 第11条、13 条、24条 繊維 第2条	第Ⅱ部第16 章
35. ハンガリー－農 産品輸出SCM	アルゼンチン、豪 州、カナダ、ニュ ージーランド、タ イ、米国 【カナダ、日本、 タイ、ウルグア イ】	1996/ 3/27 協議要請 1997/ 1/ 9 パネル設置要請 2/25 パネル設置 7/30 合意により解決としなが らもウェーバーの採用につき 未解決	①ハンガリーは、約束表のコミットメントのレベルを 越えて輸出SCMを交付しており、農業第3.3条及び第 5部に違反するとして米国、カナダほか各国が申立て。	農業 第3条	
36. パキスタン－医 薬品農業用化学品特 許保護	米国	1996/ 4/30 協議要請 7/ 4 パネル設置要請 1997/ 2/28 二国間合意通報	①パキスタンの医薬品・農業用化学品に関する特許保 護制度が、TRIPS協定第27、65、70条に違反する として米国が申立て。	TRIPS 第27条、65 条、70条	
37. ボルトガル－工 業所有権法下の特許 保護	米国	1996/ 4/30 協議要請 10/ 3 二国間合意通報	①ボルトガルの工業所有権法下の特許保護が、TRIPS 協定第33、65、70条に違反するとして米国が申立て。	TRIPS 第33条、65 条70条	
38. 米国－キューバ 自由民主化法	EU 【カナダ、日本、 マレーシア、メキ シコ、タイ】	1996/ 5/ 3 協議要請 10/ 3 パネル設置要請 11/20 パネル設置 1997/ 4/21 EUによるパネル停止 1998/ 4/22 パネル設置根拠喪失	①米国のキューバ自由民主化法に基づく貿易制限、ビ ザ発給拒否、米国からの外国人追放が、GATT第1、3、 5、11、13条、及びGATS第1、3、6、16、17条に違 反するとしてEUが申立て。	GATT 第1条、3条、 5条、11条、 13条 GATS 第1条、2条、 3条、6条、11 条、16条、17 条	
39. 米国－対EU輸入 品関税引上げ	EU	1996/ 4/17 協議要請 6/19 パネル設置要請 1996/ 7/15 パネル設置要請取り下げ	①米国の対EU輸入品関税の一時的引き上げが、 GATT第1、2、23条及び紛争解決了解第3、22、23条 に違反するとしてEUが申立て。	GATT 第3条、22条、 23条 DSU 第3条、22条、 23条	
40. 韓国－通信機器 調達関連法令・実態	EU	1996/ 5/ 9 協議要請 1997/ 10/29 二国間合意通報通報	①通信機器に関する韓国の政府調達慣行と米韓二国 間条約に基づく米国企業への優遇が、GATT第3、17 条に違反するとしてEUが申立て。	GATT 第1条、3条、 17条	
41. 韓国－農産品検 疫関連措置	米国	1996/ 5/24 協議要請	①韓国の農産品検疫関連措置が輸入を制限しており、 GATT第3、11条、SPS協定第2、5、8条、TBT協定第 2、5、6条、農業第4条に違反するとして米国が申立 て。	GATT 3条、11条 SPS 第2条、5条、 8条 TBT 第2条、5条、 6条 農業 第4条	
42. 日本－著作隣接 権	EU	1996/ 5/24 協議要請 ※28の協議と一本化したため、日米間合意 に伴い終了	①日本の著作隣接権保護制度が、TRIPS協定第14.6、 70.2条に違反するとしてEUが申立て。	TRIPS 第14条、70 条	
43. トルコ－外国映 画放映収入税	米国	1996/ 6/12 協議要請 1997/ 1/ 9 パネル設置要請 2/25 パネル設置 7/14 二国間合意通報	①トルコの外国映画放映収入税がGATT第3条に違反 するとして米国が申立て。	GATT 第3条	
44. 日本－消費者フ ィルム印画紙関連措 置	米国 【EU、メキシコ】	1996/ 6/13 協議要請 9/20 パネル設置要請 10/16 パネル設置 1998/ 3/31 パネル報告書配布 4/22 パネル報告書採択	①日本の消費者フィルム印画紙関連措置が輸入品を 差別しており、利益を無効化・侵害しているとして、 GATT第3、10条に違反すると米国が申立て。 ②当該措置により、輸入品が国内産品と比較して不利 な待遇を付与されたこと、実質的に輸入品に与えられ た利益に影響を及ぼしたことを立証出来ていないと して、GATT第3、10条に違反しないと判断。	GATT 第3条、10条、 23条	第Ⅱ部第15 章
45. 日本－流通サー ビス関連措置	米国	1996/ 6/13 協議要請 9/20 追加的協議要請	①日本の流通サービス関連措置が、GATS第3、6、16、 17条に違反し、利益を無効化・侵害しているとして米 国が申立て。	GATS 第3条、6条、 16条、17条、 23条	

第3章 紛争案件一覧 (WTO 発足後の紛争案件)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
46. ブラジル—航空 機輸出ファイナンス プログラム	カナダ 【豪州、EU、韓 国、米国】	1996/ 6/19 協議要請 9/16 パネル設置要請 10/ 3 パネル再要請（カナダより取 り下げ） 1998/ 7/10 パネル設置要請 7/23 パネル設置 1999/ 4/14 パネル報告書配布 5/ 3 ブラジルが上級委申立て 8/ 2 上級委報告書配布 8/20 パネル・上級委報告書採択 11/23 パネル設置要請（履行確認） 12/ 9 パネル設置（履行確認） 2000/ 5/ 9 パネル報告書配布（履行確 認） 5/10 カナダが対抗措置承認申請 5/22 ブラジルが上級委申立て（履 行確認） 7/21 上級委員会報告書配布（履行 確認） 8/ 4 パネル・上級委員会報告書採 択（履行確認） 8/28 対抗措置の規模に係る仲裁 裁定の配布 12/12 対抗措置の規模に係る仲裁 裁定の採択 2001/ 1/22 パネルII設置要請（履行確 認） 2/16 パネルII設置（履行確認） 7/26 パネルII報告書配布（履行確 認） 8/23 パネルII報告書採択（履行確 認）	①ブラジルの航空機輸出ファイナンス・プログラム （PROEX）は、SCM第3、27.4、27.5条に違反する と申立て。 ②ブラジルの措置はSCM第3.1(a)、27.4条に違反し、 輸出信用に関する規定のSCM附属書I(k)によっても 正当化されず、輸出SCMであると認定。 ③一部パネルの判断と異なる解釈を示しつつもパネ ルの結論を支持。 その後のDSU第21.5条パネル及び上級委においても 改訂されたブラジルのプログラム（PROEX）等が SCM違反であると認定。その一方、カナダは対抗措 置の承認要請を申立て、繊維協定の下での議定停止が 承認された。その後カナダは、再度改訂されたブラジ ルのプログラム（PROEXIII）についてDSU第21.5条 パネルを要請、パネルは、PROEXIIIそれ自体はSCM 第3.1(a)違反ではなくかつOEUD輸出信用アレンジ メントの遵守グラフについて規定する附属書1(k)パ ラ2で正当化されるとした。	SCM 第3条、27条	
47. トルコ—繊維・衣 服輸入制限	タイ	1996/ 6/20 協議要請	①トルコの繊維・衣服輸入制限が、GATT第1、2、11、 13条及び繊維協定第2条に違反するとしてタイが申 立て。	GATT 第1条、2条、 11条、13条、 24条 繊維 第2条	
48. EU—ホルモン家 畜・牛肉制限する措置	カナダ	1996/ 6/28 協議要請 9/17 パネル設置要請 10/16 パネル設置（「DS26」と合併）		SPS 第2条、3条、 5条 TBT 第2条、5条 GATT第3条、 11条	第II部第11 章
49. 米国—生鮮・冷凍 トマト輸入AD措置	メキシコ	1996/ 7/ 1 協議要請	①生鮮・冷凍トマト輸入に対する米国のAD調査が、 GATT第6、10条、及びAD第2、3、5、6、7.1条に違 反するとしてメキシコが申立て。	GATT 第6条、10条 AD 第2条、3条、 5条、6条、7 条	
50. インド—医薬品 農薬用化学品特許保 護	米国 【EU】	1996/ 7/ 2 協議要請 11/ 7 パネル設置要請 11/20 パネル設置 1997/ 9/ 5 パネル報告書配布 10/15 インドが上級委申立て 12/19 上級委報告書配布 1998/ 1/16 パネル・上級委報告書採択	①インドの医薬品・農薬用化学品の特許保護制度が TRIPS協定第27、63、65、70.8、70.9条等に違反す るとして米国が申立て。 ②インドは医薬品・農薬用化学品の物質特許申請の新 規性・優先性を保護する適切な措置及び期間排他的販 売権を付与する措置を確立していないとして、TRIPS 協定第63.1条、63.2条、70.8(a)条、70.9条違反を認定。 ③70.8(a)条及び70.9条についてはパネルの判断を支 持したものの、63条については、パネルの付託事項で はないとして、パネルの判断を破棄。	TRIPS 第27条、65 条、70条	
51. ブラジル—自動 車関連投資措置	日本	1996/ 7/30 協議要請	①ブラジルの自動車関連投資措置が、GATT第1、3、 11条、TRIMS協定GATS第2条、SCM第3、27.2、27.4 条に違反。し、利益を無効化・侵害しているとして日 本が申立て。	GATT 第1条、3条、 11条 TRIMS 第2条 SCM 第3条、27条	
52. ブラジル—自動 車貿易投資関連措置	米国	1996/ 8/ 9 協議要請	①ブラジルの自動車貿易投資関連措置が、GATT第1、 3条、TRIMS協定第2条、SCM第3、27.4条に違反し、 利益を無効化・侵害しているとして米国が申立て。	GATT 第1条、2条、 3条、23条 TRIMS 第2条 SCM 第3条、27条	
53. メキシコ—関税 評価制度	EU	1996/ 8/27 協議要請	①NAFTA加盟国からの輸入品とそれ以外の国からの 輸入品とで、関税評価基準が異なるメキシコの関税 は、GATT第24条5項(b)に違反するとしてEUが申立 て。	GATT 第24条	

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第Ⅰ部 第Ⅱ部 記載
54. (55)、(59)、(64)、 インドネシアー自動 車関連措置	EU(54) 日本(55) 米国(59) 日本(64) 【インド、韓国、 米国(54)】	1996/ 10/ 3 協議要請（「DS55」10/4、 「DS59」10/8、「DS64」11/29 ※DS64はDS55以外の論点 について提起） 1997/ 5/12 パネル設置要請（「DS55」 4/17、「DS59」6/12、「DS64」 4/17） 7/30 パネル設置（「DS55」、 「DS59」、「DS64」と合併） 1998/ 7/ 2 パネル報告書配布 7/23 パネル報告書採択	①「国民車」計画の自動車及び関連部品に関する措置 が、GATT第1、3条、TRIMS協定第2条及びSCM第3、 6、28条、TRIPS協定第3、65.5条に違反すると申立 て。 ②GATT第1、2条、TRIMS協定第2条、SCM第5条に 違反すると判断したが、SCM第28.2条の違反は認め ない、またTRIPS協定第3条及び65.5条違反の問題は 原告の論証が不十分と判断。パネル報告を受け、イン ドネシア政府は、1999年6月に新自動車政策を導入 し、履行を果たした。	GATT 第1条、3条 TRIMS 第2条 SCM 第1条、2条、 3条、6条 TRIPS	
55. インドネシアー 自動車関連措置	日本	1996/ 10/4 協議要請 4/17 パネル設置要請 7/30 パネル設置（「DS54」と合併）		GATT 第1条、3条、 10条 TRIMS 第2条、5条 SCM 第3条、28条 TRIPS	
56. アルゼンチンー 靴繊維衣服関連措置	米国 【EU、インドネシ ア】	1996/ 10/ 4 協議要請 1997/ 1/ 9 パネル設置要請 2/25 パネル設置 11/25 パネル報告書配布 1998/ 1/21 アルゼンチンが上級委申立 て 3/27 上級委員会報告書配布 4/22 パネル・上級委員会報告書採 択	①アルゼンチンの靴・繊維・衣服に関連する特定関税 などの措置が、GATT第2、7、8、10条、TBT協定第 2条、関税評価協定第1、8条、繊維協定第7条に違反 するとして米国が申立て。 ②GATT第2、8条違反を認定。 ③譲許表に規定された形式と異なる形式での関税の 適用は、譲許表に規定した関税を超える徴収をもちら ず限りにおいてGATT第2条違反であるとし、パネル の認定を変更。 上級委報告を受け、アルゼンチンは、1999年1月1日 までに統計税を0.5%に削減し、1998年10月19日ま でに特別関税の上限を35%（譲許税率）とする事で、勧 告の履行を行った。	GATT 第2条、7条、 8条、10条 TBT 第2条 関税評価 第1条、2条、 3条、4条、5 条、6条、7 条、8条 繊維 第7条	
57. 豪州ー繊維衣服 靴輸入信用制度	米国	1996/ 10/ 7 協議要請	①豪州の革製品に対するSCM交付が、SCM第3条に違 反するとして米国が申立て。	SCM 第3条	
58. 米国ーエビ保護 海ガメ法	インド マレーシア パキスタン タイ 【豪州、コロンビ ア、コスタリカ、 EU、グアテマラ、 香港、日本、メキ シコ、ナイジェリ ア、パキスタン、 フィリピン、セネ ガル、シンガポ ール、スリランカ、 ベネズエラ】	1996/ 10/ 8 協議要請 1997/ 1/ 9 マレーシア・タイがパネル設 置要請 1/30 パキスタンがパネル設置要請 2/25 パネル設置、インドがパネル 設置要請 4/10 インドが単独でパネル設置 （前者に併合） 1998/ 5/15 パネル報告書配布 7/ 3 米国が上級委員会申立て 10/12 上級委員会報告書配布 11/ 6 パネル・上級委員会報告書採 択 2000/ 10/23 パネル設置（履行確認） 2001/ 6/22 パネル報告書配布（履行確 認） 10/22 上級委員会報告書配布（履行 確認） 11/21 パネル・上級委員会報告書採 択（履行確認）	①海ガメの保護を意図した、米国のエビ及びエビ製品 の輸入制限が、GATT第1、11、13条に違反し、利益 を無効化・侵害していると申立て。 ②GATT第20条では正当化されずGATT第11条1項違 反と判断。 ③20条(g)に対するパネルの判断のアプローチを拒絶 し、はじめに極めて抽象的な審査のみで20条(g)の要 件が満たされると判断し、次に往査基準が満たされて いるかどうか、より具体的に判断するというアプロ ーチを採用し、最終的には20条での正当化は認められ ず、GATT違反と判断。	GATT 第1条、11条、 13条、20条	第Ⅱ部第3章
59. インドネシアー 自動車関連措置	米国	1996/ 10/8 協議要請 1997/ 6/12 パネル設置要請 1997/ 6/30 パネル設置（「DS54」と合併）		GATT 第1条、3条 TRIMS 第2条 SCM 第1条、2条、3条、 6条、27条、28条 TRIPS 第3条、20条、 65条	
60. グアテマラーポ ートランドセメント 輸入AD調査	メキシコ 【カナダ、エルサ ルバドル、ホンジ ュラス、米国】	1996/ 10/15 協議要請 1997/ 2/ 4 パネル設置要請 3/20 パネル設置 1998/ 6/19 パネル報告書配布 8/ 4 グアテマラが上級委申立て 11/ 2 上級委員会報告書配布 11/25 パネル・上級委報告書採択	①セメント輸入に対するAD調査が、AD第2、3、5、 7.1条に違反するとしてメキシコが申立て。 ②グアテマラが調査開始を正当化するためのダンビ ング、損害及び因果関係に関する十分な証拠がないに もかわらず調査を開始したとして、AD第5.3条違反 を認定。 ③メキシコはパネル設置要請の際に申立て措置の特 定を行わなかったためDSU第6.2条違反があるとし て、適切にパネル設置要請を行ったとのパネルの判断 を破棄。このため、パネルが行った実質的な論点につ いては何ら判断しなかった。	AD 第2条、3条、 5条、6条、7 条	

第3章 紛争案件一覧（WTO発足後の紛争案件）

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
61. 米国－エビ保護 海ガメ法	フィリピン	1996/ 10/25 協議要請	①海ガメの保護を意図した、米国のエビ及びエビ製品の輸入制限がGATT第1、2、3、8、11、13条、TBT協定第2条に違反し、利益を無効化・侵害しているとしてフィリピンが申立て。	GATT 第1条、2条、 3条、8条、11 条、13条 TBT 2条	
62. (67)、(68). EU－ コンピューター機器 関税分類	米国 【日本、韓国、イン ド、シンガポール】	1996/ 11/ 8 協議要請（「対英国 DS67」 及び「対アイルランドDS68」 1997/2/14） 1997/ 2/11 パネル設置要請（「DS67」 「DS68」3/7） 2/25 パネル設置（3/20「DS67」 「DS68」と合併） 1998/ 2/ 5 パネル報告書配布 3/24 EUが上級委申立て 6/ 5 上級委報告書配布 6/22 パネル・上級委報告書採択	①コンピューター機器に関する関税分類の変更が、GATT第2条に違反するとして米国が申立て。 ②GATT第2条1項違反と判断。 ③パネルと同様にGATT第2条1項違反としたが、輸出国の「正当な期待」の観点からの誤りの解釈、輸出国の「正当な期待」の観点からの誤りの解釈がウィーン条約法条約第31条に規定された誠実な解釈の規則に合致するとのパネルの判断を棄却。	GATT 第2条	
63. 米国－旧東独固 形尿素輸入へのAD措 置	EU	1996/ 11/28 協議要請	①旧東独からの固形尿素輸入に対し米国が行ったAD措置は、AD第9条及び11条に違反しているとしてEUが申立て。	AD 第9条、11条	
64. インドネシア－ 自動車関連措置	日本	1996/ 11/29 協議要請 1997/ 4/17 パネル設置要請 1997/ 6/30 パネル設置(「DS54」と合併)		GATT 第1条、3条、 10条 TRIMS 2条 SCM 1条、2条、3 条、5条、6条、 7条、28条 TRIPS	
65. ブラジル－自動 車貿易投資関連措置	米国	1997/ 1/10 協議要請	①DS52に基づく協議後、ブラジルが新たに設けた自動車関連措置が、GATT第1、3条、TRIMS協定第2条、SCM第3、27.4条に違反し、また利益を無効化・侵害しているとして米国が申立て。	GATT 第1条、3条 TRIMS 2条 SCM 3条、27条	
66. 日本－豚肉輸入 に係る措置	EU	1997/ 1/15 協議要請	①豚肉及び豚肉製品に係る日本の措置が、GATT第1、10.3、13条に違反し、また利益を無効化・侵害して9条及び11条に違反しているとしてEUが申立て。	GATT 第1条、10条、 13条	
67. 英国－コンピュ ーター機器関税分類	米国	1997/ 2/14 協議要請 1997/ 3/7 パネル設置要請 1997/ 3/20 パネル設置(「DS62」と合併)		GATT 第2条、23条	
68. アイルランド－ コンピューター機器 関税分類	米国	1997/ 2/14 協議要請 1997/ 3/7 パネル設置要請 1997/ 3/20 パネル設置(「DS62」と合併)		GATT 第2条、22条 、23条	
69. EU－鶏肉製品輸 入に関する措置	ブラジル 【タイ、米国】	1997/ 2/24 協議要請 6/12 パネル設置要請 7/30 パネル設置 1998/ 3/12 パネル報告書 4/29 ブラジルが上級委申立て 7/13 上級委報告書配布 7/23 パネル・上級委報告書採択	①鶏肉製品に関するEUの輸入レジーム及び関税割当が1994年GATT第10、27条、輸入許可手続協定第1、3条に違反し、利益を無効化・侵害しているとしてブラジルが申立て。また、関税率割当の枠外にある鶏肉の輸入に対し課される特別セーフガードの履行において、農業に関する協定第4、5条に違反するとして申立て。 ②農業に関する協定第5条違反を認定。 ③パネルの5条1項bの解釈を修正するとともに、5条5項違反を認定。	GATT 第2条、3条、 10条、13条、 28条 ライセンス 第1条、3条 農業 第4条、5条	
70. カナダ－民間航 空機輸出に係る措置	ブラジル 【EU、米国】	1997/ 3/10 協議要請 1998/ 7/10 パネル設置要請 7/23 パネル設置 1999/ 4/14 パネル報告書配布 5/ 3 カナダが上級委申立て 8/ 2 上級委報告書配布 9/ 6 協議要請（履行確認） 11/23 パネル設置要請（履行確認） 12/ 9 パネル設置（履行確認） 2000/ 5/ 9 パネル報告書配布（履行確認） 5/22 ブラジルが上級委申立て（履行確認） 7/21 上級委報告書配布（履行確認） 2000/ 8/ 4 パネル・上級委報告書採択	①ブラジルへの民間機輸出に対するカナダ政府・州の補助金交付は、SCM第3条に違反するとブラジルが申立て。 ②③パネル及び上級委は、カナダの補助金の一部（CA制度に基づく融資と技術提携制度（TPC））についてのみ輸出補助金であると認定し、これらの廃止を勧告。判断に際しては、SCM第1.1(b)の利益の判定に受益者利益説と商業的ベンチマークが採用された。DSU第21.5条パネルはTPCについては履行されたことを認定したが、CA制度については完全に履行されていないと判断した。DSU第21.5条上級委は、TPCについてはブラジルが立証に失敗したと判断した。	SCM 第3条	
71. カナダ－民間航 空機輸出に係る措置	ブラジル	1997/ 3/10 協議要請	①カナダのDS70と同様の措置は、SCM第5条の悪影響があり、相殺関税の対象となる（SCM第7条）としてブラジルが申立て。	SCM 5条	

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第Ⅰ部 第Ⅱ部 記載
72. EU一乳製品に係る措置	ニュージーランド 【米国】	1997/ 3/24 協議要請 11/ 6 パネル設置要請 11/18 パネル設置 1999/ 11/11 二国間合意通報	①EU及び英国税務局のニュージーランド産バターに対する措置がGATT第2、10、11条及びTBT協定第2条、輸入許可手続協定第3条に違反しているとしてニュージーランドが申立て。	GATT 第2条、3条、 10条、11条 TBT 第2条 ライセンス 第3条	
73. 日本一人工衛星調達	EU	1997/ 3/26 協議要請 7/31 二国間合意通報	①日本の人工衛星調達の入札に係る明細事項は明示的に米国以外を排除するものであり、政府調達協定附属書付表1に反し、6(3)、7(2)に違反するとしてEUが申立て。	政府調達 第3条、6条、 12条	
74. フィリピン豚肉・鶏肉に係る措置	米国	1997/ 4/ 1 協議要請 1998/ 3/12 二国間合意通報	①フィリピンの豚肉・鶏肉の開割割当に伴う許可等の遅延は、1994年GATT第3、10、11条、農業第4条、輸入許可手続協定第1、3条、TRIMS協定第2、5条に違反するとともに、利益を無効化・侵害しているとして米国が申立て。	GATT 第3条、10条、 11条 農業 第4条 ライセンス 第1条、3条 TRIMS 第2条、5条	
75. 韓国一酒税	EU 【カナダ、メキシコ】	1997/ 4/ 4 協議要請 9/10 パネル設置要請 10/16 パネル設置 1998/ 9/17 パネル報告書配布 10/28 韓国が上級委申立て 1999/ 1/18 上級委員会報告書配布 2/17 パネル・上級委報告書採択	①韓国の酒税法・教育税法による酒類への内国税賦課は、1994年GATT第3条2項に違反するとしてEUが申立て。 ②1994年GATT第3条2項違反を認定。 ③パネルの判断を支持。	GATT 第3条	
76. 日本一農産物に係る措置	米国 【ブラジル、EU、ハンガリー】	1997/ 4/ 7 協議要請 10/ 3 パネル設置要請 11/18 パネル設置 1998/ 10/27 パネル報告書配布 11/24 日本が上級委申立て 1999/ 2/22 上級委報告書配布 3/19 パネル・上級委報告書採択 2001/ 8/23 二国間合意通報	①日本が特定の農産物への検疫措置として品種ごとの検査を義務付けていることが、SPS協定の関連規定、GATT第11条、農業第4条に違反し、利益を無効化・侵害しているとして米国が申立て。 ②日本の措置はSPS協定第2.2条（科学的根拠に基づく措置実施）、第5.6条（貿易制限的とならない保護水準の確保）及び衛生植物検疫上の規制の透明性確保に係る附属書Bに違反すると判断。 ③パネルの判断をおおむね支持。 日本は1999年12月末までにパネル・上級委の勧告を履行する旨米国と合意し、同期間内に問題の措置を廃止。その後も日本は新たな検疫措置について協議を継続し、2001年8月に本件について完全な合意に至った旨DSBに通報した。	SPS 第2条、4条、 5条、7条、8 条 GATT 第11条 農業 第4条	
77. アルゼンチン一靴繊維衣服関連措置	EU 【米国】	1997/ 4/17 協議要請 9/10 パネル設置要請 10/16 パネル設置 1998/ 7/29 パネル停止 1999/ 7/29 パネル設置根拠喪失	①アルゼンチンの織物等に対する特定関税などの措置がGATT第2条、繊維協定第7条、及びTBT協定第14.1条に違反しているとしてEUが申立て。	GATT 第2条、28条 繊維 第7条 TBT 第2条	
78. 米国一トウモロコシ輸入に係るセーフガード措置	コロンビア	1997/ 4/28 協議要請	①米国のトウモロコシ輸入に対するSG措置が、SG第2、4、5、9、12条、GATT第2、13、14条に違反し、また利益を無効化・侵害しているとしてコロンビアが申立て。	SG 第2条、4条、 5条、9条、12 条 GATT 第2条、11条、 13条、19条	
79. インド一医薬品・農薬用化学品特許保護	EU 【米国】	1997/ 4/28 協議要請 9/ 9 パネル設置要請 10/16 パネル設置 1998/ 8/24 パネル報告書配布 9/22 パネル報告書採択	①インドの医薬品・農薬用化学品の特許保護制度がTRIPS協定第70.8、70.9条に違反するとしてEUが申立て。 ②インドは医薬品及び農薬用化学品の物質特許申請の新規性・優先性を保護する適切な措置及び期間排他的販売権を付与する措置を確立していないとして、TRIPS協定第70.8(a)条及び70.9条違反を認定。	TRIPS 第27条、65 条、70条	
80. ベルギー一の商業用電話帳サービス	米国	1997/ 5/ 2 協議要請	①ベルギーの電話帳出版業に対する免許付与条件等の措置が、GATS第2、6、8、17条に違反し、EUのコミットメントによる利益を無効化・侵害しているとして米国が申立て。	GATS 第2条、6条、 8条、17条	
81. ブラジル一自動車貿易投資関連措置	EU	1997/ 5/ 7 協議要請	①ブラジル自動車関連措置（1997年3月に新たにとられた措置等を含む）が、GATT第1、3条、SCM第3、5、27.4条、TRIMS協定第2条に違反し、利益を無効化・侵害しているとしてEUが申立て。	GATT 第1条、3条、 10条、13条、 23条 SCM 第3条、5条、 27条 TRIMS 第2条	

第3章 紛争案件一覧 (WTO 発足後の紛争案件)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
82. アイルランドー 著作権接権付与に係 る措置	米国	1997/ 5/14 協議要請 1998/ 1/ 9 パネル設置要請 2/13 パネル設置要請取り下げ 2000/ 11/ 6 二国間合意通報	①アイルランドの著作権接権付与の制度が、TRIPS 協定第9-14、63、65、70条に違反するとして米国が 申立て。	TRIPS 第9条、10条、 11条、12条、 13条、14条、 41条、42条、 43条、44条、 45条、46条、 47条、48条、 61条、63条、 65条、70条	
83. デンマークー知 的財産権に係る措置	米国	1997/ 5/14 協議要請 2001/ 6/ 7 二国間合意通報	①デンマークが知的財産権を含む民事訴訟手続に係 る暫定措置を策定しないことは、TRIPS協定第50、 63、65条による義務に違反するとして米国が申立て。	TRIPS 第50条、63 条、65条	
84. 韓国ー酒税	米国 【カナダ、メキシ コ】	1997/ 5/23 協議要請 9/10 パネル設置要請 10/16 パネル設置 1998/ 9/17 パネル報告書配布 10/20 韓国が上級委申立て (DS75 と同一) 1999/ 1/18 上級委員会報告書配布 2/17 パネル・上級委報告書採択	①韓国の酒税法・教育税法による酒類への内国税賦課 は、1994年GATT第3条2項に違反し、同条の利益を 侵害しているとして米国が申立て。 ②1994年GATT第3条2項違反を認定。 ③パネルの判断を支持。	GATT 第3条	
85. 米国ー繊維物・衣服 に係る措置	EU	1997/ 5/23 協議要請 1998/ 2/11 二国間合意通報	①米国の繊維物・衣服に関する原産地規則の変更は、織 維協定第2.4、4.2、4.4条、原産地規則協定第4.2条、 GATT第3条及びTBT協定第2条に違反するとしてEU が申立て。	繊維 第2条、4条 原産地 第2条 GATT 第3条 TBT 第2条	
86. スウェーデンー 知的財産権に係る措 置	米国	1997/ 5/28 協議要請 1998/ 12/ 2 二国間合意通報	①スウェーデンが知的財産権を含む民事訴訟手続に 係る暫定措置を策定しないことは、TRIPS協定第50、 63、65条による義務に違反するとして米国が申立て。	TRIPS 第50条、63 条、65条	
87. (110). チリー酒 税	EU (87) 【カナダ、メキシ コ、ペルー、米国】 EU (110) 【カナダ、ペルー、 米国】	1997/ 6/ 4 協議要請 (「DS110」12/15) 10/ 3 パネル設置要請 (「DS110」 1998/3/9) 11/18 パネル設置 (「DS110」1998/3/25にパネ ル設置、その後DS87と合併) 1999/ 6/15 パネル報告書配布 9/13 チリが上級委申立て 12/13 上級委報告書配布 2000/ 1/12 パネル・上級委報告書採択	①EUは、チリが輸入蒸留酒に対し、国産蒸留酒 (ぶ どう酒を蒸留させた『ビスコ』) よりも高い特別売 上税を課しているのは、GATT第3条に違反するとして 申立て。チリはDS87の提起に伴い暫定的な措置改正 を行ったが、EUは当該新措置もGATT違反として DS110を提起。 ②チリの新措置についてもGATT第3.2条 (内国税・ 課徴金に係る内国民待遇) に違反すると判断。 ③、パネルの判断を概ね支持。 2001年2月のDSBにおいて、チリは輸入蒸留酒と『ビ スコ』への課税率を同率にする法改正を完了し、パネ ル・上級委の勧告を履行した旨通報を行った。	GATT 第3条	
88. (95). 米国ー政府 調達に係る措置	Eu(88) 日本(95)	1997/ 6/20 協議要請 (「DS95」7/18) 1998/ 9/ 8 パネル設置要請 (「DS95」 9/8) 10/21 パネル設置 (DS95と合併) 1999/ 2/10 パネル停止 2000/ 2/11 パネル設置根拠喪失	①米国マサチューセッツ州法が州に対しミャンマー 政府と取引のあった企業と取引することを禁じてい るのは、政府調達協定第8 (B)、10、13条に違反し、 利益を無効化・侵害しているとしてEUが申立て。	政府調達 第3条、8条、 13条、22条	第II部第14 章
89. 米国ー韓国製カ ラーテレビ輸入に係 るAD措置	韓国 【ブラジル】	1997/ 7/10 協議要請 11/ 6 パネル設置要請 1998/ 1/ 5 パネル設置要請取り下げ (再 要請の権利留保) 9/22 韓国が要請を取り下げ	①米国が韓国製カラーテレビに対し、ダンピングの不在 及び輸出中断にも拘わらずAD義務を賦課していた ことは、GATT第6条及びAD第1、2、3、4、5、11条 に違反するとして韓国が申立て。	GATT 第6条 AD 第1条、2条、 3条、4条、5 条、11条	
90. インドー農業・織 物・工業製品輸入に係 る数量制限	米国	1997/ 7/15 協議要請 10/ 3 パネル設置要請 11/18 パネル設置 1999/ 4/ 6 パネル報告書配布 5/26 インドが上級委申立て 8/23 上級委報告書配布 9/22 パネル・上級委報告書採択	①インドが2,700品目に及ぶ農業・繊維物・工業製品に つき輸入数量制限を行っているのは、GATT第11、18 条、農業第4条2項、輸入ライセンズ協定第3条に違反 するとして米国が申立て。 ②インドの措置が、GATT第11条 (数量制限)、18.11 条 (経済開発を目的とする範囲内での輸入制限の維持) に違反するとともに、農産品に対する輸入制限は 農業第4.2条 (農産品の輸入制限措置の一般的禁止) に違反し、米国の協定上の利益を無効化・侵害してい ると判断。 ③パネルの判断を全面的に支持。 2001年4月のDSBにおいて、インドは問題とされたす べての品目について数量制限を撤廃しDSBの勧告を 履行した旨通報した。	GATT 第11条、13 条、18条 農業 第4条	
91. インドー農業・織 物・工業製品輸入に係 る数量制限	豪州	1997/ 7/16 協議要請 1998/ 3/23 二国間合意通報	(DS90.の米国による申立て事由と同様)	GATT 第11条、18 条 農業 第4条	

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第Ⅰ部 第Ⅱ部 記載
92. インドー農業・織物・工業製品輸入に係る数量制限	カナダ	1997/ 7/16 協議要請 1998/ 3/25 二国間合意通報	(DS90.の米国による申立て事由と同様)	GATT 第11条、18 条 農業 第4条	
93. インドー農業・織物・工業製品輸入に係る数量制限	ニュージーランド	1997/ 7/16 協議要請 1998/ 9/14 二国間合意通報	(DS90.の米国による申立て事由に加え) 利益を無効化・侵害している。	GATT 第11条、18 条 農業 第4条	
94. インドー農業・織物・工業製品輸入に係る数量制限	スイス	1997/ 7/18 協議要請 1998/ 2/23 二国間合意通報	(上記DS90.～93.の申立て事由と同様。但し農業を除く)	GATT 第11条、18 条	
95. 米国ー政府調達に係る措置	日本	1997/ 7/18 協議要請 1998/ 9/8 パネル設置要請 1998/ 10/21 パネル設置(「DS88」と合併)		政府調達 第3条、8条、 13条、19条	第Ⅱ部第14
96. インドー農業・織物・工業製品輸入に係る数量制限	EU	1997/ 7/21 協議要請 1998/ 4/ 7 二国間合意通報	(上記DS90.の米国による申立て事由に加え) SPS協定第2、3、5条に違反するとして申立て。	GATT 第11条、13 条、17条、18 条 農業 第4条 SPS 第2条、3条、 5条	
97. 米国ーチリ産鮭輸入に係る相殺義務調査	チリ	1997/ 8/ 5 協議要請	①チリ産鮭に対する米商務省の補助金相殺義務調査はSCM第11条に違反するとしてチリが申立て。	SCM 第11条	
98. 韓国ー乳製品輸入に係るセーフガード決定	EU 【米国】	1997/ 8/12 協議要請 1998/ 1/ 9 パネル設置要請 6/10 新規のパネル設置要請 7/23 パネル設置 1999/ 6/21 パネル報告書配布 9/15 韓国が上級委申立て 12/14 上級委報告書配布 2000/ 1/12 パネル・上級委報告書採択	①韓国が乳製品に輸入割当の形でSGを発動したのは、SG第2、4、5、12条及びGATT第19条に違反するとしてEUが申立て。 ②重大な損害の認定に関するSG第4.2条違反及びSG措置の適用に関するSG第5条違反(ただし、上級委は数量制限を適用する場合以外のいかなる場合にも明白な説明が必要とのパネルの判断は破棄)を認定。 ③GATT第19.1条についてのパネルの解釈を破棄し、「予見されなかった発展」は独立の要件であると判断。	SG 第2条、4条、 5条、12条 GATT 第19条	
99. 米国ー韓国製DRAMに対するAD税賦課	韓国	1997/ 8/14 協議要請 1998/ 1/16 パネル設置 1999/ 1/29 パネル報告書配布 2000/ 3/19 パネル設置要請(履行確認) 4/25 パネル設置(履行確認) 9/21 パネル停止(履行確認) 10/20 二国間合意通報	①韓国製DRAMに対する米商務省のAD決定は、AD第6、11条に反するとして韓国が申立て。	AD 第2条、3条、 5条、6条、11 条、17条	
100. 米国ー鶏肉製品輸入に係る措置	EU	1997/ 8/18 協議要請	①米国によるEU産鶏肉製品の輸入禁止がGATT第1、3、10、11条及びSPS協定、TBT協定に反するとしてEUが申立て。	GATT 第1条、3条、 10条、11条 SPS 第2条、3条、 4条、5条、8 条 TBT 第2条、5条	
101. メキシコー米国産高糖度コーンシロップに対するAD調査	米国	1997/ 9/ 4 協議要請	①メキシコの米コーンシロップに対するAD決定及び措置の発動が、AD第5、6条に反するとして米国が申立て。	AD 第2条、4条、 5条、6条	
102. フィリピンー豚肉・鶏肉に係る措置	米国	1997/ 10/ 7 協議要請 1998/ 3/12 二国間合意通報	(DS74.の対象となった措置を改善するとの1997年政令8号も申立てに含む)	GATT 第3条、10条、 11条 農業 第4条 ライセンス 第1条、3条 TRIMS 第2条、5条	

第3章 紛争案件一覧（WTO 発足後の紛争案件）

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
103. (113). カナダ－ 乳製品に係る措置	米国(103) ニュージーランド (113) 【アルゼンチン、 豪州、EU、日本、 メキシコ】	1997/ 10/ 8 協議要請(「DS113」) 1997/12/29) 1998/ 2/ 2 パネル設置要請(「DS113」) 1998/3/12) 3/25 パネル設置(「DS113」と合併) 5/17 パネル報告書配布 7/15 カナダが上級委申立て 1999/ 10/13 上級委報告書配布 10/27 パネル・上級委報告書採択 2001/ 2/16 パネル設置要請(履行確認) 3/ 1 パネル設置(履行確認) 7/11 パネル報告書配布(履行確認) 9/ 4 カナダが上級委申立て(履行確認) 12/ 3 上級委報告書配布(履行確認) 12/ 6 パネルⅡ設置要請(履行確認) 12/18 パネル・上級委報告書採択、 パネルⅡ設置(履行確認) 2002/ 7/26 パネルⅡ報告書配布(履行確認) 9/23 カナダが上級委Ⅱ申立て(履行確認) 12/20 上級委Ⅱ報告書配布(履行確認) 2003/ 1/17 上級委Ⅱ報告書採択(履行確認) 5/15 二国間合意通報	①カナダの乳製品に係る輸出補助金及び関税割当は、GATT第2条、農業第3条、9条、SCM第3条、輸入ライセンス協定第1、3条に違反するとして米国が申立て。 ②③パネル及び上級委は、農業第9条の輸出補助金に該当する措置であり、農業第10条違反であると認定。DSU第21.5条パネル及び上級委は、カナダの履行が不十分であると判断した。	SCM 第3条 GATT 第10条、11 条、13条 農業 第3条、4条、 8条、9条、10 条	
104. EU－プロセス チーズ輸出に係る措 置	米国	1997/ 10/ 8 協議要請	①EUのプロセスチーズ輸出に係るSCMが、農業第8、9、10、11条、SCM第3条に違反するとして米国が申立て。	農業 第8条、9条、 10条、11条 SCM 第3条	
105. EU－バナナ輸 入制限	パナマ	1997/ 10/24 協議要請	①バナナの輸入、販売、流通に関するEUの制度に関する申立て(関連するWTO協定を特定せず)。		
106. 豪州－自動車用 皮革生産者・輸入者へ のSCM	米国	1997/ 11/10 協議要請 1998/ 1/22 パネル設置 6/11 パネル設置要請を取り下げ	①豪州が自動車用皮革製品の生産者・輸出者に対する補助金は、SCM第3条に違反するとして米国が申立て。	SCM 第3条	
107. パキスタン－獣 皮輸出制限	EU	1997/ 11/ 7 協議要請	①パキスタンの獣皮輸出制限措置はEU産業の未加工、半加工原料調達を制限しているとしてEUが申立て(関連するWTO協定を特定せず)。		
108. 米国－外国小売 業者への課税制度	EU 【豪州、バルバドス、 ブラジル、カナダ、 中国、インド、ジャ マイカ、日本】	1997/ 11/18 協議要請 1998/ 7/ 1 パネル設置要請 9/22 パネル設置 1999/ 10/ 8 パネル報告書配布 11/26 米国が上級委申立て 2000/ 2/24 上級委報告書配布 3/20 パネル・上級委報告書採択 11/17 米国がDSU第22条に基づく 対抗措置承認申請 11/27 米国がDSU第22.6条仲裁の 要請 12/ 7 EUがパネル設置要請(履行確 認) 12/20 パネル設置(履行確認) 2001/ 8/20 パネル報告書配布(履行確認) 10/15 米国が上級委申立て(履行確 認) 2002/ 1/14 上級委報告書配布(履行確認) 1/29 パネル・上級委報告書採択(履 行確認) 2005/ 1/13 EUがパネルⅡ設置要請(履 行確認) 2/17 パネルⅡ設置(履行確認) 9/30 パネルⅡ報告書配布(履行確 認) 11/24 米国が上級委Ⅱ申立て(履 行確認) 2006/ 2/13 パネル・上級委Ⅱ報告書配布 (履行確認)	①米国の外国小売業者(FSC)に対する特別課税制度は、SCM第3.1条、GATT第3.4、16条に違反するとしてEUが申立て。 ②SCM第3.1条の輸出補助金に該当するとして廃止を勧告、 ③パネル判断を支持し採択。 上級委判断を受けて米国は履行措置としてFSC廃止並びに改正法ETIを制定したが、第1回DSU第21.5条パネル及びDSU第21.5条上級委は依然として輸出補助金であり協定違反であると認定をし、DSU第21.5条上級委はSCM第4.7条の完全な実施を要請した。これにより米国は、ETI廃止法案である米国雇用創出法を制定したが、第2回DSU第21.5条パネルはこの実施措置についても完全な勧告を実施していないと認定した。また、DSU第21.5条パネルは新たな勧告が必要であるとの米国の主張には同意しないとした。	SCM 第3条 GATT 第3条、16条	第II部第7章
109. チリ－酒税	米国	1997/ 12/11 協議要請	①チリが輸入スピリッツに対し国産品よりも高い特別売上税を課しているのはGATT第3条2項に違反するとして米国が申立て。	GATT 第3条	
110. チリ－酒税	EU	1997/ 12/15 協議要請 1998/ 3/9 パネル設置要請 1998/ 3/25 パネル設置(「DS87」と合併)		GATT 第3条	

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第Ⅰ部 第Ⅱ部 記載
111. 米国－グランド ナッツに係る関税割 当	アルゼンチン	1997/ 12/19 協議要請	①米国の関税割当に係わる措置はGATT第2、10、12 条、農業第1、4、15条、原産地規則協定第2条、輸入 ライセンス協定第1条に違反し、また無効化・侵害を 生じているとしてアルゼンチンが申立て。	GATT 第2条、10条、 13条 農業 第1条、4条、 15条 原産地 第2条 ライセンス 第1条	
112. ベルギー－ブラジ ル製バス輸入に係る CVD調査	ブラジル	1997/ 12/23 協議要請	①ブラジル製バス輸入に係わるベルギーのCVD調査手 続は、SCM第11、13.1条に違反するとしてブラジル が申立て。	SCM 第11条、13 条	
113. カナダ－乳製品 に係る措置	ニュージーランド	1997/ 2/14 協議要請 1997/ 3/7 パネル設置要請 1997/ 3/20 パネル設置(「DS103」と合併)		SCM GATT 第10条 農業第3条、8 条、9条、10 条	
114. カナダ－医薬品 特許保護	EU 【日本、豪州、ブラ ジル、コロンビ ア、キューバ、イ ンド、イスラエル、 ポーランド、スイ ス、タイ、米国】	1997/ 12/19 協議要請 1998/ 11/11 パネル設置要請 1999/ 2/ 1 パネル設置 2000/ 3/17 パネル報告書配布 4/ 7 パネル報告書採択	①カナダの特許法等の現行法は、医薬品分野の発明の 保護が不十分であり、TRIPS協定第7、8、27.1、28、 30、33条等に違反するとしてEUが申立て。 ②カナダ特許法第55.2(2)条は、TRIPS協定第28条に 基づき特許権者に付与された排他的権利を制限して おり、TRIPS協定第30条に認められた限定的例外に も該当しないとして、TRIPS協定第28.1条違反を定。	TRIPS 第27条、28 条、33条	
115. EU－著作権隣接 権付与に係る措置	米国	1998/ 1/ 6 協議要請 1998/ 1/ 9 パネル設置要請 2000/ 11/ 6 二国間合意通報	①EUの著作権隣接権付与の制度が、TRIPS協定第9-14、 63、65、70条に違反するとして米国が申立て。	TRIPS 第9条、10条、 11条、12条、 13条、14条、 41条、42条、 43条、44条、 45条、46条、 47条、48条、 61条、63条、 65条、70条	
116. ブラジル－支払 期間に係る措置	EU	1998/ 1/ 9 協議要請	①ブラジルの輸入の支払期間に係る措置は、輸入ライ センス協定第3、5条に違反するとしてEUが申立て。	ライセンス 第3条、5条	
117. カナダ－フィル ム流通サービスに係 る措置	EU	1998/ 1/20 協議要請	①カナダのフィルム流通サービスに係る措置は、 GATS2、3条に違反するとしてEUが申立て。	GATS 第2条、3条	
118. 米国－港湾維持 税	EU	1998/ 2/ 6 協議要請	①米国の港湾維持税は、GATT第1、2、3、8、10条 及び1994年GATT第2条1項(b)についての解釈了解に 違反するとしてEUが申立て。	GATT 第1条、2条、 3条、8条、10 条	
119. 豪州－コート紙 輸入に対するAD措置 について	スイス	1998/ 2/20 協議要請 5/13 二国間合意通報	①豪州のスイス産コート紙の輸入に対するAD措置 は、AD第3、5条に違反するとしてスイスが申立て。	AD 第3条、5条	
120. インド－特定商 品の輸入に係る措置	EU	1998/ 3/16 協議要請 2000/ 10/12 パネル設置要請	①インドのEXIM政策において、獣皮革が輸入品のネ ガティブ・リストに掲載され、実質的に輸入許可が拒 否されているのは、GATT第11条に違反するとして EUが申立て。	GATT 第11条	
121. アルゼンチン－ 履き物輸入に係るセ ーフガード措置	EU 【ブラジル、イン ドネシア、パラグ アイ、ウルグアイ、 米国】	1998/ 4/ 3 協議要請 6/10 パネル設置要請 7/23 パネル設置 1999/ 6/25 パネル報告書配布 9/15 アルゼンチンが上級委申立て 12/14 上級委報告書配布 2000/ 1/12 パネル・上級委報告書採択	①アルゼンチンが輸入履き物に対してとったセーフ ガード措置は、セーフガード協定第2、4、5、6、12 条及びGATT第19条に違反するとしてEUが申立て。 ②アルゼンチンの調査、輸入の増加、重大な損害、因 果関係の認定はSG第2.4条に違反すると判断。 ③SG第2.4条に関してはパネル判断を支持。また、SG 措置はGATT第19条とSG双方が適用されるという解 釈を示した。なお、SG第2.1条脚注とGATT第24条に 関するパネルの認定を破棄した上で、アルゼンチンが メルコスール諸国を含むすべての輸入を考慮して重 大な損害の認定をしたのに、SG措置をメルコスール 以外の輸入にのみ発動したことは正当化できないと 判断。	SG 第2条、4条、 5条、6条、12 条 GATT 第19条	第Ⅱ部第8章

第3章 紛争案件一覧（WTO発足後の紛争案件）

第3章

紛争案件一覧（WTO発足後の紛争案件）

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
122. タイポーランド製鉄鋼に対するAD措置	ポーランド 【日本、EU、米国】	1998/ 4/ 6 協議要請 1999/ 10/13 パネル設置要請 11/19 パネル設置 2000/ 9/28 パネル報告書配布 10/23 タイが上級委申立て 2001/ 3/12 上級委員会報告書配布 4/ 5 パネル・上級委報告書採択	①タイのポーランド製鉄鋼に対するAD税賦課、及び情報開示の拒否はAD第2、3、5、6条に違反するとしてポーランドが申立て。 ②(a)「実証的証拠」の「客観的審査」に基づき、ダンピング輸入の価格への影響を考慮しなかったとしてAD第3.2条第2文、3.1条違反、(b) AD第3.4条に列挙された要因をすべて考慮せず、また「公平かつ客観的な評価」若しくは「実証的証拠」の「客観的審査」に基づきいかに損害が肯定されたかに関し、的確な説明を怠ったとしてAD第3.4、3.1条違反、(c) (a)及び(b)に基づき、ダンピング輸入と損害との因果関係を認定したとしてAD第3.5、3.1条違反を認定。 ③AD第3.1条の一部、及びAD第17.6(i)条についてのパネル決定を破棄したが、タイの上級委申立てがなかったAD第3.2、3.4、3.5条違反に関するパネル決定については審査しなかった。	AD 第2条、3条、5条、6条	
123. アルゼンチン産穀物輸入に係るセーフガード措置	インドネシア	1998/ 4/23 協議要請 1999/ 4/15 パネル設置要請 5/10 パネル設置要請取り下げ	①アルゼンチンが輸入穀物に対してとったセーフガード措置は、セーフガード協定第2、4、5、6、7、12条、及びGATT第19条に違反するとしてインドネシアが申立て。	SG 第2条、4条、5条、6条、12条 GATT 第19条	
124. EU一動画・テレビ番組に係る知的財産権の執行	米国	1998/ 4/30 協議要請 2001/ 3/20 二国間合意通報	①ギリシャにおいて著作権者の許可なく動画及びテレビ番組が放映され、権利保護の措置がとられていないのはTRIPS協定第41、61条に違反するとして米国が申立て。	TRIPS 第41条、61条	
125. ギリシャ一動画・テレビ番組に係る知的財産権の執行	米国	1998/ 4/30 協議要請 2001/ 3/20 二国間合意通報	①ギリシャにおいて著作権者の許可なく動画及びテレビ番組が放映され、権利保護の措置がとられていないのはTRIPS協定第41、61条に違反するとして米国が申立て。	TRIPS 第41条、61条	
126. 豪州一自動車用皮革生産者・輸出者への補助金	米国 【EU、メキシコ】	1998/ 5/ 4 協議要請 6/11 パネル設置要請 6/22 パネル設置 1999/ 5/25 パネル報告書配布 10/ 4 米国がパネル設置要請(履行確認) 10/14 パネル設置(履行確認) 2000/ 1/21 パネル報告書配布(履行確認) 2000/ 2/11 パネル報告書採択(履行確認) 2000/ 7/24 二国間合意通報	①豪州が自動車用皮革の生産者・輸出者に対して与えた財政的援助は、SCM第3条に違反するとして米国が申立て。 ②事実上の輸出条件を認定して補助金協定第3条違反の輸出補助金であると判断し、90日以内に廃止することを勧告。 DSU第21.5条パネルは豪州は禁止補助金を廃止していないと認定した。また、一度きりの過去の補助金の実効的な救済のためには補助金全額の返済を求めるという考え方も示した。	SCM 第3条	
127. ベルギー一SCMの性質を有する所得税	米国	1998/ 5/ 5 協議要請	①ベルギーが「輸出経営者」をリクルートした者に対して税控除を認めているのは、SCM第3条に違反するとして米国が申立て。	SCM 第3条	
128. オランダ一SCMの性質を有する所得税	米国	1998/ 5/ 5 協議要請	①オランダの所得税法において輸出による収入に「輸出留保」を認めているのは、SCM第3条に違反するとして米国が申立て。	SCM 第3条	
129. ギリシャ一SCMの性質を有する所得税	米国	1998/ 5/ 5 協議要請	①ギリシャの所得税法において輸出者に年間の輸出収入の割合に応じて税控除を認めているのは、SCM第3条に違反するとして米国が申立て。	SCM 第3条	
130. アイルランド一補助金の性質を有する所得税	米国	1998/ 5/ 5 協議要請	①アイルランドの所得税法において国内製造品の輸出による収入に特別の税率を適用する資格を設けているのは、SCM第3条に違反するとして米国が申立て。	SCM 第3条	
131. フランス一補助金の性質を有する所得税	米国	1998/ 5/ 5 協議要請	①フランスの所得税法において、企業の海外取引の初期費用を暫定的に税控除し、企業に特別な準備金を認めているのは、SCM第3条に違反するとして米国が申立て。	SCM 第3条	
132. メキシコ一米国産高糖度コーンシロップに対するAD調査	米国 【ジャマイカ、モリシャス】	1998/ 5/ 8 協議要請 10/21 パネル設置要請 11/25 パネル設置 2000/ 1/28 パネル報告書配布 2/24 パネル報告書採択 10/12 米国がパネル設置要請(履行確認) 10/23 パネル設置(履行確認) 2001/ 6/22 パネル報告書配布(履行確認) 7/24 メキシコが上級委申立て(履行確認) 10/22 上級委報告書配布(履行確認) 11/21 パネル・上級委報告書採択(履行確認)	①メキシコの米国産高糖度コーンシロップに対するAD調査及び損害のおそれの決定は、AD第2～7、9、10、12条に違反するとして米国が申立て。 ②AD第3.1、3.2、3.4、3.7(i)条(損害認定)、7.4条(暫定措置)、10.2条(暫定措置適用期間への適及的賦課)、10.4条(暫定措置適用期間中の供託金返還)、12.2、12.2.2条(AD税の適及的賦課に関する説明)それぞれの違反を認定。 DSU第21.5条パネルはメキシコの再認定はAD第3.1、3.4、3.7、3.7条(i)に違反しており、したがってメキシコは当初パネルの勧告を実施していないと結論し、DSU第21.5条上級委もこれらをすべて支持した。	AD 第2条、3条、4条、5条、6条、7条、9条、10条、12条	

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第Ⅰ部 第Ⅱ部 記載
133. スロバキアー乳 製品輸入及び家畜輸 送に係る措置	スイス	1998/ 5/11 協議要請	①スロバキアの乳製品輸入及び家畜輸送に係る措置は、スイスのチーズ及び家畜の輸出に悪影響を与えており、GATT第1、3、5、10、11条、SPS協定第5条、輸入ライセンス協定第5条に違反するとしてスイスが申立て。	GATT 第1条、3条、 5条、10条、 11条 SPS 第5条 ライセンス 第5条	
134. EUーコメの輸 入税	インド	1998/ 5/28 協議要請	①1997年7月から施行されたEUのコメの輸入税を決定するCRS(cumulative recovery system)はインドからのコメの輸入を制限し、GATT第1、2、3、7、11条、関税評価協定第1-7、1条、輸入ライセンス協定第1、3条、TBT第2条、SPS協定第2条、農業第4条に違反するとしてインドが申立て。	GATT 第1条、2条、 3条、8条、11 条 関税評価 第1条、2条、 3条、4条、5 条、6条、7 条、11条 ライセンス 第1条、3条 TBT 第2条 SPS 第2条 農業 第4条	
135. EUーアスベ スト及びその製品に係 る輸入禁止措置	カナダ	1998/ 6/28 協議要請 1998/ 10/21 パネル設置要請 11/25 パネル設置 2000/ 9/18 パネル報告書配布 10/23 カナダが上級委申立て 2001/ 3/12 上級委報告書配布 4/ 5 パネル・上級委報告書採択	①フランスのアスベスト及びその製品の輸入禁止措置は、SPS協定第2、3、5条、TBT協定第2条、農業第4条に違反するとして、カナダが申立て。 ②①輸入の一般的禁止にはGATTが適用されるべきであり、TBT上の問題ではなく、例外的な輸入許可についてはTBTが規定する「強制規格」と見なすもの、カナダは例外規定について争っていない、とした上で、②フランスが輸入を禁止した温石棉とそれに代替しうる繊維、又は温石棉を含む製品と温石棉に代替しうる繊維を含む製品とは、GATT第3.4条（同種の製品に対する内国民待遇）における「同種の製品」であるため、フランスの輸入禁止命令は3.4条に違反しているものの、③GATT第20条(b)（健康保護措置の一般的例外）により正当化される旨判断。 ③①と②についてパネルの判断を覆す一方で、③についてはこれを支持し、申立て国は本件措置に関するEUの協定違反を立証しなかったとして措置の是正に係る勧告を行わなかった。	SPS 第2条、3条、 5条 TBT 第2条 農業 第4条 GATT 第3条、11条、 20条、23条	第Ⅱ部第2章
136. 米国ー1916年 AD法	EU 【日本、インド、 メキシコ】	1998/ 6/ 9 協議要請 11/11 パネル設置要請 1999/ 2/ 1 パネル設置 2000/ 3/31 パネル報告書配布 5/29 米国が上級委申立て 8/28 上級委員会報告書配布 9/26 パネル・上級委員会報告書採択 2002/ 1/ 7 EUが対抗措置承認申請 2004/ 2/24 対抗措置規模に係る仲裁裁定 配布	①米国1916年AD法は1930年関税法と並行して存在しており、GATT第3、6条、WTO設立協定第16条(4)、AD第1～5条に違反するとしてEUが申立て。 ②1916年米国AD法は、(a) 損害認定を要件としていないとしてGATT第6.1条違反、(b) AD税以外の救済措置を規定しているとしてGATT第6.2条違反、(c) (a) 及び(b)よりWTO設立協定第16.4条違反、(d) 十分な手続的要件を規定していないとしてAD第1、4、5.5条違反を認定。 ③パネル判断をすべて支持。	AD 第1条、2条、 3条、4条、5 条 GATT 第3条、6条 WTO設立 第16条	
137. EUー松柏類木 材の輸入に係る措置	カナダ	1998/ 6/17 協議要請	①カナダからの松柏類木材の輸入に係るEU理事会指令及び関連措置は、GATT第1、3、11条、SPS協定第2、3、4、5、6条、TBT協定第2条に違反するとしてカナダが申立て。	GATT 第1条、3条、 11条 SPS 第2条、3条、 4条、5条、6 条 TBT 第2条	
138. 米国ーイギリス 製鉄鋼製品に対する 相殺関税賦課	EU 【ブラジル、メキ シコ】	1998/ 6/30 協議要請 1999/ 1/14 パネル設置要請 2/17 パネル設置 12/23 パネル報告書配布 2000/ 1/27 米国が上級委申立て 5/10 上級委報告書配布 6/ 7 パネル・上級委報告書採択	①米国の、英国製鉄鋼製品に対する相殺関税の賦課は、SCMの1.1、10、14、19.4条に違反しているとしてEUが申立て。	SCM 第1条、10条、 14条、19条	

第3章 紛争案件一覧（WTO 発足後の紛争案件）

第3章

紛争案件一覧（WTO 発足後の紛争案件）

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
139. (142). カナダー 自動車政策に係る措 置	日本(139) EU(142) 【インド、韓国、 米国】	1998/ 7/ 3 協議要請（「DS142」8/17） 11/12 パネル設置要請 1999/ 2/ 1 パネル設置（「DS142」と合併） 2000/ 2/11 パネル報告書配布 3/ 2 カナダが上級委申立て 5/31 上級委報告書配布 6/19 パネル・上級委報告書採択	①米加FTA（自由貿易協定）に基づくオートバクト協定によって、カナダは一部の自動車会社にローカルコンテンツ要求、製造販売要求を条件に自動車の無関税輸入を許しており、こうした措置は、GATT第1.1、3.4、24条、TRIMS第2条、SCM第3条、GATS2、6、17条違反する、として日本・EUが申立て。 ②同措置は①GATT第1.1条（最恵国待遇）に違反し、24条（自由貿易地域への一般例外）で正当化されない、②ローカルコンテンツ要求はGATT第3条（内国民待遇）違反、③輸入税の免除はSCM第3.1条（禁止補授与金）違反、④自動車販売サービスの免税及びローカルコンテンツ要求はGATS第2条及び17条違反、と認定。 ③④についてGATS第2条違反としたパネルの判断を棄却したものの、それ以外の論点については、これらを概ね支持。 カナダは2001年2月に問題となった優遇措置を廃止する行政命令を施行した。	GATT 第1条、3条、 24条 TRIMS 第2条 SCM 第3条 GATS 第2条、6条、 17条	第II部第1章
140. EUーインド産 無漂白綿布に関する AD調査	インド	1998/ 8/ 3 協議要請	①インド産無漂白綿布に対するEUのAD決定プロセスは、客観性を欠き、インドの開発途上国としての立場を無視しており、AD第2、3、5、6、12、15条及びGATT第1、6条に違反するとしてインドが申立て。	AD 第2条、3条、 4条、5条、6 条、7条、9 条、12条、15 条 GATT 第1条、6条	
141. EUーインドか らのベットリネン輸 入に対するAD措置	インド 【日本、エジプト、 韓国、米国】	1998/ 8/ 3 協議要請 1999/ 9/ 7 パネル設置要請 10/27 パネル設置 2000/ 10/30 パネル報告書配布 2001/ 3/ 1 EUが上級委申立て 3/12 パネル・上級委報告書採択 2002/ 3/ 8 協議要請（履行確認） 5/ 7 パネル設置要請（履行確認） 5/22 パネル設置（履行確認） 11/29 パネル報告書配布（履行確認） 2003/ 1/ 8 インドが上級委申立て（履行確認） 4/ 8 上級委員会報告書配布（履行確認） 4/24 パネル・上級委報告書採択（履行確認）	①インド産のベッドリネンに対するEUのAD措置決定プロセスは、不公平で客観性を欠き、AD第2、3、5、6、12、15条及びGATT第1、6条に違反するとしてインドが申立て。 ②EUが(a)ダンピング・マージンを決定する際に、ゼロリングを行ったとしてAD第2.4.2条違反、(b)国内産業の状態を考慮する際に、AD第3.4条に列挙された要因のすべてを考慮しなかった等として3.4条違反、(c)AD税賦課前に、建設的な救済の可能性を検討しなかったとしてAD第15条違反を認定。 ③AD第2.4.2条違反に係るパネル認定を支持しつつ、更に、EUのSG&A及び利潤額の計算についてのパネル認定を一部破棄し、2.2.2(ii)条違反を認定。 DSU第21.5条パネルは、EUのAD措置はAD及びDSUに違反していないと結論したが、DSU第21.5条上級委は一部DSU第21.5条パネル認定を破棄し、ダンピング輸入量の決定についてAD第3.1、3.2条違反を認めた。	AD 第2条、3条、 4条、5条、6 条、12条、15 条 GATT 第1条、6条	
142. カナダー自動車 政策に係る措置	EU	1998/ 8/17 協議要請 1999/ 1/14 パネル設置要請 1999/ 2/ 1 パネル設置（「DS139」と合併）		GATT 第1条、3条 TRIMS 第2条 SCM 第3条 GATS 第6条、17条	第II部第1章
143. スロバキアーハ ンガリー小麦に対す る輸入税	ハンガリー	1998/ 9/19 協議要請	①1998年9月に発効した、スロバキアのハンガリーからの小麦に対する輸入税賦課の規則は、GATT第1、2条、農業第4条に違反するとしてハンガリーが申立て。	GATT 第1条、2条 農業 第4条	
144. 米国ー牛・豚・ 穀物輸入に係る措置	カナダ	1998/ 9/25 協議要請	①米国サウス・ダコタ州等で、牛・豚・穀物を積載したカナダのトラックの州内への立入り・通過を禁じているのは、SPS第2～6、13条、附属書B、C、TBT第2、3、5、7条、農業第4条、GATT第1、3、5、11、24.12条に違反し、利益を無効化・侵害しているとしてカナダが申立て。カナダはDSU第4.8の緊急規定を援用。	SPS 第2条、3条、 4条、5条、6 条、13条 TBT 第2条、3条、 5条、7条 農業 第4条 GATT 第1条、3条、 5条、11条、 24条	
145. アルゼンチンー EU産小麦グルテン 輸入に係る相殺関税	EU	1998/ 9/23 協議要請	①アルゼンチンのEU産小麦グルテンに対する相殺関税は、SCM第11.11に定める18か月の調査期間を超過しており、SCM第10条に違反しているとしてEUが申立て。	SCM 第10条、11 条	

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第Ⅰ部 第Ⅱ部 記載
146. (175). インドー 自動車セクターに係 る措置	EU(146) 【日本、韓国】 米国(175) 【日本、韓国、EU】	1998/ 10/ 6 協議要請（「DS175」 1999/ 5/ 1） 2000/ 10/12 パネル設置要請（「DS175」 2000/5/15） 11/17 パネル設置（「DS175」と 合併） 2001/ 12/21 パネル報告書配布 2002/ 1/31 インドが上級委申立て 3/14 インド、上級委申立てを取り下 げ 3/19 上級委報告書配布 4/ 5 パネル・上級委報告書採択	①インドが自動車会社に課している一定レベルのロー カルコンテンツの達成や部品の輸出義務達成度 に応じた輸入量規制による輸出入均衡制度等は、GATT 第3、11条及びTRIMS協定第2条に違反するとして EU・米国が申立て。 ②インドの措置について、ローカルコンテンツ要求は GATT第3.4条（内国民待遇）に違反、②輸出入均衡 要求はGATT第11条（数量制限の一般的禁止）に違反 するとともにGATT第3.4条にも違反すると認定。 インドは上級委員会に申立てを行ったが、審理開始後 に同申立てを取り下げた。2002年8月、インドは問題 の措置を完全に廃止した。	GATT 第3条、11条 TRIMS 第2条	第Ⅱ部第9章
147. 日本一皮革に係 る関税割当及び補助 金	EU	1998/ 10/ 8 協議要請	①日本の皮革の関税割当の運用及び補助金は、日本の 皮革産業と同地域に利益を与えており、輸入許可手 続協定第1.6、3.5(g)(h)(i)(j)及びSCM第6条に違反する としてEUが申立て。	ライセンス 第1条、3条 SCM 第6条	
148. チェコハンガ リー小麦の輸入税に 係る措置	ハンガリー	1998/ 10/12 協議要請	①1998年10月に発効した、チェコの規制（ハンガ リー小麦に対する輸入税を増額）は、譲許表のバイン ド率を上回り、ハンガリーのみに適用しており、GATT 第1、2条、農業第4条に違反するとしてハンガリーが 申立て。なお、ハンガリーはDSU第4.8の緊急規定を 援用。	GATT 第1条、2条 農業 第4条	
149. インドー輸入制 限	EU	1998/ 10/29 協議要請	①インドの輸出入政策による輸入制限は、GATT第3、 10、11、13、17条、農業第4.2条、輸入ライセンス協 定第1、2、3条に違反し、GATT第20、21条によって 正当化されないとしてEUが申立て。	GATT 第3条、10条、 13条、17条、 20条、21条 農業 第4条 ライセンス 第1条、2条、 3条	
150. インドー関税引 き上げ措置	EU	1998/ 10/30 協議要請	①インドの1975年関税法譲許表1、特別関税、特別付 加関税に関する措置は、全体として譲許税率を上回る 関税を課すものであり、GATT第2.1(b)、3.2条に違反 するとしてEUが申立て。	GATT 第2条、3条	
151. 米国一織物・衣 服に係る措置	EU	1998 / 11/19 協議要請 2000/ 7/30 二国間合意通報	①米国の織物・衣服に関する原産地規則の変更につ いて、米国は(前述85.の)二国間合意の内容を実施して おらず、依然として繊維協定第2.4、4.2、4.4条、原 産地規則協定第4.2条、GATT第3条、TBT第2条に違反 するとしてEUが申立て。	繊維 第2条、4条 原産地 第2条 GATT 第3条 TBT 第2条	
152. 米国一1974年 通商法第301条～310 条	EU 【ブラジル、カナ ダ、コロンビア、 コスタリカ、キュー バ、ドミニカ、 ドミニカ共和国、 エクアドル、香港、 インド、イスラエ ル、ジャマイカ、 日本、韓国、セン トルシア、タイ、 中国】	1998/ 11/25 協議要請 1999/ 1/26 パネル設置要請 3/ 2 パネル設置 1999/ 12/22 パネル報告書配布 2000/ 1/27 パネル報告書採択	①EUは、パナナ問題のEUの勧告不履行に関する米 国の一方的決定に関連して、米国の1974年通商法タ イトルⅢ第1章(301条～310条、特に305、306条)が、 DSBでの承認を経ることなく貿易紛争に係る米国の 対抗措置の発動を一方的に決定する制度となってい ることは、DSU第23条（一方的措置の禁止）等に違 反し、利益を無効化・侵害しているとして申立て。 ②米国が、SAA(Statement of Administrative Act) の中で、「WTO協定違反若しくは米国の協定上の権 利侵害に関する通商法第301条決定は、いかなる場合 もDSBによって採択されたパネル・上級委員会の決 定に基づくものとする」旨規定していること、またそ の遵守をパネル審理において繰り返し約束したこと をふまえ、問題の措置はDSUに反しないと判断。し かしその一方で、仮にこの約束が撤回されることがあ れば、上記パネルの結論もその根拠を失うこととなる 旨指摘。	DSU 第3条、21条、 22条、23条	
153. EU一医薬品・農 薬の特許保護	カナダ	1998/ 12/ 2 協議要請	①EU規則は医薬品と農業に限って特許期間の延長制 度をとっており、TRIPS協定第27条1項に違反する としてカナダが申立て。	TRIPS 第27条	
154. EU一コーヒー に係る特惠措置	ブラジル	1998/ 12/ 7 協議要請	①EUの一般特惠に基づくコーヒーの輸入は、ブラジ ル産コーヒーの輸入に悪影響を与えており、授権条 項、GATT第1条に違反し、ブラジルの利益を無効化・ 侵害しているとしてブラジルが申立て。	GATT 第1条	

第3章 紛争案件一覧（WTO 発足後の紛争案件）

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
155. アルゼンチン— 牛革輸出及び加工済 み皮革の輸入に係る 措置	EU 【米国】	1998/ 12/23 協議要請 1999/ 5/31 パネル設置要請 7/26 パネル設置 2000/ 12/19 パネル報告書配布 2001/ 2/16 パネル報告書採択	①アルゼンチンの牛革の事実上の輸出禁止はGATT 第11.1条、10.3条(a)に違反し、また、付加価値税及 び事前取引高税はGATT第3.2条に違反するとして EUが申立て。 ②事実上の輸出禁止措置について、GATT第11条（数 量制限の一般的廃止）違反は否定したものの、同措置 はGATT第10.3条(a)（貿易規制の公平かつ合理的な方 法での実施）に違反すると判断。また、付加価値税及 び事前取引高税については、ともにGATT第3.2条（内 国民待遇）に違反するとし、これらの違反はGATT第 20条(d)（法令遵守確保のために必要な措置の一般的 例外）によって正当化されないと判断。	GATT 第3条、10条、 11条	
156. グアテマラ—メ キシコ製灰色ポート ランドセメントへの 確定AD税	メキシコ 【EU、エクアド ル、エルサルバド ル、ホンジュラス、 米国】	1999/ 1/ 5 協議要請 7/15 パネル設置要請 9/22 パネル設置 2000/ 10/24 パネル報告書配布 12/12 パネル報告書採択	①グアテマラのメキシコ製ポートランドセメントに 対する確定AD税は、AD第1～3、5～7、12、18条、 附属書I、II及びGATT第6条に違反するとしてメキ シコが申立て。 ②AD第5.3、5.8条（調査開始の十分な証拠）、5.5条 （メキシコ政府への通知）、12.1.1条（調査開始の公 告）、6.1.3条（申請書全文の提供）、6.1.2、6.4条（調 査ファイルへのアクセス拒否等）、6.2条（輸出者の 反論の機会）、附属書I(2)（調査団に民間の専門家が 含まれていることの通知）、6.5、6.5.1条（秘密情報）、 6.9条（重要事実の開示）、6.8条（ファクツ・アペイ ラル）、3.1、3.2、3.4、3.5条（損害及び因果関係 の認定）それぞれの違反を認定。	AD 第1条、2条、 3条、5条、6 条、7条、9条、 12条、18条 GATT	
157. アルゼンチン— イタリア製ドリル刃 に対するAD課税	EU	1999/ 1/14 協議要請	①アルゼンチンのイタリア製ドリル刃に対するAD税 賦課に際し、調査期間が18か月を超えており、AD第 1条、5.10条に違反するとしてEUが申立て。	AD 第1条、5条	
158. EU—パナマ輸 入・販売・流通制度	グアテマラ、ホン ジュラス、メキシ コ、パナマ、米国	1999/ 1/20 協議要請	①EUが勧告の実施として行ったパナマ輸入制度の改 善は、依然としてWTO輸入ライセンス協定第6条に違 反するとして米国及び中南米諸国が申立て。（関連協 定を特定せず）	ライセンス 第6条	
159. ハンガリー—チ ェコ製鉄鋼製品輸入 に係るセーフガード 措置	チェコ	1999/ 1/21 協議要請	①ハンガリーが広範囲の鉄鋼製品の輸入割当をチェ コに対してのみ行っているのは、GATT第119条、セ ーフガード協定に違反するとしてチェコが申立て。	GATT 第1条、19条 SG	
160. 米国—著作権法 第110条(5)	EU 【日本、豪州、ブ ラジル、カナダ、 スイス】	1999/ 1/26 協議要請 4/15 パネル設置要請 5/26 パネル設置 2000/ 6/15 パネル報告書配布 7/27 パネル報告書採択 2002/ 1/ 7 EUが対抗措置承認申請 2002/ 2/26 仲裁手続中断 2003/ 6/23 二国間暫定合意	①米国の著作権法第110条(5)は公共の場でラジオ・テ レビによる音楽を著作権料を払うことなく放送する ことを認めるものであり、ベルヌ条約1条～21条の遵 守を規定するTRIPS協定第9.1条に違反するとして EUが申立て。 ②米国著作権法第110条(5)(B)の規定は、TRIPS協定 第13条で認められている著作権保護の例外の要件を 満たしていないとして、TRIPS協定第9.1条に基づき、 ベルヌ条約11条の2(i)(ii)及び同11条(i)(iii)条違反を 認定。	TRIPS 第9条	
161、(169). 韓国—生 鮮・チルド・冷凍牛肉 の輸入に係る措置	米国（161） 【豪州、カナダ、 ニュージーラン ド】 豪州（169） 【カナダ、ニュ ージーランド、米国】	1999/ 2/ 1 協議要請（「DS169」4/13） 4/15 パネル設置要請（「DS169」 7/12） 5/26 パネル設置（7/26「DS161」 合併） 2000/ 7/31 パネル報告書配布 9/11 韓国が上級委申立て 12/11 上級委報告書配布 2001/ 1/10 パネル・上級委報告書採択	①韓国の輸入牛肉に対する措置（取扱店の限定、売上 へのマークアップ税賦課、輸入牛肉への詳細なラベリ ングの義務づけ、国内畜産業者への補助金等）は GATT第2、3、11、17条、農業第3、4、6、7条、輸 入ライセンス協定第1、3条に違反するとして米国が 申立て。 ②マークアップ税賦課等一部の制度は韓国の譲許表 に規定された経過期間内に廃止すべきとした上で、各 種の流通制限及び国産牛肉より厳しいラベリング要 件等についてはGATT第3.4条（内国民待遇）違反、 国内畜産業者への補助金は農業第7.2条（国内助成に 関する一般的規律）違反とするなど、米国の主張をほ ぼ全面的に認定。 ③農業に関するパネルの判断を一部破棄したものの、 GATTに関するパネルの判断については概ねこれを支 持。	GATT 第2条、3条、 10条、11条、 17条 ライセンス 第1条、3条 農業 第3条、4条、 6条、7条	第II部第2章
162. 米国—1916年 AD法	日本 【EU、インド】	1999/ 2/10 協議要請 6/ 3 パネル設置要請 7/26 パネル設置 2000/ 5/29 パネル報告書配布 5/29 米国が上級委申立て 8/28 上級委員会報告書配布 9/26 パネル・上級委員会報告書採 択 2002/ 1/ 7 日本が対抗措置承認申請 2/27 仲裁手続中断	①1916年米国AD法が特定の場合に商品を米国内に 輸入・販売する行為に対して刑事罰や損害賠償請求権 を認めていること、及びADに定める手続的セーフガ ードなしに法的決定を行うのは、GATT第3、6、11 条及びADに違反するとして日本が申立て。 ②1916年米国AD法が(a) 損害認定を要件としていない としてGATT第6.1条違反、(b) AD税以外の救済措置 を規定しているとしてGATT第6.2条、AD第18.1条違 反、(c) 調査開始要件及び申請の証拠要件に関する規 定がないとしてAD第4.1、5.1、5.2、5.4条違反、(d) (a) ～(c)よりAD第18.4条、WTO設立協定第16.4条違反を 認定。 ③パネル判断をすべて支持。	AD 第1条、2条、 3条、4条、5 条、9条、11 条、18条 GATT 第3条、6条、 11条 WTO設立 第16条	

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第Ⅰ部 第Ⅱ部 記載
163. 韓国一政府調達に係る措置	米国 【EU、日本】	1999/ 2/16 協議要請 5/11 パネル設置要請 6/16 パネル設置 2000/ 5/ 1 パネル報告書配布 6/19 パネル報告書採択	①韓国の空港建設機関(KOACA)は政府調達協定の規律の対象であり、その入札方法、国内のパートナー化、不服申立て手続の欠如は、政府調達協定第1条(1)に違反するとして米国が申立て。 ②①KOACAは韓国が協定附属書において約束した協定の適用対象機関に含まれない、②協定加盟時の適用範囲に関する交渉で、米国に対する韓国の説明が十分ではなかったことは事実だが、米国はその際に更なる確認を行うべきだった、③韓国の措置が協定上の利益を無効化・侵害していることについて米国は十分な説明を行わなかった旨判断。	政府調達 第1条、3条、 8条、11条、 20条、22条	
164. アルゼンチン一履き物輸入に係る措置	米国 【インドネシア】	1999/ 3/ 1 協議要請 7/15 パネル設置要請 7/26 パネル設置	①アルゼンチンの決議1506は、非メルコスール諸国からの履き物輸入にセーフガード義務を課し、更に関税割当数量措置を設けている点で、セーフガード協定第5条(1)、7条(4)、12条に違反するとして米国が申立て。	SG 第5条、7条、 12条	
165. 米国一EUからの特定品目に係る輸入措置	EU 【ドミニカ、エクアドル、インド、ジャマイカ、日本、セントルシア】	1999/ 3/ 4 協議要請 5/11 パネル設置要請 1999/ 6/16 パネル設置 2000/ 7/17 パネル報告書配布 9/12 EUが上級委申立て 12/11 上級委報告書配布 2001/ 1/10 パネル・上級委報告書採択	①米国が仲裁の結果（このケースではDS27（EUバナナⅢ案件）に係る対抗措置の規模に関する仲裁）を待たずに制裁措置を賦課するとは、DSU第3、21、22、23条及びGATT第1、2、8、11条に違反するとしてEUが申立て。 ②米国によるDSBの承認を経ない制裁措置の発動決定はDSU第3.7条（DSBの承認を条件とした対抗措置の発動）、23条（一方的措置の禁止）、22.6条（対抗措置の規模に係る仲裁等）に違反し、措置の発動による輸入手続費用の増加はGATT第1条（最恵国待遇）、2条（譲許表に基づく関税賦課）に違反すると判断。 ③GATT違反に関するパネルの判断を破棄するとともに、DSU第23条違反については、米国の制裁決定は23.2条(a)（DSB承認に基づく制裁決定）に違反するとしたパネルの判断を破棄したが、23.2(c)（対抗措置の規模に関するDSBの承認）、3.7条及び22.6条違反については、これを支持。	DSU 第3条、21条、 22条、23条 GATT 第1条、2条、 8条、11条	
166. 米国一小麦グルテン輸入に係るセーフガード措置	EU 【豪州、カナダ、ニュージーランド】	1999/ 3/17 協議要請 6/ 3 パネル設置要請 7/26 パネル設置 2000/ 7/31 パネル報告書配布 9/26 米国が上級委申立て 12/22 上級委報告書配布 2001/ 1/19 パネル・上級委報告書採択	①1998年6月1日から実施された小麦グルテン輸入に係る数量制限措置は、セーフガード協定第2、4、5、8条、農業第4条(2)、GATT第1、19条に違反するとしてEUが申立て。 ②米国の因果関係の認定はSG第4.2(a)、4.2(b)条に違反すると認定。 ③SG第4条の違反認定は支持する一方で、パネルの解釈を破棄し、調査当局は、SG第4.2(a)条に列挙されていない要因でも調査当局が関係を有すると認識した要因も検討する必要があるとし、また、SG第4.2(b)条は輸入の増加単独ではなくその他の要因とあわせて重大な損害が発生しているか否かを決定しなければならぬとの解釈を示した。また、カナダをSG措置の対象から除外したことについてSG第2.1、4.2違反としたパネルの判断を支持し、米国の通報について12.1(a)、12.1(b)違反としたパネルの判断を支持したが、12.1(c)違反のパネルの判断は破棄し違反していないとした。	SG 第2条、4条、 5条、8条12 条 農業 第4条 GATT 1条、19条	第Ⅱ部第8章
167. 米国一カナダからの牛肉輸入に関する相殺関税調査	カナダ	1999/ 3/19 協議要請	①1998年12月22日から実施されたカナダからの輸入牛肉に関する対抗関税調査は、SCM第1、2、10、11、12条及び農業第13条に違反するとしてカナダが申立て。	SCM 第1条、2条、 10条、11条、 13条 農業 第13条	
168. 南アフリカ一インドからの特定の薬品に対するAD関税	インド	1999/ 4/ 1 協議要請	①1997年3月26日に決定されたインドからの特定薬品に対するAD関税は、AD第2、3、6条及びGATS第1、6条に違反するとしてインドが申立て。	AD 第2条、3条、 6条、12条、 15条 GATS 第1条、6条	
169. 韓国一冷凍牛肉に関する措置	豪州	1999/ 4/13 協議要請 1999/ 7/12 パネル設置要請 1999/ 7/26 パネル設置(「DS161」と合併)		GATT 第2条、3条、 10条、11条、 16条、17条 ライセンス 第1条、3条 農業 第3条、4条、6 条、7条	第Ⅱ部第2章

第3章 紛争案件一覧（WTO 発足後の紛争案件）

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
170. カナダ－特許保護に関する期間	米国	1999/ 5/ 6 協議要請 7/15 パネル設置要請 9/22 パネル設置 2000/ 5/ 5 パネル報告書配布 6/19 カナダが上級委申立て 9/18 上級委報告書配布 10/12 パネル・上級委報告書採択	①カナダ特許法が規定する1989年10月1日以前に申請された特許の保護期間が17年であるのは、TRIPS協定第33、62、65、70条等に違反するとして米国が申立て。 ②TRIPS協定第70.2条に従い、カナダはTRIPS協定適用の日に特許で保護されていた発明についても、TRIPS協定上の義務の履行が求められるのであり、特許の最低保護期間を20年とするTRIPS協定第33条違反を認定。 ③パネルの判断を支持。	TRIPS 第33条、65 条70条	
171. アルゼンチン－薬品に対する特許保護期間及び農薬化学薬品に対する試験数値の保護	米国	1999/ 5/ 6 協議要請 2002/ 5/31 二国間合意通報	①アルゼンチンにおける、薬品に対する特許保護の欠如と排他的商業特権を付与する効率的な体制の欠如、及び経過期間における協定との整合性を減らすような法律等の変更は、TRIPS協定第65条5項に違反するとして米国が申立て。	TRIPS 第27条、39 条、65条、70 条	
172. EU－フライト管理システムの開発に係る措置	米国	1999/ 5/21 協議要請	①フランス政府が供与に同意しEUが承認した、エアバス社の飛行機に搭載されるフライト管理システムの開発に対する1億4千万フランの優遇された条件での融資は、GATT及びSCMに違反するとして米国が申立て。	GATT 第23条 SCM 第1条、2条、 5条、6条	
173. フランス－フライト管理システムの開発に係る措置	米国	1999/ 5/21 協議要請	①フランス政府が供与に同意しEUが承認した、エアバス社の飛行機に搭載されるフライト管理システムの開発に対する1億4千万フランの優遇された条件での融資は、GATT及びSCMに違反するとして米国が申立て。	GATT 第23条 SCM 第1条、2条、 5条、6条	
174. (290). EU－農産物と食糧に関する商標と地表的表示の保護	米国(174) 豪州(290) 【アルゼンチン、豪州、ブラジル、カナダ、中国、台湾、コロンビア、グアテマラ、インド、メキシコ、ニュージーランド、トルコ】	1999/ 6/ 1 協議要請（「DS290」 2003/ 8/18 パネル設置要請（「DS290」と合併） 10/ 2 パネル設置 2005/ 3/15 パネル報告書配布 4/20 パネル報告書採択	①EUの地表的表示（GI）保護制度は内国民待遇を確保しておらず、GIと類似または同一の先在商標に対する効果的な保護を怠っており、TRIPS協定及びGATTに違反するとして米国等が申立て。 ②EUの制度が外国GIの保護要件として、当該外国におけるEUのGIへの同等の保護（「同等性及び相互主義要件」）を求めていること等は、TRIPS協定第3.1条及びGATT第3条（内国民待遇）に反するとした一方、既に登録されている商標と同一又は類似のGIの限定的な登録については、TRIPS協定第16.1条に反するが、17条（商標権に係る限定的な例外）によって正当化されるとした。	TRIPS GATT	
175. インド－自動車部門における貿易と投資に係る措置	米国 【EU、日本、韓国】	1999/ 6/ 2 協議要請 2000/ 5/15 パネル設置要請 7/27 パネル設置（DS146と同一パネル） 2001/ 12/21 パネル報告書配布 2002/ 1/31 インドが上級委申立て 3/14 上級委申立て取り下げ 3/19 上級委報告書配布 4/ 5 パネル・上級委報告書採択	①インドが自動車会社に要求している①ローカルコンテントの達成②完成車・部品の輸出額と他製品の輸入額との均衡要求による為替制限、及び③前年の輸出額をベースとした輸出入均衡は、GATT第3、11条及びTRIMS協定第2条に違反するとして米国が申立て。 ②インドによるローカルコンテント要求はGATT第3.4条（内国民待遇）に反し、輸出入均衡要求はGATT第11条（数量制限）に違反すると判断。 インドはパネル判断について上級委へ申立てを行ったが、後に新自動車政策の導入を理由に同申立てを取り下げた。	GATT 第3条、11条 TRIMS 第2条	第II部第9章
176. 米国－オムニバス法第211条	EU 【日本、カナダ、ニカラグア】	1999/ 6/ 8 協議要請 2000/ 6/30 パネル設置要請 9/26 パネル設置 2001/ 8/ 6 パネル報告書配布 10/ 4 EUが上級委申立て 2002/ 1/ 2 上級委報告書配布 2/ 1 パネル・上級委報告書採択	①米国のオムニバス法第211条は、キューバ法により資産等を没収された商標権者が以前に放棄した商標等について、米国内での登録・更新を認めておらず、TRIPS協定第2（パリ条約2条等）、3、4、15、16、21、41、42、62条等に違反するとしてEUが申立て。 ②オムニバス法第211条(a)(2)が商標権者の民事手続の権利を制限しておりTRIPS協定第42条に違反すると認定。 ③オムニバス法第211条はTRIPS協定第42条には違反しないとしてパネルの判断を覆したが、商標・商号について最恵国待遇、内国民待遇を遵守していないとして、TRIPS協定第2.1（パリ条約8条）、3、4条違反を認定。	TRIPS 第2条、3条、 4条、15条、 16条、17条、 18条、19条、 20条、21条、 41条、42条、 62条	
177. (178). 米国－生鮮、チルド、冷凍ラム肉輸入に係るセーフガード措置	ニュージーランド(177) 豪州(178) 【豪州、ニュージーランド、カナダ、EU、アイスランド、日本】	1999/ 7/16 協議要請（「DS178」） 10/14 パネル設置要請（「DS178」同日） 11/19 パネル設置（「DS178」と合併） 2000/ 12/21 パネル報告書配布 2001/ 1/31 米国が上級委申立て 5/ 1 上級委報告書配布 5/16 パネル・上級委報告書採択	①米国は、輸入生鮮、チルド、冷凍ラム肉に関税割当の様式でセーフガード措置を課した。これに対して豪州及びニュージーランドはSG第2、3、4、5、11条及びGATT協定第1、2、19条に違反するとして申立て。 ②③パネル及び上級委は、米国は「事情の予見されなかった発見」について立証しておらずGATT第19.1(a)条違反を認定。また、米国が上流の産物の生産者も含めて国内産業とみなしたことはSG第4.1(c)条違反とした。また重大な損害のおそれについて上級委は、米国ITCの調査は使用したデータについてSG第4.1(c)条の要求を満たしていない為、SG第4.2(a)条に違反するとした。因果関係の認定については、上級委は調査当局には「真正かつ相当な関係」の立証が求められるとして、米国ITCは因果関係の立証責任を果たしていないとの判断を下した。	SG 第2条、3条、 4条、5条、11 条、12条 GATT 第1条、2条、 19条	第II部第8章

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第Ⅰ部 第Ⅱ部 記載
178. 米国－ラム肉輸入に係るセーフガード措置	豪州	1999/ 7/30 協議要請 1999/ 10/14 パネル設置要請 1999/ 11/19 パネル設置(「DS177」と合併)		SG 第2条、3条、4条、5条、6条、8条、11条、12条 GATT 第1条、2条、19条	第Ⅱ部第8章
179. 米国－韓国産ステンレス鋼板(厚板及び薄板) に対するAD措置	韓国 【日本、EU】	1999/ 7/30 協議要請 10/14 パネル設置要請 11/19 パネル設置 2000/ 12/22 パネル報告書配布 2001/ 2/ 1 パネル報告書採択	①米国商務省の仮決定及び最終決定は、ダンピング・マージンの賦課、計算等に欠陥があり、GATT及びADに違反するとして韓国が申立て。 ②(a)不必要な通貨の換算を行っているとしてAD第2.4.1条違反、(b)未払い販売について、非関連企業への直接販売に関する価格の比較可能性を確保しない調整を行っていること、及び関連輸入業者経由での販売について、輸出価格の構成のためのものとしては許容されない調整を行っているとして、AD第2.4条柱書違反、(c)複数の期間の平均値を用いて正常価額と輸出価格との比較を行っているとして2.4.2条第1文違反を認定。	GATT 第6条、10条 AD 第2条、6条、12条	
180. 米国－シュガーシロップの再分類	カナダ	1999/ 9/ 6 協議要請	①米国税関によって提案されているある種類のシュガーシロップの再分類はGATT協定第2条及び農業第4条に違反するとしてカナダが申立て。	GATT 第2条 農業 第4条	
181. コロンビアータイ製ポリエステル単繊維輸入に係るセーフガード措置	タイ	1999/ 9/ 7 パネル設置要請 10/27 タイがパネル設置要請取り下げ	①コロンビアは1998年10月よりタイ製ポリエステル単繊維の輸入を一時的に抑制するセーフガード措置をとっており、繊維及び繊維製品に関する協定第2条及び6条に違反するとしてタイが申立て。	繊維 第2条、6条	
182. エクアドル－メキシコ産灰色ポータランドセメント輸入に係る暫定的AD措置	メキシコ	1999/ 10/ 5 協議要請	①エクアドルの暫定的AD措置及びそれに先行する行為はAD及びGATT協定に違反するとしてメキシコが申立て。	AD 第1条、2条、3条、4条、5条、6条、7条、9条、12条、18条 GATT 第6条	
183. ブラジル－輸入ライセンスと最低輸入価格	EU	1999/ 10/14 協議要請	①ブラジルの織物製品等の輸入品に対するライセンス制度と最低価格の設定は、GATT協定、農業、ライセンス協定他に違反するとしてEUが申立て。	GATT 第2条、8条、10条、11条 農業 第4条 ライセンス 第1条、3条、5条、8条	
184. 米国－日本製熱延鋼板に対するAD措置	日本 【ブラジル、カナダ、チリ、EU、韓国】	1999/ 11/18 協議要請 2000/ 2/11 パネル設置要請 3/20 パネル設置 2001/ 2/28 パネル報告書配布 4/25 米国が上級委申立て 7/24 上級委報告書配布 8/23 パネル・上級委報告書採択 2005/ 7/20 二国間合意通報	①本件AD措置は、損害の認定に際し米国産業への影響及びダンピング・マージンが過大評価されている、調査手続が不公正である、などの点でGATT及びADに違反するとして日本が申立て。 ②①個別ケースに係る入手可能な事実の利用についてAD第6.8条違反、②独立当事者間の価格を基準とした正常価額の計算における本国での関連企業への販売の除外決定方式について同2.1条違反、③入手可能な事実に基づいているダンピング・マージンのみを調査対象企業以外のダンピング・マージン計算から除外することを義務づけた米国法令について同9.4、18.4条及びWTO設立協定第16.4条違反を認定。 ③パネル判断を概ね支持。損害認定における次工程向け産品市場の扱いに関する米国1930年法の本措置への適用について、AD第3.1、3.4条違反を認定。	AD 第2条、3条、4条、6条、9条、10条、18条 GATT 第6条、10条	第Ⅰ部第3章
185. トリニダードトバゴ－コスタリカからのバスタ輸入に関する措置	コスタリカ	1999/ 11/18 協議要請	①トリニダードトバゴのAD調査とそれに先立つ予審、同国の1996年ダンピング防止税及び相殺関税規制はADに違反するとしてコスタリカが申立て。	AD 第2条、3条、5条、6条、12条	
186. 米国－1930年関税法第337条とその改正	EU	2000/ 1/12 協議要請	①米国関税法第337条は1994年にウルグアイ・ラウンド実施法により改正されているが、未だその改正は不十分であり、内国民待遇及びTRIPS協定に違反するとしてEUが申立て。	GATT 第3条 TRIPS 第2条、3条、9条、27条、41条、42条、49条、50条、51条	
187. トリニダードトバゴ－コスタリカからのバスタ類輸入におけるAD措置	コスタリカ	2000/ 1/17 協議要請	①トリニダードトバゴのコスタリカからの当該輸入品に対するAD措置は、ADに違反するとしてコスタリカが申立て。	AD 第1条、2条、3条、5条、6条、7条、10条、12条、18条	

第3章 紛争案件一覧（WTO発足後の紛争案件）

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
188. ニカラグアーホンジュラスとコロンビアからの輸入に対する措置	コロンビア 【カナダ、コスタリカ、EU、ホンジュラス、米国】	2000/ 1/17 協議要請 3/27 パネル設置要請 5/18 パネル設置	①ニカラグアが1999年に設置した、ホンジュラス及びコロンビアからの物品及びサービスについての税制は、最恵国待遇他に違反するとしてコロンビアが申立て。	GATT 第1条、2条 GATS 第2条、16条	
189. アルゼンチンイタリアからのセラムミック製タイル輸入に対するAD措置	EU 【日本、トルコ、米国】	2000/ 1/26 協議要請 9/14 パネル設置要請 11/17 パネル設置 2001/ 9/28 パネル報告書配布 11/ 5 パネル報告書採択 2002/ 12/20 二国間合意通報	①本件AD調査及び措置は不適正であり、ADに違反するとしてEUが申立て。 ②アルゼンチンが、①ダンピング計算のために輸出者から提示された情報の多くを、理由に関する説明もなく無視したことはAD第6.8条及び附属書IIに、②サンプルとされた輸出者の個別ダンピング・マージンを算出しなかったことはAD第6.10条に、③価格の比較可能性に影響を与える物理的な特性における差異に対して妥当な考慮を払わなかったことはAD第2.4条に、④確定的措置を発動するか否かの基礎として考慮した重要な事実を輸出者に公開しなかったことはAD第6.9条に違反すると判断。	AD 第2条、6条	
190. アルゼンチンブラジル産綿及び綿混合繊維輸入に対する経過的安全保障措置	ブラジル 【パキスタン、ブラグアイ、米国】	2000/ 2/11 パネル設置要請 3/20 パネル設置 6/30 二国間合意通報	①アルゼンチンのブラジル産綿及び綿混合繊維輸入に対する経過的安全保障措置は、繊維協定第2、6、8条他に違反するとしてブラジルが申立て。	繊維 第2条、6条、8条	
191. エクアドルメキシコ産セメントに対するアンチ・ダンピング措置	メキシコ	2000/ 3/15 協議要請	①エクアドルのメキシコ産セメントに対する最終的なAD措置は、AD第1～9、12、18条他に違反するとしてメキシコが申立て。	AD 第1条、2条、3条、4条、5条、6条、7条、9条、12条、18条	
192. 米国・パキスタン産綿製紡績に係る経過的安全保障措置	パキスタン 【EU、インド】	2000/ 4/ 3 協議要請、パネル設置要請 6/19 パネル設置 2001/ 5/31 パネル報告書配布 7/ 9 米国が上級委申立て 10/ 8 上級委報告書配布 11/ 5 パネル・上級委報告書採択	①米国のパキスタン産綿製紡績に係る経過的安全保障措置は、同措置発動の要件（繊維協定第6条2、3、4及び7項）を満たしていないので、上記各条項に違反するとしてパキスタンが申立て。 ②③パネル及び上級委は、米国の垂直統合された生産者が自己消費する場合を国内産業から除外したことは繊維協定第6.2条違反であると認定。また、重大な損害の帰責分析については、米国がメキシコからの輸入の効果を個別に検討しなかったことは繊維協定第6.4条に違反すると認定。なお、上級委は、国内当局の措置決定時に存在しなかった証拠をパネルが考慮したことはDSU第11条に違反していると判断。	繊維 第2条、6条	
193. チリメカジキの輸送及び輸出に対する措置	EU	2000/ 4/19 協議要請 11/ 6 パネル設置要請 12/12 パネル設置 2003/ 11/12 二国間合意通報 2007/ 12/13 パネル設置停止を継続	①チリ漁業法第165項を基礎として設立された、チリの漁港におけるメカジキ陸揚げの禁止は、GATT第5条及び11条に違反するとしてEUが申立て。	GATT 第5条、11条	
194. 米国・輸出制限を補助金として扱う措置	カナダ 【豪州、EU、インド】	2000/ 5/19 協議要請 8/ 4 パネル設置要請 9/11 パネル設置 2001/ 6/29 パネル報告書配布 8/23 パネル報告書採択	①米国のSAA（Statement of Administrative Action）他は、他国の輸出制限措置を資金面での貢献と扱うものであり、これらはSCM第1.1、10、11、17、19、32.1、32.5条及びマラケシュ協定第16.4条に違反するとしてカナダが申立て。 ②この紛争で定義された輸出制限はSCM第1.1(a)の資金面での貢献になり得ず、また、米国の1930年関税法第771(5)(B)(iii)条はSCM第1.1条に違反しないと判断。	SCM 第1条、10条、11条、17条、19条、32条	
195. フィリピン自動車開発計画（MVDP）	米国 【インド、日本】	2000/ 5/23 協議要請 10/12 パネル設置要請 11/17 パネル設置	①フィリピンの自動車開発計画は、貿易関連投資措置協定第8条、SCM第4条及び30条に違反するとして米国が申立て。	SCM 第4条、30条	
196. アルゼンチン特許及び試験データ保護	米国	2000/ 5/30 協議要請 2002/ 5/31 二国間合意通報	①アルゼンチンは、医薬品等の秘密試験やデータに対する保護を怠っている等、TRIPS協定第27、28、31、34、39、50、62、65及び70条に違反するとして米国が申立て。	TRIPS 第27条、28条、31条、34条、39条、50条、67条、65条、70条	
197. ブラジル最低輸入価格措置	米国	2000/ 5/30 協議要請	①ブラジルの最低輸入価格措置は、関税評価協定第1～7条及び12条、輸入許可手続に関する協定第1～3条、繊維協定第2～7条及び農業第4条2項に違反するとして米国が申立て。	関税評価 第1条、2条、3条、4条、5条、6条、7条、12条 ライセンス 第1条、3条 繊維 第2条、7条 農業 第4条	

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第Ⅰ部 第Ⅱ部 記載
198. ルーマニアー最 低輸入価格措置	米国	2000/ 5/30 協議要請 2001/ 9/26 二国間合意通報	①ルーマニアの農産品、衣服類、蒸留酒等に対する最 低又は最高輸入価格の設定は、関税評価1～7条及び 12条、農業第4条2項及び繊維協定第2条及び7条に違 反するとして米国が申立て。	関税評価 第1条、2条、 3条、4条、5 条、6条、7 条、12条 繊維 第2条、7条 農業 第4条	
199. ブラジルー特許 保護	米国 【ドミニカ共和 国、ホンジュラス、 インド、日本】	2000/ 5/30 協議要請 2001/ 1/ 9 パネル設置要請 2/ 1 パネル設置 7/19 二国間合意通報	①ブラジルの1996年工業所有権法は、TRIPS協定第 27条、28条に違反するとして米国が申立て。	TRIPS 第27条、28 条	
200. 米国ー1974年 通商法第306条改正	EU	2000/ 6/ 5 協議要請	①米国の1974年通商法第306条はアフリカCBI法第 407条により改正され、譲許停止品目を定期的に変え ることを一方的に義務づけている。これは、DSU第3 条2項、21条5項、22条及び23条に違反するとしてEU が申立て。	DSU 第3条、21条、 22条、23条 GATT 第1条、2条、 11条	
201. ニカラグアーホ ンジュラスとコロ ンビアからの輸入に 対する措置	ホンジュラス	2000/ 6/ 6 協議要請	①ニカラグアが1999年に設置した、ホンジュラス及 びコロンビアからの物品及びサービスについての税 制は、GATT第1、2条及びGATS第2、16条に違反す るとしてホンジュラスが申立て。	GATT 第1条、2条 GATS 第2条、16条	
202. 米国ーラインバ イプ輸入に係るセー フガード措置	韓国 【豪州、カナダ、 EU、日本、メキシ コ】	2000/ 6/15 協議要請 9/14 パネル設置要請 10/22 パネル設置 2001/ 10/29 パネル報告書配布 11/19 米国が上級委申立て 2002/ 2/15 上級委報告書配布 3/ 8 パネル・上級委報告書採択 2003/ 3/18 米国、SG措置を終了	①米国のラインバイプ輸入についてSG措置発動に至 る手続と決定及び同措置自体がSG第2、3、4、5、7、 8、9、12条及びGATT第1、13、19条に違反するとし て韓国が申立て。 ②GATT第13:2条、19条及びSG第3.1、4.2(b)、4.2(c)、 8.1、9.1及び12.3条に違反すると認定。 ③損害認定について重大な損害若しくはそのおそれ のいずれかについて個別に認定をしなければならな いと判断したパネル判断を覆し、「重大な損害又はそ のおそれがある」と認定した米国ITCの認定はSGと 整合的であるとした。SG調査対象国とSG措置の適用 国との適応関係（パラレリズム）について、NAFTA 国からの輸入を調査対象として損害認定をしていな がら、SG措置の発動ではNAFTA国を対象から外した ことはSG第2、4条に違反するとした。	GATT 第1条、13条、 19条 SG 第2条、3条、 4条、5条、7 条、8条、9 条、11条、12 条	第Ⅱ部第8章
203. メキシコー米国 産輸入豚に対するアン チ・ダンピング措置	米国	2000/ 7/10 協議要請	①メキシコは1999年10月に米国からの生きた豚に対 してAD調査を行い、その結果、同措置を実施したが、 これはSPS、農業、TBT、ADの各協定に違反するとし て米国が申立て。	SPS 第2条、3条、 5条、7条、8 条 農業 第4条 TBT 第2条、5条 AD 第3条、12条	
204. メキシコー電気 通信サービスに対す る措置	米国 【日本、EU、カナ ダ、豪州、ブラジ ル、キューバ、グ アテマラ、ホンジ ュラス、インド、 ニカラグア】	2000/ 8/17 協議要請 11/10 パネル設置要請 2002/ 4/17 パネル設置 2004/ 4/ 2 パネル報告書配布 6/ 1 パネル報告書採択	①メキシコが電気通信サービス分野において差別的 規制を維持したことは、GATSに違反するとして米国 が申立て。 ②メキシコが電気通信サービス分野において反競争 的で差別的規制維持したことは自由化約束違反（参照 文書1.1不履行）、また、越境基本電気通信サービス の供給をコストに見合う合理的なレートで認めてこ なかつたことも約束違反（参照文書2.2(b)不履行）と 判断。ただし、国内に拠点を持たずかつ回線設備を保 有しない形での外国事業者のメキシコにおける専用 回線利用の禁止措置はメキシコの自由化約束に違反 しないと判断。	GATS 第6条、第16 条、17条、18 条	第Ⅱ部第12 章
205. エジプトー大豆 油入りツナ缶の輸入 禁止措置	タイ	2000/ 9/22 協議要請	①エジプトによるタイからの大豆油入りツナ缶輸入 禁止は、GATT第1、11及び13条、またSPS協定第2、 3、5及び附属書Bに違反するとしてタイが申立て。	GATT 第1条、11条、 13条 SPS 第2条、3条、 5条	

第3章 紛争案件一覧（WTO 発足後の紛争案件）

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
206. 米国－インドからの鋼板に対するアンチ・ダンピング措置及び相殺関税措置	インド 【チリ、EU、日本】	2000/ 10/ 4 協議要請 2001/ 6/20 パネル設置要請 7/24 パネル設置 2002/ 6/28 パネル報告書配布 7/29 パネル報告書採択	①本件AD措置に係る米国商務省（DOC）の課税決定、国際貿易委員会（ITC）の損害認定、ファクツ・アペイラブル（FA）に関するDOC規則の適用等はGATT、AD、SCM、WTO設立協定に違反するとしてインドが申立て。 ②DOCが米国販売価格についての情報を用いず、FAにのみ基づいてダンピング認定をしたことはAD第6.8条及び附属書IIパラグラフ3に違反すると認定。他方、FAに関する修正1930年関税法776条(a)、782条(d)、(e)の規定自体は、AD第6.8条、附属書IIに違反していないとされた。	AD 第1条、2条、3条、5条、6条、9条、12条、15条、18条 SCM 第10条、11条、15条、22条、27条 GATT 第6条、10条 WTO設立 第16条	
207. チリ－農産物に対する価格拘束制度及びセーフガード措置	アルゼンチン 【豪州、ブラジル、コロンビア、コストリカ、EU、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、日本、ニカラグア、パラグアイ、ペネズエラ、米国】	2000/ 10/ 5 協議要請 2001/ 1/19 パネル設置要請 3/12 パネル設置 2002/ 5/ 3 パネル報告書配布 6/24 チリが上級委申立て 9/23 上級委報告書配布 10/23 パネル・上級委報告書採択 2005/ 12/29 パネル設置要請(履行確認) 2006/ 1/20 パネル設置(履行確認) 12/ 8 パネル報告書配布(履行確認) 2007/ 2/ 5 チリが上級委申立て(履行確認) 5/ 7 上級委報告書配布(履行確認) 5/22 パネル・上級委報告書採択(履行確認)	①チリによる小麦、小麦粉及び食用植物油の輸入に関する価格拘束制度及びSG措置について、前者はGATT第2条及び農業第4条、または後者はSG及びGATT第19条に違反するとしてアルゼンチンが申立て。 ②チリの価格拘束制度は農業第4.2条及びGATT第2条に違反していると認定。また、チリのSG措置はGATT第19.1(a)条とSG第2、4、5条に違反すると認定（SG措置については上級委申立てせず）。 ③農業違反についてはパネル判断を支持したものの、GATT第2条違反は認めなかった。 DSU第21.5条パネルは、チリによる価格拘束制度や各種課徴金制度に類似する国境措置の維持は、農業第4.2条に反しているとし、チリはDSBによる勧告を履行していない旨判断した。DSU第21.5条上級委は、農業第4条等の違反を認定した。	農業 第4条 GATT 第2条、19条 SG 第2条、3条、4条、5条、6条、12条	
208. トルコ－鉄管継手に対するアンチ・ダンピング措置	ブラジル	2000/10/ 9 協議要請	①トルコによるブラジルからの鉄管継手に対するAD課税は、調査開始、調査方法、ダンピングと被害の関係の評価や決定、及び課税賦課につき、GATT第6条及びAD第2、3、5、6、15条に違反するとしてブラジルが申立て。	GATT 第6条 AD 第1条、2条、3条、5条、6条、12条、15条	
209. EU－インスタントコーヒーに影響を与える措置	ブラジル	2000/ 10/12 協議要請	①EUのブラジル産インスタントコーヒーに対するGSP適用の引き下げ、及び1999年1月の適用廃止はGATTの授權条項に違反するとしてブラジルが申立て。	GATT 第1条	
210. ベルギー－コメに対する関税措置の実施	米国 【インド、日本】	2000/ 10/12 協議要請 2001/ 1/19 パネル設置要請 3/12 パネル設置 7/26 パネル停止 12/18 二国間合意通報	①ベルギーが1997年7月に導入したコメに関する関税制度は、関税評価協定、TBT協定及び農業に違反するとして米国が申立て。	関税評価 第1条、2条、3条、4条、5条、6条、7条、10条、14条、16条 TBT 第2条、3条、5条、6条、7条、9条 農業 第4条	
211. エジプト－トルコからの鉄鋼に対するアンチ・ダンピング措置	トルコ 【チリ、EU、日本、米国】	2000/ 11/ 6 協議要請 2001/ 5/ 3 パネル設置要請 6/20 パネル設置 2002/ 8/ 8 パネル報告書配布 10/ 1 パネル報告書採択	①エジプトのAD措置は適切な調査に基づいておらず、GATT及びADに違反するとしてトルコが申立て。 ②損害認定にあたり、AD第3.4条に列挙されている要因をすべて考慮しなかったことによる同条違反、トルコの輸出企業2社に対して説明なくファクツ・アペイラブル（FA）を利用したことに関するAD第6.8条及び附属書IIパラグラフ6違反を認定。	AD 第2条、3条、6条 GATT 第10条	
212. 米国－EUからの輸入品に対する相殺関税措置	EU 【ブラジル、中国、インド、韓国、メキシコ】	2000/ 11/10 協議要請 2001/ 8/23 パネル設置要請 9/10 パネル設置 2002/ 7/31 パネル報告書配布 9/ 9 米国上級委申立て 12/ 9 上級委報告書配布 2004/ 3/19 協議要請(履行確認) 9/27 パネル設置(履行確認) 2005/ 8/17 パネル報告書配布(履行確認) 2005/ 9/27 パネル報告書採択	①米国の相殺関税措置の賦課継続は、SCM第1、10、14、19、21条に違反するとしてEUが申立て。 ②③パネル及び上級委は民営化後の利益継続の認定については10、14、19、21.1、21.2、21.3条違反であると認定。ただし、上級委は、民営化前の補助金による利益の民営化後の継続については、独立当事者間の公正な価格での民営化が民営化前の補助金利益を必ず消滅させるというパネル認定を破棄して消滅させると推定することができるとした。 DSU第21.5条パネルは、なお一部についてSCM違反であると認定した。	SCM 第1条、10条、14条、19条、21条、32条 GATT 6条	

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第Ⅰ部 第Ⅱ部 記載
213. 米国－ドイツか らの鉄鋼板に対する 相殺関税措置	EU 【日本、ノルウェー】	2000/ 11/10 協議要請 2001/ 8/10 パネル設置要請 2001/ 9/10 パネル設置 2002/ 7/ 3 パネル報告書配布 8/30 米国上級委申立て 11/28 上級委報告書配布 2002/ 12/19 パネル・上級委員会報告書採 択	①米国が、ドイツからの腐食防止鉄鋼製品に対して 1993年より相殺関税措置を開始し、2000年8月のサン セット・レビューにおいてもその継続を決定したこと に関し、SCM第10、11、21条に違反するとEUが申 立て。 ②③パネル及び上級委は、米国法令は第21.3条違反に 違反しないとした。また、上級委は、サンセット・レ ビューのデミニマス基準についてのパネルの認定を 破棄し、デミニマス基準の準用を否定した。	SCM 第10条、11 条、21条、32 条	
214. 米国－鉄鋼製品 及び溶接ラインパイ プに対するセーフガ ード措置	EU 【アルゼンチン、 カナダ、日本、韓 国、メキシコ】	2000/ 12/ 1 協議要請 2001/ 8/ 8 パネル設置要請 9/10 パネル設置（結局パネルは編 成されず終了）	①米国の1974年通商法第201及び202条は、輸入増加 と損害の因果関係の決定に関する規定においてセー フガード協定第4、5条に違反し、また、NAFTA実施 法第311条は同協定の2、4、5条に違反し、これら両 規定は、最恵国待遇違反でもある、としてEUが申立 て。	SG 第2条、3条、 4条、5条、8 条、12条 GATT 第1条、19条	
215. フィリピン－韓 国からの合成樹脂に 対するアンチ・ダンピ ング措置	韓国	2000/ 12/15 協議要請	①フィリピンの韓国からの合成樹脂に対するAD措置 は、ダンピング・マージンの分析、収集及び賦課、ま た同種の産品、ダンピング、損害及び因果関係の結論 の出し方に問題があり、AD第2、3、5、6、7、9、12 及び附属書Ⅱに違反するとして韓国が申立て。	AD 第2条、3条、 5条、6条、7 条、9条、12 条 GATT 第6条	
216. メキシコ－電気 変圧器に対するアン チ・ダンピング暫定措 置	ブラジル	2000/ 12/20 協議要請	①メキシコが2000年7月に行ったブラジルからの電 気変圧器に対するAD上の暫定措置は、AD第5条2、3、 8条、6条8項、7条1項 i、ii 及び附属書Ⅱに違反する としてブラジルが申立て。	AD 第2条、3条、 5条、6条、7 条	
217、(234). 米国－ 1930関税法改正条項 (通称：バード条項)	豪州、ブラジル、 チリ、EU、インド、 インドネシア、日 本、韓国、タイ (217) 【アルゼンチン、 カナダ、コスタリ カ、香港、イスラ エル、メキシコ、 ノルウェー】 カナダ、メキシコ (234) 【アルゼンチン、 豪州、ブラジル、 コスタリカ、EU、 香港、インド、イ ンドネシア、イス ラエル、日本、韓 国、ノルウェー、 タイ】	2000/ 12/21 協議要請（「DS234」 2001/5/21） 2001/ 7/12 パネル設置要請（「DS234」 8/10） 9/10 パネル設置（DS234と合併） 2002/ 9/16 パネル報告書配布 10/18 米国が上級委申立て 2003/ 1/16 上級委報告書配布 2004/ 1/15 DSU第22条に基づく対抗措 置承認申請（日本、EU、韓 国、ブラジル、インド、チリ、 墨、カナダ） 1/23 米国がDSU第22.6仲裁の要請 2004/ 8/31 対抗措置申請仲裁判断発出 11/10 7か国・地域（日、EU、韓、 加、墨、印、ブラジル）が対 抗措置の内容を申請 11/26 対抗措置の内容承認 12/ 6 チリが対抗措置の内容を申請 12/17 チリの対抗措置の内容承認 12/23 豪州、米国と合意 2005/ 1/ 7 タイ、米国と合意 1/11 インドネシア、米国と合意 4/29 EU、カナダが対抗措置の内 容を申請 8/18 日本が対抗措置の内容を申請 2006/ 4/28 EU、新たな対抗措置品目リ ストを申請 8/22 日本、新たな対抗措置品目リ ストを申請 2007/ 4/19 EU、新たな対抗措置品目リ ストを申請 2007/ 8/23 日本、対抗措置を2007/9/1より 一年間延長を表明 2008/ 8/29 日本、対抗措置を2008/9/1より 一年間延長を表明 2009/ 8/14 日本、対抗措置を2009/9/1より 一年間延長を表明 2010/ 8/25 日本、対抗措置を2010/9/1より 一年間延長を表明 2011/ 8/26 日本、対抗措置を2011/9/1より 一年間延長を表明 2012/ 8/23 日本、対抗措置を2012/9/1より 一年間延長を表明 2013/ 8/23 日本、対抗措置を2013/9/1より 一年間延長を表明	①バード修正条項は、関税当局が徴収した相殺関税、 AD税に相当する額を、影響を受けた生産者に対して 配分することを規定しており、AD、SCM、GATT及び WTO設立協定に違反するとして申立て。 ②本条項はAD及びSCM上許容される措置に該当し ないため、AD第18.1、18.4条、SCM第32.1、32.5条、 GATT第6.2、6.3条及びWTO設立協定第16.4条違反、 また、AD調査申請支持のインセンティブとなるとし て、AD第5.4条、SCM第11.4違反を認定。 ③同条項がAD調査申請支持のインセンティブとなり AD第5.4条、SCM第11.4条に違反するとのパネル判 断を否定。AD第18.1、18.4条、SCM第32.1、32.5条 及びWTO設立協定第16.4条違反についてはパネル判 断を支持。	AD 第1条、5条、 8条、18条 SCM 第4条、7条、 10条、11条、 18条、32条 GATT 第6条、10条、 23条 WTO 16条	第Ⅰ部第3章
218. 米国－ブラジル からの鉄鋼製品に対 する相殺関税賦課	ブラジル	2000/ 12/21 協議要請	①米国は、国内相殺関税法に従い、ブラジルの民営化 企業が民営化前に受けた補助金の利益に対して相殺 関税を賦課し続けており、この行為は、SCM第1、10、 11、14、19、21条に違反するとしてブラジルが申立 て。	SCM 第1条、10条、 11条、14条、 19条、21条	

第3章 紛争案件一覧 (WTO 発足後の紛争案件)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
219. EUーブラジル からの可能鋼鉄管継 手に対するアンチ・ダ ンピング措置	ブラジル 【チリ、日本、米 国】	2000/ 12/21 協議要請 2001/ 6/20 パネル設置要請 7/24 パネル設置 2003/ 3/ 7 パネル報告書配布 4/23 ブラジルが上級委申立て 7/22 上級委報告書配布 8/18 パネル・上級委報告書採択	①本件AD措置に係る調査及び評価はAD第1～7、9、11、12、15条及びGATT第6条に違反するとしてブラジルが申立て。 ②「ゼロイング」に関するAD第2.4.2条、「損害関連要因の公開」に関するAD第12.2条及び12.2.2条違反を認定。 ③パネル判断を概ね支持したが、損害認定に関する情報公開についてAD第6.2、6.4条に違反していないとしたパネル判断を放棄し、同条違反を認定。	AD 第1条、2条、3条、4条、5条、6条、7条、9条、11条、12条、15条	
220. チリー農産品に 対する価格拘束制度 及びセーフガード措 置	グアテマラ	2001/ 1/ 5 協議要請	①チリの農産品に対する価格拘束制度及びセーフガードに関する国内法、セーフガード調査及び発動、またその対象品目の拡大要求は、GATT2条、農業第4条、及びセーフガード協定第2、3、4、5、68、12条等に違反するとしてグアテマラが申立て。	GATT 第2条、19条 農業 第4条 SG 第2条、3条、4条、5条、6条、8条、12条	
221. 米国ーウルグアイ・ラウンド合意実施 法129条(a)(1)	カナダ	2001/ 1/17 協議要請 7/13 パネル設置要請 8/23 パネル設置 2002/ 7/15 パネル報告書配布 8/30 パネル報告書採択	①米国のウルグアイ・ラウンド合意実施法(URAA)及びその解釈指針(SAA)の下では、DSBにおいてWTO協定違反とされたAD又は相殺関税措置について、DSBの勧告に整合的な形でこれを課すことを規定しており、これは過去にダンピング認定が行われた未精算の輸入案件についてオリジナル調査とは異なるルールによる行政見直しと、これに基づくAD・CVDの適用を義務づけるものであり、DSU、AD、SCM相殺協定及びGATTの諸規定に違反するとしてカナダが申立て。 ②URAA及びSAAはカナダが問題としている措置(未精算の過去の輸入に対する修正ルールの適用)を義務づけておらず、WTO諸規定には違反しないとして、カナダの主張を棄却。	DSU 第3条、19条、21条 GATT 第6条 SCM 第10条、19条、21条、32条	
222. カナダー地方航 空機産業に対する輸 出信用及び融資保証	ブラジル 【豪州、EU、イン ド、米国】	2001/ 1/22 協議要請 3/ 1 パネル設置要請 3/12 パネル設置 2002/ 1/28 パネル報告書配布 5/23 ブラジルがSCMSCM第4.10条及びDSU第22.2条に基づく対抗措置の承認申請 12/23 仲裁人の報告(秘密版)の送付 2003/ 2/17 仲裁人の報告(非秘密版)の配布 2003/ 3/18 ブラジルの対抗措置の内容承認	①カナダ政府及び政府関連企業からのカナダ地方航空機産業に対する輸出信用及び融資保証は、輸出補助金に該当しSCM第3条に違反するとしてブラジルが申立て。 ②SCM附属書I(k)で正当化されないと判断したものも含めて一部の制度につきSCM第3.1(a)条違反を認め、SCM第4.7条に基づき90日以内に廃止することを勧告。 カナダはこの勧告履行を拒否したため、ブラジルは対抗措置の申請をし、仲裁人はカナダの履行を促すため2割増しの対抗措置の規模を認定。	SCM 第1条、3条	
223. EUー米国から のコーングルテン飼 料に対する関税割当	米国	2001/ 1/25 協議要請	①EUは小麦グルテンケースのDSB採択をもって米国産コーングルテン飼料に対する関税割当が実施可能になったとしているが、本件は必要な手続を満たしておらず、SG第8条、及びGATT第1条、2条、14条に違反するとして米国が申立て。	SG 第8条 GATT 第1条、2条、19条	
224. 米国ー特許法	ブラジル	2001/ 1/31 協議要請	①米国特許法(18章他)は、政府の助成を受けた発明に関する特許権につき制限を行っており、TRIPS協定第27、28条、TRIMS協定第2条、内国民待遇及び数量制限に違反するとしてブラジルが申立て。	TRIPS 第27条、28条 TRIMS 第2条 GATT 第3条、11条	
225. 米国ーイタリア からのシームレスパイ プに対するアン チ・ダンピング措置	EU	2001/ 2/ 5 協議要請	①イタリアからのシームレスパイプに関する2000年11月のDOCによるAD賦課継続とのサンセット・レビュー最終決定、及びサンセット・レビュー開始は、AD第5.8、11.1、11.3、18.4及びマラケシュ協定第16.4に違反するとしてEUが申立て。	AD 第5条、11条、18条 WTO設立 第16条	
226. チリー混合食用 油に対する暫定セー フガード措置	アルゼンチン	2001/ 2/19 協議要請	①チリは本年1月に輸入混合食用油に対し暫定セーフガード措置を適用したが、本件はSG上の事前の協議を行っておらず、また、同種の又は直接競合産品の定義や、決定基準が不明確であること等から、GATT19条及びSG第2、4、6、12条に違反するとしてアルゼンチンが申立て。	GATT 第19条 SG 第2条、4条、6条、12条	
227. ベルギーータバコ 税	チリ	2001/ 3/ 1 協議要請 5/ 3 パネル設置要請 6/24 パネル設置 7/12 チリがパネル取り下げ	①1999年9月に修正された一般販売税は選択的な消費税について規定しており、本規定はベルギーブランドのタバコに比べて、輸入タバコに対して高い税金を課しており、GATT第3条2項(内国民待遇)に違反するとしてチリが申立て。	GATT 第3条	

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第Ⅰ部 第Ⅱ部 記載
228. チリー砂糖に対 するセーフガード措 置	コロンビア	2001/ 3/15 協議要請	①チリの砂糖に対するセーフガード措置は、2000年1 月の決定及び同年11月の延長決定において、SG第2、 3、4、5、7、9、12及びGATT第19条が求めている諸 手続に違反しているとしてコロンビアが申立て。	SG 第2条、3条、 4条、5条、7 条、9条、12 条 GATT 第19条	
229. ブラジルーイン ドからのジュート製 靴に対するアンチ・ダ ンピング措置	インド	2001/ 4/ 9 協議要請	①ブラジルのインド産ジュート靴に対するAD措置 は、存在しないインド企業に関するデータに基づいた AD措置継続の決定や、その決定に関する再考の拒否、 生産コスト・国内販売価格・輸出価格等の新たな証拠 の無視、等がGATT第6条及び10条AD各条項及び WTO設立協定第16条に違反するとしてインドが申立 て。	GATT 第6条、10条 AD 第1条、2条、 3条、5条、6 条、11条、12 条、17条、18 条 WTO設立 第16条	
230. チリー砂糖に対 するセーフガード措 置と譲許表の修正	コロンビア	2001/ 4/17 協議要請	①チリの砂糖に対するセーフガード措置とその延長 決定、及び当該砂糖の譲許表修正の交渉においてチリ がコロンビアを実質的利害関係無しとしたことは、 SG第2、3、4、5、7、9、12、GATT第2、19、28条 等に違反するとしてコロンビアが申立て。	SG 第2条、3条、 4条、5条、7 条、9条、12 条 GATT 第2条、19条、 28条	
231. EUーイワシの 表示	ペルー 【カナダ、チリ、 コロンビア、エク アドル、ベネズエ ラ、米国】	2001/ 3/20 協議要請 6/20 パネル設置要請 7/24 パネル設置 2002/ 5/29 パネル報告書配布 6/28 EUが上級委申立て 9/26 上級委報告書配布 10/23 パネル・上級委報告書採択 2003/ 7/25 二国間合意通報	①EU欧州理事会規則がヨーロッパマイワシ (<i>Sardina pilchardus</i>) から製造されたイワシ製品のみ、 保存イワシ (preserved sardines) と表示するこ とを認め、ペルーから輸出されたイワシ (<i>Sardinops sagax</i>) について「イワシ」の表示を使うことを認め ていないことはTBT協定第2、12条、GATT第1、3、 11.1条に違反するとしてペルーが申立て。 ②EU規則はイワシ製品の表示に関する国際規格 (Codex規格) に整合的ではなく、国際規格への準拠 を規定したTBT協定第2.4条に違反しており、また、 同条の例外的な適用除外についてEUは十分な立証を 行わなかったと判断。 ③2.4条の例外的な適用除外についてはペルー側に EUの措置がこれに該当しないことについての立証義 務があるとしたが、その他はパネルの判断を概ね支 持。	GATT 第1条、3条、 11条 TBT 2条、12条	第Ⅱ部第11 章
232. メキシコーマッ チの輸入に関する措 置	チリ	2001/ 5/21 協議要請 2004/ 2/ 2 協議取り下げ	①メキシコはマッチの素材及びその廃棄物について 環境の観点も含めたリスト化や、輸送の規定等を定め ているが、これらはチリ製マッチのマーケットアクセ スを阻害しており、TBT協定第1、2、5条、ライセン ス協定第1、3、5条及び内国民待遇に違反するとして チリが申立て。	TBT 第1条、2条、 5条 ライセンス 第1条、3条、 5条 GATT 第3条	
233. アルゼンチンー 医薬品輸入に関する 措置	インド	2001/ 5/25 協議要請	①アルゼンチンが医薬品の輸入に関し、輸出国を annex I, IIにリスト化し、それぞれに異なった検査や 許可等を要求するのは、TBT協定第2、5、12条、最 恵国待遇、内国民待遇及びWTO設立協定第16.4に違 反するとしてインドが申立て。	TBT 第2条、5条、 12条 GATT 第1条、3条 WTO設立 第16条	
234. 米国ー1930関 税法改正条項（通称： パード条項）	カナダ、メキシコ	2001/ 5/21 協議要請 2001/ 8/10 パネル設置要請 2001/ 9/10 パネル設置(「DS217」と合併)		AD 第1条、5条、8 条、18条 SCM 第5条、10条、 11条、18条、 32条 GATT 第6条、10条、 23条 WTO 第16条	第Ⅰ部第3章
235. スロバキアー砂 糖の輸入に対するセ ーフガード措置	ポーランド	2001/ 7/11 協議要請 2002/ 1/11 二国間合意通報	①スロバキアの砂糖の輸入に対するセーフガード措 置は、セーフガード協定に定められた調査手続、損害 の決定、適用期間及びセーフガード委員会への通報等 に不備があり、同協定の3条1、4条2(b)、5条2(a)、7 条4、12条1(b)、1(c)、3にそれぞれ違反するとしてポ ーランドが申立て。	SG 第3条、4条、 5条、7条、12 条	

第3章 紛争案件一覧（WTO 発足後の紛争案件）

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
236. 米国－カナダからの軟材に対する仮決定	カナダ 【EU、インド、日本】	2001/ 8/21 協議要請 10/25 パネル設置要請 12/ 5 パネル設置 2002/ 9/27 パネル報告書配布 11/ 1 パネル報告書採択 2006/ 10/12 二国間合意通報	①2001年8月の米国商務省によるカナダから輸入された軟材に対する相殺関税仮決定及び危機的な事態の仮決定は、GATT第6条3及びSCM第1、2、10、14、17、10、21条に違反する。また、米国の相殺関税措置に関するレビューについてはGATT第3及びSCM第10、19、21、32条にそれぞれ違反するとして、DSU第4条8による緊急な協議を求めるとカナダが申立て。 ②カナダの立木伐採権の付与制度はSCM第1.1(a)に該当するとして、米国の調査はSCM第1.1(b)、10、14、14(d)、17.1(b)条違反であると判断。	SCM 第1条、2条、3条、10条、14条、17条、19条、20条、21条、32条 GATT 第6条	第II部第7章
237. トルコ－生鮮果物に関する輸入手続	エクアドル 【コロンビア、EU、米国】	2001/ 8/31 協議要請 2002/ 6/14 パネル設置要請 7/29 パネル設置 11/22 二国間合意通報	①トルコの生鮮果物に関する輸入手続は、トルコ農業省による書類の発行を求めており、本手続はGATT第2、3、8、10、11条、SPS協定第2.3、8、附属書B、C、ライセンス協定第1条、農業第4条、及びGATS第6、17条にそれぞれ違反するとしてエクアドルが申立て。	GATT 第2条、3条、8条、10条、11条 SPS 第2条、7条、8条 ライセンス 第1条 農業 第4条 GATS 第6条、17条	
238. アルゼンチン－桃缶の輸入に関するセーフガード措置	チリ 【EU、パラグアイ、米国】	2001/ 9/14 協議要請 12/ 6 パネル設置要請 2002/ 1/18 パネル設置 2003/ 2/14 パネル報告書配布 4/15 パネル報告書採択 2004/ 1/23 アルゼンチンが2003/12/31に問題のセーフガード措置を撤廃したことを表明	①アルゼンチンの桃缶の輸入に対するSG措置に関する調査は、「事前の予見されなかった発展」の要件を満たしておらず、また国内産業への損害についての証拠がない等不備があり、SG第2、3、4、5、12条及びGATT第19.1条に違反するとしてチリが申立て。 ②「予見されなかった発展」についてのGATT第19.1(a)条違反であると認定。また、アルゼンチン当局による輸入増カナダの認定は不十分でありGATT第19.1(a)条、SG第2.1、4.2(a)条違反、また重大な損害のおそれについてアルゼンチン当局は、関連するすべての要因を検討していないことや重大な損害が明らかに差し違ったものでないこと等から、GATT第19.1(a)条、SG第2.1、4.1(b)、4.2(a)条違反であると認定。	SG 第2条、3条、4条、5条、12条 GATT 第19条	
239. 米国－アンチ・ダンピングの適用方法に関する措置	ブラジル	2001/ 9/17 協議要請 11/ 1 9月のリクエストをキャンセル、新規協議要請	①米国商務省は、ADに定められる2%（デミニマス）ルールをダンピング調査にのみ適用し、レビューには0.5%を適用しており、AD第5.8、11.1、18.3条等に違反するとしてブラジルが申立て。	AD 第5条、11条	
240. ルーマニア－小麦及び小麦粉の輸入制限	ハンガリー	2001/ 10/18 協議要請 11/27 パネル設置要請 12/20 パネル設置要請取り下げ	①ルーマニアは2001年7月より、小麦及び小麦粉の輸入に対して品質要件を課し、それを満たさないものについては輸入を禁止している。本件はGATT第11条1項（数量制限の一般的禁止）違反、かつ国内の同産品には本要件を課していないことから、GATT第3条（内国民待遇）違反であるとしてハンガリーが申立て。（本件についてハンガリーはDSU第4条8による緊急な協議を要請）	GATT 第3条、11条	
241. アルゼンチン－ブラジルからの家禽に対するアンチ・ダンピング措置	ブラジル 【カナダ、チリ、EU、グアテマラ、パラグアイ、米国】	2001/ 11/ 7 協議要請 2002/ 2/25 パネル設置要請 4/17 パネル設置 2003/ 4/22 パネル報告書送付 5/19 パネル報告書採択	①本件AD措置は、調査手続、AD税の賦課及び課税価格の決定につき、AD第1～6、9、12条、関税評価協定第1、7条及びGATT第6条に違反するとしてブラジルが申立て。 ②本件AD措置に係る、調査開始に関する決定・申請拒否・通知、質問への回答期限、知られている輸出者への申請書提示、輸出者から提示された価格データの扱い、個別のダンピング・マージン算出、正常価額算出における運送費等の相違に対する妥当な考慮、物理的特性の相違への対応、加重平均に基づく正常価額の算出、損害認定における客観的な検討・経済的要因や指標の考慮及びダンピングでない輸入の扱いについて、AD第2.4、2.4.2、3.1、3.2、3.3、3.4、3.5、5.1、5.8、6.1.1、6.1.3、6.8条及び附属書II、12.1条違反を認定。	AD 第1条、2条、3条、4条、5条、6条、9条、12条 関税評価 第1条、7条 GATT 第6条	
242. EU－一般特惠	タイ	2001/ 12/ 7 協議要請	①2001年11月14日付で修正された、2002年1月から2004年12月までのEUの一般特惠は、GATT第1条（最恵国待遇）及び授權条項に違反するとしてタイが申立て。	GATT 第1条	

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第Ⅰ部 第Ⅱ部 記載
243. 米国一繊維製品 及び衣類に関する原 産地規則	インド 【バングラディシ ユ、中国、EU、パ キスタン、フィリ ピン】	2002/ 1/11 協議要請 5/ 7 パネル設置要請 6/24 パネル設置 2003/ 6/20 パネル報告書配布 7/21 パネル報告書採択	①米国の繊維製品及び衣類に関する非特恵分野の原 産地規則（ウルグアイ・ラウンド実施法（URAA）第334 条等）改正案は、繊維製品の付加価値又は製品の品質 の変化に関係のない基準に基づき原産地を決定する もので、米国内産業の保護を目的に利用されており、 原産地規則協定第2条(b)(c)(d)(e)に違反するとしてイン ドが申立て。 ②原産地規則協定第2条(b)（貿易上の目的を追求する 手段としての原産地規則の利用）違反についてインド はURAA334条の国内産業保護の効果を立証できて おらず、また、334条は原産地規則協定第2条(c)が禁 止する貿易歪曲効果を持つ規則とは見なし得ないこ と等から、インドの主張を全面的に棄却。	原産地 第2条	
244. 米国－日本製表 面処理銅板へのアン チ・ダンピング措置に 対するサンセット・レ ビュー	日本 【ブラジル、カナ ダ、チリ、EU、イン ド、韓国、ノル ウェー】	2002/ 1/30 協議要請 4/ 4 パネル設置要請 5/22 パネル設置 2003/ 8/14 パネル報告書配布 9/15 日本が上級委申立て 12/15 上級委報告書配布 2004/ 1/ 9 パネル・上級委報告書採択	①本件AD措置に関する米国商務省（DOC）及び国際 貿易委員会（ITC）の判断について、十分な証拠のな いサンセット・レビュー手続の自動開始、不当に高い AD措置撤回基準、不適切なダビングマージンによる 認定及び不適切な累積判断がGATT第6、10条、AD 第2、3、5、6、11、12、18.4条及び同附属書Ⅱ及び WTO設立協定第13条に違反するとして日本が申立 て。 ②日本の訴えを却下。 ③申立てにおける法的主張を一部認めたものの、パネ ルの事実認定が不十分なことから、米国の本判断が WTO協定不整合であるとは判断できないとした。	AD 第2条、3条、 5条、6条、11 条、12条、18 条 GATT 第6条、10条	
245. 日本－輸入リン ゴに係る検疫措置	米国 【豪州、ブラジル、 中国、台湾、EU、 ニュージーラン ド】	2002/ 3/ 1 協議要請 5/22 パネル設置要請 6/ 3 パネル設置 2003/ 7/15 パネル報告書配布 8/28 日本が上級委申立て 11/26 上級委員会報告書配布 12/10 パネル・上級委員会報告書採 択 2004/ 7/30 パネル設置(履行確認) 2005/ 6/23 パネル報告書配布(履行確認) 7/30 パネル報告書採択(履行確認) 9/ 2 二国間合意通報	①1994年以降日本が課している、火傷病の可能性の ある米国産リンゴ（火傷病が検出された場所の近隣の 果樹園のリンゴを含む）への検疫措置（火傷病完全無 病園地の指定、輸出園地周囲への衝地帯の設置、年3 回の園地検査の実施等）は、GATT第11条、SPS協定 第2.2、2.3、5.1、5.2、5.3、5.6、6.1、6.2、7条、附 属書B、農業第14条に違反するとして米国が申立て。 ②日本の措置は十分な科学的根拠に基づいておらず SPS協定第2.2条（科学的根拠に基づく措置の実施） に違反するとともに、5.7条（科学的根拠が不十分な 場合の国際的な衛生植物検疫措置の参照）の要件を満 たしておらず、5.1条の規定する危険性評価にも基づ いていない旨判断。 ③パネルの判断を全面的に支持。 日米は2004年6月末までのDSB勧告の履行に合意し たが、米国は期限内に履行が行われなかったとして履 行パネルの設置を要請、パネルは日本の改正検疫措置 は依然としてSPS協定第2.2、5.1条に違反すると判断 した。日本は2005年8月に問題の措置を改正した。	GATT 第11条 SPS 第2条、5条、 6条、7条 農業 第4条、14条	
246. EU－開発途上 国に対する差別的関 税	インド 【ボリビア、ブラ ジル、コロンビア、 コスタリカ、キュー バ、エクアドル、 エルサルバドル、 グアテマラ、ホン ジュラス、モオリ ジャス、ニカラガ ア、パキスタン、 パナマ、パラグア イ、ペルー、スリ ランカ、ベネズエ ラ、米国】	2002/ 3/ 5 協議要請 12/ 6 パネル設置要請 2003/ 1/27 パネル設置 12/ 1 パネル報告書配布 2004/ 1/ 8 上級委申立て 4/ 7 上級委報告書配布 4/20 パネル・上級委報告書採択	①EUによる特惠関税制度（麻薬の生産及び取引の撲 滅を目的とした、特定開発途上国からの輸入品に対す る特惠付与）は、GATT第1条の最恵国待遇等を無効 化・侵害しているとしてインドが申立て。 ②EUの措置がGATT第1.1条に反することをインド が立証した一方で、EUは同措置がGATT第20条(b) （生命・健康の保護を目的とする措置の一般的例外） に該当すること及び開発途上国に対する特別な待遇 を認めた授權条項により正当化できることを立証で きなかったとして、インドの主張を認定。 ③授權条項に関するパネルの解釈を一部破棄したも の、その他のパネルの判断を支持。	GATT 第1条	第Ⅱ部第1章
247. 米国－カナダか らの軟材に対する暫 定的アンチ・ダンピ ング措置	カナダ	2002/ 3/ 6 協議要請 2006/ 10/12 二国間合意通報	①米国のカナダ産軟材に対する暫定的AD措置は、調 査開始の要件であるダンピングの証拠がない等、AD 第2.1条、2.2条、5.2条、7.1条に違反するとしてカナ ダが申立て。	AD 第2条、5条、 7条	

第3章 紛争案件一覧（WTO発足後の紛争案件）

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
248. (249)、(251)、 (252)、(253)、(254)、 (258)、(259). 米国の 鉄鋼製品に対するセ ーフガード措置	EU(248) 日本(249) 韓国 (251) 中国 (252) スイス(253) ノルウェー(254) ニュージーランド (258) ブラジル(259) 【カナダ、キュー バ、台湾、メキシ コ、タイ、トルコ、 ベネズエラ】	2002/ 3/ 7 協議要請(「DS249」「DS251」 3/20、「DS252」3/26、 「DS253」4/3、「DS254」 4/4、「DS258」5/14、「DS259」 5/21) 5/ 7 パネル設置要請(「DS249」 「DS251」5/21、「DS252」 5/27、「DS253」「DS254」 6/3、「DS258」6/27、「DS259」 7/18) 6/ 3 パネル設置(その他案件は以 下の日付でパネル設置と同 時にDS248に合併→ 「DS249」「DS251」6/14、 「DS252」「DS253」「DS254」 6/24、「DS258」7/8、「DS259」 7/29) 2003/ 7/11 パネル報告書配布 8/11 米国の上級委申立て 11/10 上級委報告書配布 12/10 パネル・上級委報告書採択	①米国の鉄鋼製品に対するセーフガード措置は、国内 産業への重大な損害等のセーフガード措置発動条件 が欠如している等、セーフガード協定第2、3、4、5、 7、8、9、12条、GATT第1、2、10、13、19条等に 違反するとして申立て。 ②③パネル及び上級委は、米国のSG措置は、事情の 予見されなかった発展についてGATT第19.1(a)条、 SG第3.1条の違反、輸入の増加に関する事実認定に関 してSG第2.1、4.2条の違反、調査対象と措置対象の 範囲が不一致であるとしてSG第2.1、2.2、4.2条違反 を認定。	SG 第2条、3条、 4条、5条、7 条、9条 GATT 第1条、13条、 19条	第II部第8章
249. 米国の鉄鋼製品 に対するセーフガー ド措置	日本	2002/ 3/20 協議要請 2002/ 5/21 パネル設置要請 2002/ 6/14 パネル設置(「DS248」と合併)		SG 第2条、3条、4 条、5条、7条、 8条、12条 GATT 第1条、2条、10条、 13条、19条	第II部第8章
250. 米国フロリダ 州のオレンジ及びグ レープフルーツの加 工品に対する消費税	ブラジル 【チリ、EU、メキ シコ、パラグアイ】	2002/ 3/20 協議要請 8/19 パネル設置要請 10/ 1 パネル設置 2004/ 5/28 二国間合意通報	①フロリダ州の国内産でない柑橘類(オレンジ及びグ レープフルーツ)の加工品に対する消費税はGATT第 2.1(a)条及び3.1条、3.2条、3.4条に違反するとしてブ ラジルが申立て。	GATT 第2条、3条、 27条	
251. 米国の鉄鋼製品 に対するセーフガー ド措置	韓国	2002/ 3/20 協議要請 2002/ 5/21 パネル設置要請 2002/ 6/14 パネル設置(「DS248」と合併)		SG 第2条、3条、4 条、5条、7条、 8条、9条、12 条 GATT 1条、10条、13 条、19条	第II部第8章
252. 米国の鉄鋼製品 に対するセーフガー ド措置	中国	2002/ 3/26 協議要請 2002/ 5/27 パネル設置要請 2002/ 6/24 パネル設置(「DS248」と合併)		SG 第2条、3条、4 条、5条、7条、 8条、9条、12 条 GATT 第1条、2条、 10条、13条、 19条	第II部第8章
253. 米国の鉄鋼製品 に対するセーフガー ド措置	スイス	2002/ 4/3 協議要請 2002/ 6/3 パネル設置要請 2002/ 6/24 パネル設置(「DS248」と合併)		SG 第2条、3条、4 条、5条、7条、 8条、12条 GATT 第1条、19条	第II部第8章
254. 米国の鉄鋼製品 に対するセーフガー ド措置	ノルウェー	2002/ 4/4 協議要請 2002/ 6/3 パネル設置要請 2002/ 6/24 パネル設置(「DS248」と合併)		SG 第2条、3条、 4条、5条、7 条、8条、9条、 12条 GATT 第1条、2条、 10条、19条	第II部第8章
255. ベルギー特定の 製品に対する課税措 置	チリ	2002/ 4/22 協議要請 6/13 パネル設置要請 9/25 パネル設置要請取り下げ	①ベルギーの、国産品以外の製品に対する税制措置は GATT第3条に違反するとしてチリが申立て。	GATT 第3条	

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第Ⅰ部 第Ⅱ部 記載
256. トルコ－ハンガ リー産ペットフード の輸入禁止措置	ハンガリー	2002/ 5/ 3 協議要請	①トルコのBSE（牛海綿状脳症）拡大を防止するた めのペットフード輸入禁止措置は、GATT第11条、 SPS協定第2.2条、2.3条、5.1条、5.2条、5.6条、6.1 条、6.2条、7条、附属書B、農業第14条に違反する としてハンガリーが申立て。	GATT 第11条 SPS 第2条、5条、 6条、7条 農業 第14条	
257. 米国－カナダか らの軟材に対する相 殺関税決定	カナダ 【中国、EU、イン ド、日本】	2002/ 5/ 3 協議要請 7/18 パネル設置要請 10/ 1 パネル設置 2003/ 8/29 パネル報告書配布 10/ 2 米国が上級委申立て 2004/ 1/19 上級委報告書配布 2/17 パネル・上級委報告書採択 12/30 パネル設置要請(履行確認) 2005/ 1/14 パネル設置(履行確認) 8/ 1 パネル報告書配布(履行確認) 9/ 6 米国が上級委申立て(履行確 認) 12/ 5 上級委報告書配布(履行確認) 12/20 パネル・上級委報告書採択 2006/ 10/12 二国間合意通報 2007/ 2/23 更なる二国間合意の通報	①米国がカナダからの軟材に対して決定した補助金 の存在、程度及び影響を決定するための調査の開始及 び実施等については、SCM第1、2、10、11、12、14、 15、19、22、32.1条、GATT第6.3、10.3条に違反す るとしてカナダが申立て。 ②③パネル及び上級委は、米国は必要な補助金の利益 の「転嫁」分析を一部の取引において怠ったとし、 SCM第10条、32.1条及びGATT第6.3条に違反すると 認定。 DSU第21.5条パネルはなお同協定違反があると判断 した。DSU第21.5条上級委パネルもこれを支持した。	SCM 第1条、2条、 10条、11条、 12条、14条、 15条、19条、 21条、22条、 32条 GATT 第6条、10条	第Ⅱ部第7章
258. 米国－鉄鋼製品 に対するセーフガー ド措置	ニュージーランド	2002/ 5/14 協議要請 2002/ 6/27 パネル設置要請 2002/ 7/8 パネル設置(「DS248」と合併)		SG 第2条、3条、 4条、5条、7 条、8条、12 条 GATT 第1条、10条、 19条	第Ⅱ部第8章
259. 米国－鉄鋼製品 に対するセーフガー ド措置	ブラジル	2002/ 5/21 協議要請 2002/ 7/18 パネル設置要請 2002/ 7/29 パネル設置(「DS248」と合併)		SG 第2条、3条、 4条、5条 GATT 第1条、10条、 19条	第Ⅱ部第8章
260. EU－鉄鋼製品 に対する暫定セーフ ガード措置	米国 【エジプト、日本、 韓国、トルコ】	2002/ 5/30 協議要請 8/19 パネル設置要請 9/16 パネル設置	①EUの、鉄鋼製品に対する暫定セーフガード措置は、 国内産業への重大な損害等のセーフガード措置発動 条件が欠如している等、SG第2.1条、2.2条、3条、4.1 条、4.2条、6条、12.1条、GATT第1条、10条、19条 に違反するとして米国が申立て。	SG 第2条、3条、 4条、5条、6 条、12条 GATT 第1条、10条、 19条	
261. ウルグアイ－特 定の製品に対する課 税措置	チリ 【EU、メキシコ、 米国】	2002/ 6/18 協議要請 2003/ 4/ 3 パネル設置要請 5/19 パネル設置 2004/ 1/ 8 二国間合意通報	①ペルーの、国産品以外の産品に対する税制措置は GATT第1条及び3条に違反するとしてチリが申立て。	GATT 第1条、3条	
262. 米国－フランス 産及びドイツ産鉄鋼 製品に対するアン チ・ダンピング措置及 び相殺関税賦課への サンセット・レビュー	EU	2002/ 7/25 協議要請	①米国のフランス産及びドイツ産腐食防止鉄鋼製品 等へのアンチ・ダンピング措置及び相殺関税賦課のサ ンセット・レビューによる継続の決定等は、GATT、 アンチ・ダンピング協定、SCM、WTO設立協定に違 反するとしてEUが申立て。	GATT 第6条、10条 AD 第1条、2条、 3条、5条、6 条、11条、18 条 SCM 第10条、11 条、12条、15 条、21条、32 条 WTO設立 第16条	
263. EU－輸入ワイ ンに対する措置	アルゼンチン	2002/ 9/ 4 協議要請	①EUのワインの製造方法等に関する規則はTBT協 定第2条、12条、GATT第1.1条、3.4条、WTO設立協 定第16.4条に違反するとしてアルゼンチンが申立て。	TBT 第2条、12条 GATT 第1条、3条 WTO設立 第16条	

第3章 紛争案件一覧（WTO 発足後の紛争案件）

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
264. 米国－カナダ産 軟材に対するダンピ ングの最終決定	カナダ 【中国、EU、イン ド、日本、ニュー ジーランド、タイ】	2002/ 9/13 協議要請 12/ 6 パネル設置要請 2003/ 1/ 8 パネル設置 2004/ 4/13 パネル報告書配布 5/13 米国が上級委申立て 8/11 上級委報告書配布 2005/ 5/19 パネル設置要請（履行確認） 6/ 1 パネル設置（履行確認） 2006/ 4/ 3 パネル報告書配布（履行確 認） 5/17 カナダが上級委申立て（履行 確認） 8/15 上級委報告書配布（履行確 認） 10/12 二国間合意通報 2007/ 2/23 更なる二国間合意の通報	①米国の、カナダ産軟材に対するダンピングの最終決 定等は、AD・GATTに違反するとしてカナダが申立 て。 ②③パネル及び上級委は、米国がゼロイング手法を用 いてダンピング・マージンを計算したことはAD第 2.4.2条に違反すると判断。 米国はDSB勧告の履行措置として新たなダンピン グ・マージンを算定する際、正常価格（国内価格）と 輸出価格の比較を個別取引ごとに行う中で（T－T方 式：transaction to transaction）引き続きゼロイング を適用した。カナダはこれをAD第2.4.2条及び2.4条 違反と主張し、DSU第21.5条パネルが設置されたが、 パネルはカナダの主張を認めなかった。これに対して 同上級委は、T－T方式におけるゼロイングの適用は協 定第2.4.2条違反とするともに、ウルグアイ・ラウ ンド実施法129条決定におけるT－T方式でゼロイン グが適用されたことは、AD第2.4条が定める「公正な 比較」要件に反するとして、パネルの判断を覆した。	AD 第1条、2条、 4条、5条、6 条、9条、18 条 GATT 第6条、10条	第II部第7章
265、(266)、(283)。EU －砂糖への輸出補助 金	豪州(265) ブラジル(266) タイ(283) 【豪州、ブラジル、 タイはそれぞれの パネルに第三国参 加、バルバドス、 ペリース、カナダ、 中国、コロンビア、 キューバ、フィジ ー、ギアナ、イン ド、ジャマイカ、 ケニア、マダガス カル、マラウイ、 モーリシャス、ニ ュージーランド、 パラグアイ、セン トキャッツアンド ネービーズ、スワ ジランド、タンザ ニア、トリニダー ドトバゴ、米国、 コートジボアール】	2002/ 9/27 協議要請（「DS266」同日、 「DS283」2003/3/14） 2003/ 7/ 9 パネル設置要請（「DS266」 「DS283」同日） 8/29 パネル設置（「DS266」 「DS283」と合併） 2004/ 10/15 パネル報告書配布 2005/ 1/13 EUが上級委申立て 1/15 豪州・ブラジル・タイが上級 委申立て 4/28 上級委報告書配布 5/19 パネル・上級委報告書採択 2006/ 6/ 8 豪州、ブラジル、タイがそれ ぞれEUとDSU第21条及び 22条に基づく了解に至った ことを通報	①EUの、砂糖への輸出補助金は、農業（第3.3、8、 9.1、10.1、11条）、SCM（第3.1、3.2条）、GATT （第3.4、16条）に違反するとして申立て。 ②EUが譲許表に明記されている約束の水準を超えて 輸出補助金を交付しており農業第3.3条及び8条の違 反を認定。 ③パネルの認定を支持。	SCM 第3条 農業 第3条、8条、 9条、10条、 11条 GATT 第3条、16条	第II部第7章
266. EU－砂糖への 輸出SCM	ブラジル	2002/ 9/27 協議要請 2003/ 7/ 9 パネル設置要請 2003/ 8/29 パネル設置（「DS265」と合併）		SCM 第1条、3条 農業 第3条、8条、 9条、10条 GATT 第3条、16条	第II部第7章

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第Ⅰ部 第Ⅱ部 記載
267. 米国－高地産綿 花に対する補助金	ブラジル 【アルゼンチン、 豪州、ベナン、カ ナダ、チャド、中 国、台湾、EU、イ ンド、ニュージー ランド、パキスタ ン、パラグアイ、 ベネズエラ、日本、 タイ】	2002/ 9/27 協議要請	①米国の、高地産綿花に対する国内補助金及び輸出補 助金は、農業（第3.3、8、9.1(a)、10.1条）SCM（第 3.1(a)、3.1(b)、3.2、5、6、附属書1(j)条）、GATT 第3.4条に違反するとしてブラジルが申立て。 ②、農業第8条違反やSCM第3条違反等を認定。 ③パネルの認定を支持。 21.5条パネルは、SCM第5、6条等の違反を認定し、 米国の履行を行っていないとしたところ、21.5条上級 委員会は、米国による措置はDSBの勧告と裁定の履行 を行っておらず、WTO農業及びSCMに非整合的であ り、両協定上の義務を果たすようDSBが米国に要求す ることを勧告するとした。	農業 第3条、7条、 8条、9条、10 条 SCM 第3条、5条、 6条 GATT 第3条、16条	第Ⅱ部第7章
		2003/ 2/ 6 パネル設置要請			
		3/18 パネル設置			
		2004/ 9/ 8 パネル報告書送付			
		10/18 米国が上級委申立て			
		2005/ 3/ 3 上級委報告書送付			
		3/21 パネル・上級委報告書採択			
		8/18 パネル設置要請（履行確認）			
		2006/ 9/28 パネル設置（履行確認）			
		2007/ 12/18 報告書配布（履行確認）			
		2008/ 2/12 米国が上級委申立て（履行確 認）			
		2/25 ブラジルが上級委申立て（履 行確認）			
		6/ 2 上級委員会報告書採択（履行 確認）			
		6/20 パネル・上級委員会報告書採 択（履行確認）			
		8/25 2005/8/18に停止した仲裁の 再開を要請			
		10/ 1 仲裁人につき合意			
		2009/ 8/31 仲裁決定書発出			
		11/ 6 ブラジルが対抗措置承認申 請			
		11/19 対抗措置承認			
		2010/ 3/ 8 ブラジルが2010/4/7から対 抗措置を発動する旨通知			
		4/30 ブラジルが対抗措置発動延 期			
		8/25 ブラジル・米国が Framework for a Mutually Agreed Solution to the Cotton Dispute in the World Trade Organization の締結を通知			
268. 米国－アルゼン チン産油井管 (OCTG)に対するアン チ・ダンピング措置 へのサンセット・レビ ュー	アルゼンチン 【台湾、EU、日本、 韓国、メキシコ】	2002/ 10/ 7 協議要請	①米国のアルゼンチン産OCTGに対するAD措置のサン セット・レビューによる措置継続の決定等はAD、 GATT、WTO設立協定に違反するとしてアルゼンチ ンが申立て。 ②米国SPB（Sunset Policy Bulletin）をAD第11.3条 違反と認定。 ③「パネルは“客観的評価”を行っていない」とし、 その認定を破棄。また、本件ではパネル及び上級委が、 waiverについて定めた米国1930年関税法及び商務省 （DOC）規則（輸出企業がサンセット・レビュー参 加権を放棄した場合、商務省はダンピングの存続又は 再発の可能性を認める決定をしなければならないと する）をAD第11.3条（一部6.1、6.2条）違反とした。 アルゼンチン申立てによるDSU第21.5パネルは、 waiverについて定めた商務省（DOC）規則を引き続き AD第11.3条違反としたほか、DOCによるダンピング 再発可能性の決定についても十分な事実関係に基づ いておらず、同じく11.3条に反するとした。また、申 立て人の意見書の守秘に関するDOCの措置は協定第 6.5.1条に反すると判断された。	AD 第1条、2条、 3条、5条、6 条、11条、12 条、18条 GATT 第6条、10条 WTO設立 第16条	
		2003/ 4/ 3 パネル設置要請			
		5/19 パネル設置			
		2004/ 7/16 パネル報告書送付			
		8/31 米国が上級委申立て			
		11/29 上級委報告書送付			
		12/17 パネル・上級委報告書採択			
		2006/ 3/ 6 パネル設置要請（履行確認）			
		3/20 パネル設置（履行確認）			
		11/30 パネル報告書配布（履行確 認）			
		2007/ 1/12 米国が上級委申立て（履行確 認）			
		1/24 アルゼンチンが上級委申立 て（履行確認）			
		4/12 上級委報告書配布（履行確 認）			
		5/11 上級委報告書採択（履行確 認）			
		5/21 アルゼンチンが対抗措置承 認申請			
		6/ 1 米国が仲裁を要請			
		6/21 仲裁手続を中断			
269、(286). EU－冷 凍骨なし鶏肉の関税 分類	ブラジル(269) 【中国、タイ、米 国】 タイ (286) 【ブラジル、中国、 米国】	2002/ 10/11 協議要請（「DS286」 2003/3/25）	①「加塩肉」として譲許した冷凍骨なし鶏肉（加塩） の関税分類を「冷凍肉」に変更するEU規則は、GATT 第2条、28条に違反し、GATT第23.1条の無効化又は 侵害を生じさせるとしてブラジル及びタイが申立て。 ②文言の「通常の意味」や「文脈」から解釈して、 EUは加塩された冷凍骨なし鶏肉を「加塩肉」として 譲許していると判断した上で、EUの関税分類の変更 により従価税で譲許された「加塩肉」に従量税が課さ れていることについて、直ちに協定違反となるもので はないが、従価換算の結果、実際の税率は譲許税率を 上回っているとして、EUの措置はGATT第2条(a)(b) （譲許表に基づく関税賦課）に違反すると判断。 ③パネルの判断を概ね支持。	GATT 第2条、23条、 28条	
		2003/ 9/19 パネル設置要請（「DS286」 10/27）			
		11/ 7 パネル設置（11/21「DS286」 と合併）			
		2005/ 5/30 パネル報告書配布			
		6/13 EUが上級委申立て			
		9/12 上級委報告書配布			
		9/27 パネル・上級委報告書採択			
		2006/ 7/14 タイ・EU、シークエンス合 意（DS286） ブラジル・EU、シークエ ンス合意（DS269）			
270. 豪州－輸入果物 及び野菜に対する措 置	フィリピン 【チリ、中国、EU、 エクアドル、イン ド、タイ、米国】	2002/ 10/18 協議要請	①豪州の輸入果物及び野菜に対する措置はGATT第6 条、8条、SPS協定（第2、3、4、5、6、10条）、輸 入ライセンス協定第1条、3条に違反するとしてフィ リピンが申立て。	GATT 第11条、13 条 SPS 第2条、3条、 4条、5条、6 条、10条 ライセンス 第1条、3条	
		2003/ 7/ 7 パネル設置要請			
		8/29 パネル設置			

第3章 紛争案件一覧（WTO発足後の紛争案件）

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
271. 豪州輸入パイナップルに対する措置	フィリピン 【EU、タイ】	2002/ 10/18 協議要請	①豪州の輸入パイナップルに対する措置はGATT第6条、8条、SPS協定（第2、3、4、5、6、10条）に違反するとしてフィリピンが申立て。	GATT 第11条、13条 SPS 第2条、3条、4条、5条、6条、10条	
272. ベルギーアルゼンチン産野菜油に対するアンチ・ダンピング暫定措置	アルゼンチン	2002/ 10/21 協議要請	①ベルギーのアルゼンチン産野菜油に対するAD暫定措置等は、AD（第2.2、2.4、3.1、3.2、3.4、3.5、4.1、5.2、5.3、5.8、6.8、7、12.2条）、GATT第6条に違反するとしてアルゼンチンが申立て。	AD 第2条、3条、4条、5条、6条、7条、12条 GATT 第6条	
273. 韓国一商用船貿易に関する措置	EU 【中国、台湾、日本、メキシコ、ノルウェー、米国】	2002/ 10/21 協議要請 2003/ 6/12 パネル設置要請 7/21 パネル設置 2005/ 3/ 7 パネル報告書配布 2005/ 4/11 パネル報告書採択	①韓国の商用船造船に対する補助金は、SCM第3.1(a)、3.2、5(c)、6.3(c)条等に違反するとしてEUが申立て。 ②韓国の補助金が3.1(a)の禁止補助金であることを認め、廃止を勧告した。EUの著しい害の主張は退けた。	SCM 第1条、2条、3条、5条、6条	第II部第7章
274. 米国の鉄鋼製品に対するセーフガード措置	台湾 【日本】	2002/ 11/ 1 協議要請	①米国の、鉄鋼製品に対するセーフガード措置は、国内産業への重大な損害等のセーフガード措置発動条件が欠如している等、セーフガード協定第2.1条、2.2条、3.1条、4.1条、4.2条、5.1条、GATT第1.1条、19.1条に違反するとして台湾が申立て。	SG 第2条、3条、4条、5条 GATT 第1条、19条	
275. ペネズエラ農産品に対する輸入ライセンス措置	米国 【アルゼンチン、カナダ、チリ、EU、ニュージーランド】	2002/ 11/ 7 協議要請	①ペネズエラの、農産品（とうもろこし、乳製品等）に対する輸入ライセンス措置は、農業（第4.2条）、GATT（第3、10、11、13条）、TRIMS協定（第2.1条）、輸入ライセンス協定（第1.4、3.2、3.5、5.1、5.2、5.3条）に違反するとして米国が申立て。	農業 第4条 GATT 第3条、10条、11条、13条 ライセンス 第1条、3条、5条 TRIMS 第2条	
276. カナダ小麦の輸出に関する措置及び輸入穀物の取扱	米国 【豪州、チリ、中国、台湾、EU、日本、メキシコ】	2002/ 12/17 協議要請 2003/ 3/ 6 パネル設置要請 3/31 パネル設置 2004/ 4/ 6 パネル報告書配布 6/ 1 米国が上級委申立て 8/30 上級委報告書配布 9/27 パネル・上級委報告書採択 2005/ 8/31 カナダ、2005/8/1より改正国内法が発効したことを発表	①カナダ政府及びカナダ小麦委員会の小麦の輸出に関する措置（小麦委員会への売買、価格設定、支払保証等に係る特権の付与等）はGATT第17条に違反し、輸入穀物の保管・運搬に係る差別的取扱はGATT第3条、TRIMS協定第2条に違反するとして米国が申立て。 ②カナダの小麦輸出関連制度のGATT第17条（国家貿易企業の協定遵守）違反について米国はこれを立証しなかったとする一方で、カナダの輸入穀物への差別的取り扱いはGATT第3.4条（内国民待遇）に違反すると判断。 ③パネルの判断を全面的に支持。	GATT 第3条、17条 TRIMS 第2条	
277. 米国－カナダ産軟材に対するITCの調査	カナダ 【中国、EU、日本、韓国】	2002/ 12/20 協議要請 2003/ 4/ 3 パネル設置要請 5/ 7 パネル設置 2004/ 3/22 パネル報告書配布 4/26 パネル報告書採択 2005/ 2/14 パネル設置要請（履行確認） 2/25 パネル設置（履行確認） 11/15 パネル報告書配布（履行確認） 2006/ 1/13 カナダが上級委申立て（履行確認） 4/13 上級委報告書配布（履行確認） 5/ 9 パネル・上級委報告書採択（履行確認） 10/12 二国間合意通報	①カナダ産軟材に対するITC（国際貿易委員会）の調査（損害認定等）は、GATT、AD、SCMに違反するとしてカナダが申立て。 ②損害の因果関係の認定において、ITCが検討した要因からは「輸入が相当程度増加している」とし、それに基づいて損害のおそれを肯定したことはAD第3.5、3.7条、SCM第15.5、15.7条違反であると認定。 カナダの申立てにより設置されたDSU第21.5条パネルは、米国による履行措置はSCM等に整合的であり、米国はDSB勧告を履行したと判断した。しかし、同上級委は、損害のおそれに係るITC決定について、パネルの検討方法は不適切であったとしてパネル判断を破棄したが、米国の履行措置の適法性及び履行の成立・不成立については、パネルによる事実関係の審理が不十分として判断を行わなかった。	AD 第1条、3条、12条、18条 GATT 第6条 SCM 第10条、15条、22条、32条	第II部第7章
278. チリ輸入果糖に対するセーフガード措置	アルゼンチン	2002/ 12/20 協議要請	①チリの、輸入果糖に対するセーフガード措置は、SG(2.1、3.1、3.2、4.1、4.2、5.1、7.1、7.5条)、GATT第19.1条に違反するとしてアルゼンチンが申立て。	SG 第2条、3条、4条、5条、7条 GATT 第19条	

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第Ⅰ部 第Ⅱ部 記載
279. インドー2002年～2007年の輸出入政策の下での輸入制限	EU 【米国】	2002/ 12/23 協議要請	①インドの2002年～2007年の輸出入政策の下での輸入制限は、GATT（第3、10、11条）、農業第4.2条、輸入ライセンス協定（第1、2、3条）、SPS協定（第2、3、5、7、8条）、TBT協定第2条に違反し、GATT第20、21条によって正当化されないとしてEUが申立て。	GATT 第3条、10条 11条 農業 第4条 ライセンス 第1条、2条、 3条 SPS 第2条、3条、 5条、7条、8 条 TBT 第2条	
280. 米国－メキシコ産鉄鋼製品に対する相殺関税賦課	メキシコ 【カナダ、中国、台湾、EU】	2003/ 1/21 協議要請 8/ 4 パネル設置要請 8/29 パネル設置	①米国のメキシコ産鉄鋼製品に対する相殺関税賦課は、SCM第10、14、19、21条に違反するとしてメキシコが申立て。	SCM 第10条、14 条、19条、21 条	
281. 米国－メキシコ産セメントに対するアンチ・ダンピング措置	メキシコ 【カナダ、中国、台湾、EU、日本】	2003/ 1/31 協議要請 7/29 パネル設置要請 8/29 パネル設置 2006/ 1/16 メキシコの要請によりパネル停止 2007/ 1/14 パネル設置根拠喪失 5/16 二国間合意通報	①米国のメキシコ産セメントに対するAD措置は、AD（第1、2、3、4、6、8、9、10、11、12、18条）、GATT（第3、6、10条）、WTO設立協定第16.4条に違反するとしてメキシコが申立て。 2009年2月1日付けでAD措置を取り消すことを合意。	AD 第1条、2条、 3条、4条、6 条、8条、9 条、10条、11 条、12条、18 条 GATT 第3条、6条、 10条 WTO設立 16条	
282. 米国－メキシコ産油井管に対するアンチ・ダンピング措置	メキシコ 【アルゼンチン、カナダ、中国、台湾、EU、日本、ベネズエラ、タイ】	2003/ 2/18 協議要請 7/29 パネル設置要請 8/29 パネル設置 2005/ 6/20 パネル報告書配布 8/ 4 メキシコが上級委申立て 8/16 米国が上級委申立て 11/ 2 上級委報告書配布 11/28 パネル・上級委報告書採択 2006/ 8/21 協議要請(履行確認) 2007/ 4/12 パネル設置要請(履行確認) 4/24 パネル設置(履行確認) 7/ 5 メキシコの要請によりパネル停止 2008/ 7/ 6 パネル設置根拠喪失	①米国のメキシコ産油井管に対するAD措置は、AD（第1、2、3、4、6、11、18条）、GATT（第6、10条）、WTO設立協定第16.4条に違反するとしてメキシコが申立て。 ②サンセットレビュー（AD税の見直し手続）に係る米国商務省のサンセット・ポリシー・ブルテン（SPB：サンセット・レビューに関する運用規則）がDOCの判断にとって「決定的又は結論づけるもの」であるとして、当該SPBの内容についてAD第11.3条（AD税及び価格約束に係る起案及び見直し）違反を認定したが、もう1つの主要論点であった、米国貿易委員会（ITC）によるサンセット・レビューにおける損害継続・再発の「蓋然性」判断については、AD（第3、11条）には違反しないと判断。 ③SPBそのものの違法性についてパネルの判断は客観性を欠いていたとしてこれを破棄する一方、ITCによる損害継続・再発の「蓋然性」判断については、協定に違反しないとしたパネルの判断を支持。	AD 第1条、2条、 3条、6条、11 条、18条 GATT 第6条、10条 WTO設立 16条	
283. EU－砂糖への輸出補助金	タイ	2003/ 3/14 協議要請 2003/ 7/9 パネル設置要請 2003/ 8/29 パネル設置(「DS265」と合併)		SCM 第3条 農業 第3条、8条、 9条、10条 GATT 第3条	第Ⅱ部第7章
284. メキシコ－ニカラグア産キングサリ（black beans）に対する輸入禁止措置	ニカラグア	2003/ 3/17 協議要請 2004/ 3/ 8 ニカラグア協議取り下げ	①メキシコの輸入禁止措置はGATT（第1.1、10.1、10.3(a)、11.1、13.1条）、ライセンス協定（第1.2、1.3、1.4(a)、2.2(a)条）、SPS協定（第2.1、2.2、2.3、5.1、7条等）に違反するとしてニカラグアが申立て。	GATT 第1条、10条、 11条、13条 ライセンス 第1条、2条 SPS 第2条、5条、 7条	

第3章 紛争案件一覧（WTO発足後の紛争案件）

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
285. 米国一賭博サー ビスの越境移動に関 する措置	アンティグア・バー ブーダ【日本、EU、 カナダ、メキシコ、 台湾、中国】	2003/ 3/13 協議要請 6/12 パネル設置要請 7/21 パネル設置 2004/ 11/10 パネル報告書配布 2005/ 1/ 7 米国が上級委申立て 1/19 アンティグア・バーブーダが 上級委申立て 4/ 7 上級委報告書配布 4/20 パネル・上級委報告書採択 2006/ 6/ 8 協議要請(履行確認) 7/ 6 パネル設置要請(履行確認) 7/19 パネル設置(履行確認) 2007/ 3/30 パネル報告書配布(履行確認) 5/22 パネル報告書採択(履行確認) 6/21 アンティグア・バーブーダが 対抗措置申請 7/23 米国が仲裁を申請 7/24 仲裁に付託 12/21 仲裁報告書発出 2013/ 1/28 アンティグア・バーブーダが対 抗措置申請 対抗措置の承認	①米国のインターネット賭博の越境取引を禁じる措置 はGATS（第2、6、8、11、16、17条）に違反すると してアンティグア・バーブーダが申立て。 ②米国の当該措置は、米国が自由化を約束した「娯楽 サービス」の自由化約束違反であると判断。 ③米国の措置が自由化約束違反であるとのパネル判 断を支持。ただし、米国の措置がGATS第14条（一般 例外）に該当するか否かについては、米国がアンティ グア・バーブーダと十分な協議をしていないことを理 由に、該当しないと判断していたパネル判断を破棄 し、当該措置が内外無差別に運用されることを確保す れば、米国のインターネット賭博禁止措置はGATS第 14条に合致するとした。 21.5条パネルでは、米国が本件履行にあたって行った 新たな立法措置によっても履行がなされていないと の判断を行った。	GATS 第2条、4条、 8条、11条、 16条、17条	第II部第12 章
286. EU一冷凍骨な し鶏肉の関税分類	タイ	2003/ 3/25 協議要請 2003/ 10/27 パネル設置要請 2003/ 11/21 パネル設置(「DS269」と合 併)		GATT 第2条、22条	
287. 豪州一輸入品へ の検疫制度	EU 【カナダ、チリ、 中国、インド、フ イリピン、タイ、 米国】	2003/ 4/ 3 協議要請 8/29 パネル設置要請 11/ 7 パネル設置 2007/ 3/19 二国間合意通報	①豪州の輸入品への検疫措置はSPS協定（第2.2、2.3、 3.3、4.1、5.1、5.6、5.7、8条等）に違反するとして EUが申立て。	SPS 第2条、3条、 4条、5条、8 条	
288. 南アフリカカー トルコ産毛布類へのア ンチ・ダンピング措置	トルコ	2003/ 4/ 9 協議要請	①南アフリカのトルコ産毛布へのアンチ・ダンピング 措置は、GATT（第3、10条）、アンチ・ダンピング 協定（第5、6、9、12条）に違反するとしてトルコが 申立て。	GATT 第3条、10条 AD 第5条、6条、 9条、12条	
289. チェコポーラ ンド産輸入豚肉への 追加関税	ポーランド	2003/ 4/16 協議要請	①チェコのポーランド産輸入豚肉への追加関税は農 業第4条に違反し、GATT第1条、2条の下で享受する 利益を無効化・侵害しているとしてポーランドが申立 て。	農業 第4条 GATT 第1条、2条、 23条	
290. EU一農産品及 び食品の商標及び地 理的表示の保護	豪州	2003/ 4/17 協議要請 2003/ 8/18 パネル設置要請 2003/ 10/2 パネル設置(「DS174」と合併)		TRIPS 第1条、2条、 3条、4条、10 条、16条、20 条、22条、24 条、41条、42 条、63条、65 条 GATT 第1条、3条 TBT 第2条	

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第Ⅰ部 第Ⅱ部 記載
291. EU一遺伝子組 み換え作物の認可及 び販売に関する措置	米国(291) カナダ(292) アルゼンチン (293) 【アルゼンチン、 豪州、ブラジル、 カナダ、チリ、中 国、台湾、コロン ビア、エルサルバ ドル、ホンジュラ ス、メキシコ、ニ ューゼーランド、 ノルウェー、パラ グアイ、ペルー、 タイ、ウルグアイ】	2003/ 5/13 協議要請(「DS293」5/14) 8/ 7 パネル設置要請 8/29 パネル設置(「DS292」 「DS293」と合併) 2006/ 9/29 パネル報告書配布 11/21 パネル報告書採択 2007/ 6/21 履行期限 2007/11/21に 2007/ 11/21 RPTを1/11とすることに合意 2008/ 1/11 RPTを2/11とすることに合 意(DS292) RPTを6/11とすることに合 意(DS293) 1/14 シークエンス合意(DS291) 1/17 米国が対抗措置申請(DS291) 2/ 6 EU、仲裁を要請 2/ 8 仲裁に委ねることに合意 (DS291) 2/11 RPTを6/30まで延長するこ とに合意(DS292) 2/15 米国・EUが仲裁停止を要請 6/11 RPTを8/12まで延長するこ とに合意 (DS293) 6/23 RPTを7/31まで延長するこ とに合意 (DS292) 7/29 RPTを12/31まで延長するこ とに合意(DS292) 8/12 RPTを12/1まで延長するこ とに合意 (DS293) 12/1 RPTを2009/3/1まで延長す ることに合意 (DS293) 12/16 RPTを2009/3/1まで延長す ることに合意 (DS292) 2009/ 2/26 RPTを6/30まで延長するこ とに合意 (DS293) 6/30 RPTを12/31まで延長するこ とに合意 (DS293) 7/15 カナダ・EUが二国間で解決 合意 2010/ 1/29 RPTを2/26まで延長するこ とに合意 (DS293) 2/26 RPTを3/31まで延長するこ とに合意 (DS293) 3/19 アルゼンチン・EU、二国間 で解決合意	①EUの遺伝子組み換え作物の認可及び販売に関する措置はSPS協定(第2、5、7、8条等)、GATT(第1、3、10、11条)、農業第4条、TBT協定(第2、5条)に違反するとして米国等が申立て。 ②EUによる検疫関連措置は、危険性の評価が不十分で科学的根拠を欠いており、SPS協定第2.2条、5.1条、5.7条、附属書C1(a)等に反する旨判断。	SPS 第2条、5条、 7条、8条 GATT 第1条、3条、 10条、11条 TBT 第2条、5条	
292. EU一遺伝子組 み換え作物の認可及 び販売に関する措置	カナダ	2003/ 5/13 協議要請 2003/ 8/7 パネル設置要請 2003/ 8/29 パネル設置(「DS291」と合併)		SPS 第2条、5条、 7条、8条 GATT 第1条、3条、 10条、11条 TBT第2条、5 条	
293. EU一遺伝子組 み換え作物の認可及 び販売に関する措置	アルゼンチン	2003/ 5/14 協議要請 2003/ 8/7 パネル設置要請 2003/ 8/29 パネル設置(「DS291」と合併)		SPS 第2条、5条、 7条、8条、10 条 GATT 第1条、3条、 10条、11条 TBT第2条、5 条、12条	

第3章 紛争案件一覧（WTO発足後の紛争案件）

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
294. 米国－ダンピング・マージンの算出に係る法律、規則及び計算方法	EU 【アルゼンチン、ブラジル、中国、台湾、香港、インド、日本、韓国、メキシコ、ノルウェー、トルコ】	2003/ 6/12 協議要請 2004/ 2/ 5 パネル設置要請 3/19 パネル設置 2005/ 10/31 パネル報告書配布 2006/ 1/17 EUが上級委申立て 9/30 米国が上級委申立て 4/18 上級委員会報告書配布 5/ 9 パネル・上級委員会報告書採択 2007/ 7/ 9 協議要請（履行確認） 9/13 パネル設置要請（履行確認） 9/25 パネル設置（履行確認） 2008/ 12/17 パネル報告書配布（履行確認） 2009/ 2/17 ECが上級委申立て（履行確認） 2/25 米国が上級委申立て（履行確認） 5/14 上級委員会報告書送付（履行確認） 6/11 パネル・上級委員会報告書採択 2010/ 1/29 EUが対抗措置承認申請 2/16 米国、仲裁を要請 2/18 仲裁に付託 9/ 7 仲裁手続停止 2011/ 9/ 7 仲裁手続停止延長 2012/ 1/ 6、1/13、2/6 仲裁手続停止延長 2012/ 2/ 6 米EU間で解決に向けた覚書に合意 2012/ 6/22 EUが仲裁手続停止の要請を取り下げ 2012/ 7/ 2 米EUが共同で文書を提出し、仲裁手続が終了	①米国のダンピング・マージンの算出に係る法律、規則及び計算方法はAD、GATT、WTO設立協定に違反するとしてEUが申立て。 ②初回調査におけるゼロインの個別ケースにおける適用及びゼロイン手法そのものをAD第2.4.2条違反と認定。一方、同条の射程は当初調査に限られるとして行政見直しにおけるゼロインの個別ケースにおける適用及びゼロイン手法そのものは違反とされなかった。 ③初回調査に関するパネルの判断を支持する一方、行政見直しにおけるゼロインの個別ケース適用がAD第9.3条に反しないとしたパネルの判断についてはこれを破棄。履行確認パネルは、a) 原手続におけるDSB勧告の採択以後に行われた後継の定期見直しの決定について履行確認パネルの審理対象となると判断したほか、EUの主張の一部を認め、b) 履行期間経過後にゼロインを用いて行われた定期見直しの決定、c) 履行期間経過後にゼロインを用いて算定された預託率の適用について協定違反を認定したが、d) 履行期間経過以前にゼロインを用いて行われた定期見直しの決定については協定違反を認定しなかった。これに対し、上級委員会報告書では、履行期間経過以前にゼロインを用いて行われた定期見直しの決定についても協定違反が認定された。	AD 第1条、2条、3条、5条、9条、11条、18条 GATT 第4条 WTO設立 第16条	
295. メキシコ牛肉及びコメに対するアンチ・ダンピング措置	米国 【中国、EU、トルコ】	2003/ 6/16 協議要請 9/19 パネル設置要請 11/ 7 パネル設置 2005/ 6/ 6 パネル報告書配布 7/20 メキシコが上級委申立て 11/29 上級委報告書配布 12/20 パネル・上級委報告書採択	①本件AD措置及びそれに関する法制は、ADに違反するとして米国が申立て。 ②損害認定に際して「実質的な証拠」に基づく「客観的な検討」を行わなかったこと、ダンピング・マージンが僅少の輸出者の調査を終了しなかったこと、提訴状に記載されていない輸出者に十分な情報提出の機会を付与することなくオールアザーズレートを採用したこと、ファクト・アベイラブル使用の際に、マージンが最高になる証拠の採用を当然に求める国内法の規定、企業の回答期限を短く設定した国内法の規定等につき、AD第3.1、3.2、3.4、3.5、5.8、6.8条違反であることを認定。 ③パネルの判断を概ね支持。	AD 第1条、3条、4条、5条、6条、7条、9条、10条、11条、12条、18条、19条、21条、32条 SCM 第11条、12条、17条、19条、20条、21条、32条 GATT 第6条	
296. 米国－韓国産DRAMSに対する相殺関税調査	韓国 【中国、台湾、EU、日本】	2003/ 6/30 協議要請 11/19 パネル設置要請 2004/ 1/23 パネル設置 2005/ 2/21 パネル報告書配布 3/29 米国が上級委申立て 6/27 上級委報告書配布 7/20 パネル・上級委報告書採択	①米国の韓国産DRAMに対する相殺関税調査は、GATT第6.3条、10、3条、SCM第1、2、10、11、12、14、15、19、22、32条に違反するとして韓国が申立て。 ②韓国政府による指示委託は政府機関を除き立証されていないと認定し、需要の減退の因果関係に関するノンアトリビューション（15.5条）についてSCM違反を認定。 ③パネルの証拠の認定方法等に誤りがあるとして、米国の指示委託の認定は1.1(a)(i)(iv)条に違反するとしたパネルの判断を破棄。ただし、米国の当該措置がWTO協定整合的か否かの判断には立ち入っていない。	SCM 第1条、2条、10条、11条、12条、14条、15条、17条、19条、22条、32条 GATT 第6条、10条	第II部第7章
297. クロアチア野生動物及び肉製品の輸入に関する措置	ハンガリー	2003/ 7/ 9 協議要請 2009/ 1/30 2003年に二国間合意に至っていたことを通報	①クロアチアの野生動物及び肉製品の輸入に関する措置はGATT（第11、20条）、SPS協定（第2.2、2.3、3.1、5.1、5.2、5.3、5.6、6.1、6.2、7条等）に違反するとしてハンガリーが申立て。	GATT 第11条、20条 SPS 第2条、3条、5条、6条、7条	

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第Ⅰ部 第Ⅱ部 記載
298. メキシコ関税 評価等のための価格 制度	グアテマラ	2003/ 7/22 協議要請 2005/ 8/29 二国間合意通報	①メキシコの関税評価等のための価格制度はGATT 第1、2、7、10条、GATT第7条の実施に関する協定 (関税評価協定) 第1、2、3、4、5、6、7、8、12、 13、15、16、22条、農業第4条、WTO設立協定第16.4 条に違反するとしてグアテマラが申立て。	GATT 第1条、2条、 7条、9条 関税評価 第1条、2条、 3条、4条、5 条、6条、7 条、8条、12 条、13条、15 条、16条 農業 第4条 WTO設立 第16条	
299. EU－韓国産 DRAMチップに対す る相殺関税措置	韓国 【中国、台湾、日 本、米国】	2003/ 7/25 協議要請 11/19 パネル設置要請 2004/ 1/23 パネル設置 2005/ 6/17 パネル報告書配布 8/ 3 パネル報告書採択	①EUの韓国産DRAMSに対する相殺関税調査は SCM第1、2、10、12、14、15、19、22、32条に違 反するとして韓国が申立て。 ②EUが認定した韓国政府による指示委託の一部 (1.1(a)(1)(iv)条)と利益認定の一部(1.1(b)条、14 条)と損害決定の一部(15.4、15.5条)についてSCM 違反と判断したもの、EUの相殺関税措置に関する 主張を相当程度認め、韓国の主張を退けた。	SCM 第1条、2条、 10条、11条、 12条、14条、 15条、17条、 19条、22条、 32条 GATT 第6条、10条	第Ⅱ部第7章
300. ドミニカ共和国 一紙巻きタバコの輸 入に関する措置	ホンジュラス	2003/ 8/28 協議要請	①ドミニカ共和国の、紙巻きタバコの輸入に関する措 置はGATT(第1.1、2.10b)、3.2、3.4、11.1条)に違 反するとしてホンジュラスが申立て。	GATT 第1条、2条、 3条、11条	
301. EU－商用船の 貿易に関する措置	韓国 【中国、日本、米 国】	2003/ 9/ 3 協議要請 2004/ 2/ 5 パネル設置要請 3/19 パネル設置 4/22 パネル報告書配布 2005/ 6/20 パネル報告書採択	①韓国の商用船に関する補助金措置(DS273)に対 抗する形でEUが新設した商用船の貿易に関する補助 金措置は、WTOによらない紛争解決手段であり、 SCM第32.1条、GATT第1.1、3.4条、DSU第23.1、 23.2条に違反するとして韓国が申立て。 ②SCMとGATTの違反については認めないとした。 一方、EUの措置はWTO紛争解決と同じ種類の是正を 求めるものでありDSU第23.1条に違反すると判断。	SCM 第1条、2条、 3条、4条、5 条、6条、7 条、32条 GATT 第1条、3条、 23条	第Ⅱ部第7章
302. ドミニカ一紙巻 きタバコの輸入及び 国内販売に関する措 置	ホンジュラス 【チリ、中国、EU、 エルサルバドル、 グアテマラ、ニカ ラグア、米国】	2003/ 10/ 8 協議要請 12/ 8 パネル設置要請 2004/ 1/ 9 パネル設置 11/26 パネル報告書配布 2005/ 1/24 ドミニカが上級委申立て 4/25 上級委報告書配布 5/19 パネル・上級委報告書採択 2005/ 8/16 二国間合意通報	①ドミニカの、紙巻きタバコの輸入及び国内販売に関 する措置はGATT(第2、3、11、15条)に違反する としてホンジュラスが申立て。 ②ドミニカによる外国産タバコへの課徴金賦課が GATT第2条(談許表)に、納税印紙貼付義務はGATT 第3.4条に、特別消費税の賦課はGATT第3.2条に反する と判断。 ③パネルの判断を支持。	GATT 第3条、10条、 11条、15条	第Ⅱ部第4章
303. エクアドル織 維板(ファイバーボ ード)の輸入に関するセ ーフガード措置	チリ	2003/ 11/24 協議要請	①エクアドルの繊維板の輸入に関するセーフガード 措置はセーフガード協定(第2、3、4、5、6、7、12 条)、GATT第19.1(a)条に違反するとしてチリが申立 て。	SG 第2条、3条、 4条、5条、6 条、7条、12 条 GATT 第19条	
304. インド－EUか らの特定製品に対す るアンチ・ダンピング 措置	EU 【トルコ、台湾】	2003/ 12/ 8 協議要請	①インドのEUからの特定製品に対するアンチ・ダン ピング措置はGATT第6.1条、AD(第1、3.1、3.2、 3.5、6.6、6.8、6.9、12.2条)に違反するとしてEU が申立て。	AD 第1条、3条、 6条、12条 GATT 第6条	
305. エジプト織維 製品及び衣料品の輸 入に関する措置	米国 【EU】	2003/ 12/23 協議要請 2005/ 5/20 二国間合意通報	①エジプトの、織維製品及び衣料品の輸入に関する措 置はGATT第2条及び繊維協定第7条に違反するとし て米国が申立て。	GATT 第2条 繊維 第7条	
306. インド－バン グラディッシュ製電池 に対するアンチ・ダン ピング措置	バングラディッシュ	2004/ 1/28 協議要請 2006/ 2/20 二国間合意通報	①インドのバングラディッシュ製電池に対するアン チ・ダンピング措置はGATT第1.1、2.1、6.1、6.2、 6.6条、アンチ・ダンピング協定第2.1、2.2、3.1、3.2、 3.3、3.4、3.5、3.7、5.4、5.8、6.2、6.4、6.5、6.8、 6.9、12.2条に違反するとしてバングラディッシュが申 立て。	AD 第1条、2条、 3条、5条、6 条、12条 GATT 第1条、2条、 6条、23条	
307. EU－商用船へ の援助	韓国	2004/ 2/13 協議要請	①EUの商用船への補助金は、SCM第1、2、3.1(a)、 (b)、5(a)、(b)、(c)、6.3(a)、(b)、(c)、6.4、6.5条に違 反するとして韓国が申立て。	SCM 第1条、2条、 3条、5条、6 条 GATT 第23条	

第3章 紛争案件一覧（WTO 発足後の紛争案件）

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
308. メキシコソフト ドリンク及びその 他の飲料に係る税制 措置	米国 【カナダ、中国、 EU、グアテマラ、 日本】	2004/ 3/16 協議要請 6/10 パネル設置要請 7/ 6 パネル設置 2005/ 10/ 7 パネル報告書配布 12/ 6 メキシコが上級委申立て 2006/ 3/ 6 上級委報告書配布 3/24 パネル・上級委報告書採択 2007/ 1/23 メキシコが違反措置の撤廃	①メキシコにおけるさとうきびによる砂糖を使用した以外の飲料及び関連するサービスへの課税及び同サービスに係る簿記や報告の義務づけはGATT第3.2、3.4条に違反するとして米国が申立て。 ②GATT第3.2、3.4条（内国民待遇）の違反を認定するとともに、当該税制措置がGATT第20条(d)（法令遵守を目的とした措置の適用除外）により正当化されるとのメキシコの主張を退ける判断を行った。 ③GATT第20条(d)はメキシコが主張するような「他の国際協定（この場合はNAFTA）を他国に遵守させるための措置」までも正当化するものではない、としてメキシコの主張を退けるとともに、他の論点についても概ねパネルの判断を支持。	GATT 第3条	
309. 中国一半導體回 路に係る増値税	米国 【EU、日本、メキ シコ】	2004/ 3/18 協議要請 2005 10/ 5 二国間合意通報	①中国国内で生産・販売された半導体の生産者に対する増値税の還付は半導体輸入品については実施されておらずGATT第1、3.2条及びGATS第17条に違反するとして米国が申立て。	GATT 第1条、3条 GATS 第17条	
310. 米国－カナダ産 小麦に対するITCの ダンピング決定	カナダ	2004/ 4/ 8 協議要請 6/10 パネル設置要請	①カナダ産小麦に対する米国ITCのダンピング決定はGATT第6.5(a)条、AD第1、3.1、3.2、3.4、3.5、18.1条及びSCM第10、15.1、15.2、15.4、15.5、19.1、32.1条に違反するとしてカナダが申立て。	AD 第1条、3条、 18条 GATT 第6条 SCM 第10条、15 条、19条、32 条	
311. 米国－カナダ産 軟材に対する相殺関 税措置見直し	カナダ	2004/ 4/14 協議要請 2006/ 10/12 二国間合意通報	①カナダ産軟材に対する米国の相殺関税措置見直しはSCM第10、19.1、19.3、19.4、21.1、21.2、21.4、32.1条及びGATT第6.3条に違反するとしてカナダが申立て。	SCM 第10条、19 条、21条、32 条 GATT 第6条	
312. 韓国－インドネ シア製紙に対するアン チ・ダンピング関税	インドネシア 【カナダ、中国、 EU、日本、米国、 台湾】	2004/ 6/ 4 協議要請 8/16 パネル設置要請 9/27 パネル設置 2005/ 10/28 パネル報告書配布 11/28 パネル報告書採択 2006/ 10/26 協議要請（履行確認） 12/22 パネル設置要請（履行確認） 2007/ 1/23 パネル設置（履行確認） 9/28 パネル報告書配布（履行確認） 10/22 パネル報告書採択（履行確認）	①インドネシア産の紙に対する韓国のAD調査は、調査開始要件の不備、損害認定、ファクツ・アベイラブル（FA）の利用等に関し、AD及びGATTに違反するとしてインドネシアが申立て。 ②FAにおける「二次的情報源からの情報」に基づいて判断を行う場合のAD第6.8条及び附属書II.7違反、損害認定に関する3.4条違反、機密情報の取り扱いに対するAD第6.5条違反等を認定。他方、韓国当局によるcollapsing（複数の輸出者を同一の主体とみなすこと）の適用については、パネルはADに整合的に判断した。 21.5条パネルは、履行手続における韓国当局の再決定のAD第6.8条及び附属書II.7違反等を認定。	AD 第1条、2条、 3条、4条、5 条、6条、9 条、12条 GATT 第6条	
313. EU－インド製 鉄鋼製品に対するアン チ・ダンピング関税	インド	2004/ 7/ 5 協議要請 10/22 二国間合意通報	①インド製鉄鋼製品に対するEUのAD税の差別的賦課はAD第3.4、3.5、4.1、9.2条に違反するとしてインドが申立て。	AD 第3条、4条、 9条	
314. メキシコ－EU 産オリーブオイルに 対する暫定的相殺関 税措置	EU	2004/ 8/18 協議要請	①EU産オリーブオイルに対するメキシコの暫定的相殺関税措置はSCM第10、11、15、16、17条及び農業の13、21.1条に違反するとしてEUが申立て。	農業 第13条、21 条 SCM 第10条、11 条、15条、16 条、17条	
315. EU－通関措置	米国 【アルゼンチン、 豪州、ブラジル、 中国、台湾、香港、 インド、日本、韓 国】	2004/ 9/21 協議要請 2005/ 1/13 パネル設置要請 3/21 パネル設置 2006/ 6/16 パネル報告書配布 8/14 米国が上級委申立て 11/13 上級委報告書配布 12/11 パネル・上級委報告書採択	①EUによる製品の関税上の分類又は評価に関する措置及び輸入の要件、制限又は禁止の実施方法がGATT第10.3条(a)の規定する「一律の実施（uniform administration）」の義務に従っていないとして、米国が申立て。 ②米国の申立てのうち3件についてはEUによる関税分類及び関税評価がGATT第10.3条(a)に違反するとして、5件については違反がなく、また11件については米国がEUの措置の違法性を十分証明していないとした。 ③米国はEUの「関税措置全体について」法的な判断を求めることはできない、としたパネルの判断を覆したが、事実関係が十分に審理されていないとして、通関制度そのものに関する実体的判断は行わず、デジタル・ビデオ・インターフェース付きLCDモニターの関税分類に関する共通関税の実施についてのみ、10.3条(a)違反を認め、それ以外のEUの個別措置については、米国の申立てを退ける判断を行った。	GATT 第10条	

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第Ⅰ部 第Ⅱ部 記載
316. EUー大型民間 航空機の取引に関連 する措置	米国 【豪州、ブラジル、 カナダ、中国、日 本、韓国】	2004/ 10/ 6 協議要請 2005/ 5/31 パネル設置要請 7/20 パネル設置 2010/ 6/30 パネル報告書配布 7/21 EUが上級委申立て 2011/ 5/18 上級委報告書配布 6/ 1 パネル・上級委報告書採択 12/ 9 米国が対抗措置承認申請 協議要請（履行確認） 12/22 EUが仲裁を要請 2012/ 1/20 仲裁手続を中断 3/30 パネル設置要請（履行確認） 4/13 パネル設置（履行確認）	①EUによる民間大型航空機企業への補助金供給はSCM第3.1(a)、3.2、5(a)、5(c)、6.3(a)、6.3(b)、6.3(c)、6.4条及びGATT第16.1条に違反するとして米国が申立て。 ③上級委は、約180億ドルのEUの補助金について撤廃か米国への悪影響除去を勧告（輸出補助金として即時撤廃を求める）。	SCM 第1条、2条、 3条、5条、6 条 GATT 第3条、16条、 23条	第Ⅱ部第7章
317. 米国ー大型民間 航空機の取引に関連 する措置	EU 【豪州、ブラジル、 カナダ、中国、日 本、韓国】	2004/ 10/ 6 協議要請 2005/ 5/31 パネル設置要請 7/20 パネル設置	①米国による民間大型航空機企業へのSCM供給はSCM第3.1(a)、(b)、3.2、5(a)、(c)、6.3(a)、(b)、(c)条及びGATT第3.4条に違反するとしてEUが申立て。	SCM 第3条、5条、 6条 GATT 第3条	第Ⅱ部第7章
318. インドー台湾製 製品に係るアンチ・ダ ンピング措置	台湾	2004/ 10/28 協議要請	①台湾製製品に係るインドのAD措置はGATT 6.1、6.2条及びAD第1、2、3.1、3.2、3.4、3.3、3.5、3.7、3.8、4、5、6、7.4、12.1、12.2条に違反として台湾が申立て。	AD 第1条、2条、 3条、4条、5 条、6条、7 条、12条 GATT 第6条	
319. 米国ー1930年 関税法776条	EU 【米国】	2004/ 11/ 5 協議要請	①米国の1930年関税法776条に基づくダンピング決定はAD第1、6、18.4条及びGATT第6.1、6.2に違反するとしてEUが申立て。	AD 第1条、6条、 18条 GATT 第6条	
320. 米国ーホルモン 牛肉紛争に係る対抗 措置の継続	EU 【豪州、ブラジル、 中国、台湾、イン ド、メキシコ、ニ ュージーランド、 ノルウェー、カナ ダ】	2004/ 11/ 8 協議要請 2005/ 1/13 パネル設置要請 2/17 パネル設置 2008/ 3/31 パネル報告書配布 5/29 EU が上級委申立て 6/10 米国が上級委申立て 10/16 上級委員会報告書配布 11/14 パネル・上級委員会報告書採 択	①米国によるホルモン・ケースに係るWTO上の義務停止及びEU製品に対する報復関税賦課の継続はGATT第1、2条及びDSU 23.1、23.2(a)、23.2 (c)、22.8、21.5に違反するとしてEUが申立て。 ③米国、カナダ及びECに対し、ECがSPS協定違反である旨の判示にしたがい非整合の措置を改めたか、また、米国・カナダがWTO上の義務の停止を継続していることが正当化されるか否かについての米国、カナダ、EC間の相違を解決するため、早急に履行パネルを開始する旨DSBが当事者に求めるよう勧告。	DSU 第3条、21条、 22条、23条 GATT 第1条、2条	
321. カナダーホルモ ン牛肉紛争に係る義 務の継続的な延長	EU 【豪州、ブラジル、 中国、台湾、イン ド、メキシコ、ニ ュージーランド、 ノルウェー、米国】	2004/ 11/ 8 協議要請 2005/ 1/13 パネル設置要請 2/17 パネル設置 2008/ 3/31 パネル報告書配布 5/29 EUが上級委申立て 6/10 米国が上級委申立て 10/16 上級委員会報告書配布 11/14 パネル・上級委員会報告書採 択	①カナダによるホルモン・ケースに係るWTO上の義務停止及びEU製品に対する報復関税賦課の継続はGATT第1、2条及びDSU 23.1、23.2(a)、23.2 (c)、22.8、21.5に違反するとしてEUが申立て。 ③米国、カナダ及びECに対し、ECがSPS協定違反である旨の判示にしたがい非整合の措置を改めたか、また、米加がWTO上の義務の停止を継続していることが正当化されるか否かについての米国、カナダ、EC間の相違を解決するため、早急に履行パネルを開始する旨DSBが当事者に求めるよう勧告。	DSU 第3条、21条、 22条、23条 GATT 第1条、2条	

第3章 紛争案件一覧（WTO発足後の紛争案件）

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委員報告	関連協定	第I部 第II部 記載
322. 米国－ゼロイン グ及びサンセット・レ ビューに係る措置	日本 【中国、EU、香港、 ノルウェー、台湾 (履行パネル)】	2004/ 11/24 協議要請 2005/ 2/ 4 パネル設置要請 2/28 パネル設置 2006/ 9/20 パネル報告書配布 10/11 日本が上級委申立て 10/23 米国が上級委申立て 2007/ 1/ 9 上級委員会報告書配布 1/23 パネル・上級委員会報告書採 択 2008/ 1/10 日本があつてい対抗措置承 認申請 1/18 米国が仲裁を要請 1/21 仲裁に付託 4/ 7 パネル設置要請（履行確認） 4/18 パネル設置（履行確認） 6/ 9 日米両国の合意に基づき仲裁 手続停止 2009/ 4/24 パネル報告書配布（履行確 認） 5/20 米国が上級委申立て 8/18 上級委員会報告書配布（履行 確認） 8/31 パネル・上級委員会報告書採 択 2010/ 4/23 日本が仲裁手続の再開要請 12/15 日米両国の合意に基づき仲 裁手続停止 2011/ 9/12、11/ 7、11/30、2012/ 1/12、 2/ 1 仲裁手続停止延長 2012/ 2/ 6 日米間で解決に向けた覚書 に合意 2012/ 8/ 3 日本が仲裁手続取り下げ	①米国の行政見直し等におけるゼロイング（ダンピング・マージンを集計する際、国内価格を上回る価格で輸出された製品の価格データを無視する手法）はGATT第6.1、6.2条及びAD第1、2.1、2.4、2.4.2、3、5.8、6.1、6.2、9、11、18.3、18.4等に違反するとして日本が申立て。 ②米国のアンチ・ダンピング手続のうち、(1)初回調査において、国内価格及び輸出価格の加重平均を用いてダンピング率を算出する際にゼロイングを用いることはWTO協定違反である、と判断しつつも、(2)その他の手続（定期見直し等）におけるゼロイングはWTO協定違反ではない、と判断。 ③日本の主張を全面的に受け入れ、個別措置を含めて、アンチ・ダンピング手続のほとんどにおいて、ゼロイングを使用することはWTO協定に違反すると認定し、この点に関するパネルの結論を破棄。 履行確認パネルの報告書では、ゼロイング手法そのものの（as such）、及び、ゼロイングの個別ケースにおける適用（as applied）について、是正がなされておらず、米国はWTO勧告を履行する義務を果たしていないと認定された。上級委員会も、パネル報告を全面的に支持する報告書を発出し、米国がWTO勧告を履行する義務を果たしていないことが確定した。	AD 第1条、2条、 3条、5条、6 条、9条、11 条、18条 GATT 第6条 WTO設立 第16条	第I部第3章
323. 日本－海苔の輸 入割当制度	韓国 【中国、EU、ニュ ージーランド、米 国】	2004/ 12/ 1 協議要請 2005/ 2/ 4 パネル設置要請 3/21 パネル設置 2006/ 1/23 二国間合意通報 2/ 1 パネル報告書(案件の経緯の み記載)配布	①日本における韓国産の乾燥・味付け海苔の輸入割当制度はGATT第11、10.3条及び農業 4.2条及びライセン ス協定第1.2、1.6条に違反するとして韓国が申立て （韓国産海苔への輸入割当を増やすとの合意により 妥結）。	GATT 第10条、11 条 ライセンス 第1条	
324. 米国－タイ産の エビに対する暫定的 アンチ・ダンピング措 置	タイ 【日本、ブラジル、 EU、中国、インド、 エクアドル】	2004/ 12/ 9 協議要請	①ゼロイング等の手法により決定されたタイ産のエビに対する米国の暫定的AD措置は、AD第1、2.4、2.4.2、6.8、6.13、7.1条及び GATT第6条に違反するとしてタイが申立て。	AD 第1条、2条、 6条、7条 GATT 第6条	
325. 米国－メキシコ 製ステンレス鋼に対 するアンチ・ダンピン グ決定	メキシコ 【日、EU】	2005/ 1/ 5 協議要請	①メキシコ製ステンレス鋼に対する米国のAD決定はAD第1、2、5、9、11、18.4条及びGATT第6.1、6.2、10.3条(a)に違反するとしてメキシコが申立て。	AD GATT 第6条、10条 AD 1条、2条、5 条、9条、11 条18条	
326. EU－チリ産サー モンに対するセーフ ガード措置	チリ	2005/ 2/ 8 協議要請 5/12 チリ協議取り下げ	①チリ産のサーモンに対するEUのセーフガード措置は、セーフガード協定第2、4、5条及びGATT第19条に違反するとしてチリが申立て。	GATT 第19条 SG 第2条、4条、 5条	
327. エジプト－パキ スタン製マッチに対 するアンチ・ダンピン グ課税	パキスタン 【日本、米国、EC、 中国】	2005/ 2/21 協議要請 6/ 9 パネル設置要請 7/20 パネル設置 2006/ 3/27 二国間合意通報	①パキスタン製マッチへのエジプトのアンチ・ダンピング課税に係る手続やダンピング決定手法は、AD及びGATTの関連規定に違反するとしてパキスタンが申立て。	AD 第1条、2条、 3条、6条、12 条、18条 GATT 第6条、23条	
328. EU－サーモン に対するセーフガー ド措置最終決定	ノルウェー 【チリ】	2005/ 3/ 1 協議要請	①EUによる外国産サーモンに係るセーフガード措置（関税割当や最低価格制度等）の最終決定は、SG第2、3、4、5、7、11条及びGATT第19条に違反するとしてノルウェーが申立て。	SG 第2条、3条、 4条、5条、7 条、11条 GATT 第19条	
329. パナマ－乳製品 に関する関税分類	メキシコ	2005/ 3/16 協議要請 9/20 二国間合意通報	①パナマによるミルクの加工製品に係る関税分類の変更（従来の「加工ミルク製品」を「粉ミルク」と「その他」に再分類し、「その他」について関税率を引上げ）は、GATT第1、2、28条及び農業第4条に違反するともに、メキシコの協定上の利益を無効化・侵害しているとしてメキシコが申立て。	GATT 第1条、2条、 28条 農業 第4条	

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第Ⅰ部 第Ⅱ部 記載
330. アルゼンチン オリーブオイル、小麦 グルテン及び桃缶詰 に対する相殺関税	EU	2005/ 4/29 協議要請	①アルゼンチンの輸入オリーブオイル、小麦グルテン及び桃缶詰に対する相殺関税は、その決定にあたって、補助金の存在や国内産業における「実質的な損害」の認定等に問題があり、GATT第6.3条及びSCM第1、10、11、12、14、19、21に違反するとしてEUが申立て。	SCM 第1条、10条、 11条、12条、 14条、19条、 21条 GATT 第6条	
331. メキシコグア テマラ製鋼管へのアン チ・ダンピング税賦 課	グアテマラ 【中国、EU、ホン ジュラス、日本、 米国】	2005/ 6/17 協議要請 2006/ 2/ 6 パネル設置要請 3/17 パネル設置 2007/ 6/ 8 パネル報告書加盟国配布 7/24 パネル報告書採択 9/25 二国間合意通報	①メキシコによるグアテマラ製鋼管へのAD税の調査及び賦課は、GATT第6条及びAD第1、2、3、4、5、6、9、12、18条及び附属書IIに違反するとしてグアテマラが申立て。 ②メキシコ当局が不十分な証拠に基づいて調査開始をしたとして、AD第5、6条違反等を認定した。	AD 第1条、2条、 3条、4条、5 条、6条、9 条、12条、18 条 GATT 第6条	
332. ブラジル再生 タイヤの輸入に関す る措置	EU 【アルゼンチン、 豪州、中国、キュー バ、グアテマラ、 日本、韓国、メキ シコ、パラグアイ、 台湾、タイ、米国】	2005/ 6/20 協議要請 11/17 パネル設置要請 2006/ 1/20 パネル設置 2007/ 6/12 パネル報告書配布 9/ 3 EUが上級委申立て 12/ 3 上級委員会報告書配布 12/17 パネル・上級委員会報告書採 択 2008/ 6/ 4 EUがRPT期間について仲裁 要請 8/29 仲裁によりRPTを12月17日 までと決定 2009 1/ 7 シークエンス合意	①ブラジルによる再生タイヤの輸入禁止措置、輸入禁止に伴う罰則金制度及びメルコスール諸国に対する同措置の適用除外は、GATT第1.1、3.4、11.1、13.1条に違反するとしてEUが申立て。 ②ブラジルの措置はGATT第20条(b)の例外措置への該当性を認めたが、ブラジル国内裁判所による仮差止め命令に基づく中古タイヤ輸入が著しい量である点は「偽装された貿易制限」であり同条書きを満たさないとしてGATT第11条違反を認定。 ③GATT第20条(b)の判断については差別の理由・合理性に基づいて行うべきであるとして、パネルが採用した数量基準を否定したが、GATT第11条違反という結論は支持。	GATT 第1条、3条、 11条、13条	第Ⅱ部第3章 第Ⅱ部第16 章
333. ドミニカ共和 国コスタリカからの 輸入に係る外国為替 手数料	コスタリカ	2005/ 9/12 協議要請	①ドミニカ共和国の外貨取引に係る為替手数料（13%）は、GATT第2.1条（b）の規定する課徴金に該当し、同条項及びその他の関連条項に違反するとしてコスタリカが申立て。	GATT 第2条	
334. トルコココメ の輸入に係る措置	米国 【アルゼンチン、 豪州、中国、エジ プト、EU、韓国、 パキスタン、タイ】	2005/ 11/ 2 協議要請 2006/ 2/ 6 パネル設置要請 3/17 パネル設置 2007/ 9/21 パネル報告書配布 10/22 パネル報告書採択 11/20 トルコが履行の意思通報 2008/ 5/ 7 シークエンス合意	①トルコによる米国産米の輸入に係る措置（譲許税率を超える税率での輸入ライセンスの発給、関税制当にあたる輸入者への国産米購入義務づけ等）は、TRIMS協定第2条、GATT第3、11条、農業第4条及び輸入ライセンス協定第1、3、5条に違反するとして米国が申立て。 ②農業第4条違反等を認定。	TRIMS 第2条 GATT 第3条、10条、 11条 農業 第4条 ライセンス 第1条、3条、 5条	
335. 米国一エクアドル 産エビに対するアン チ・ダンピング措置	エクアドル 【ブラジル、チリ、 中国、EU、インド、 日本、韓国、メキ シコ、タイ】	2005/ 11/17 協議要請 2006/ 6/ 8 パネル設置要請 7/19 パネル設置 2007/ 1/30 パネル報告書配布 2/20 パネル報告書採択	①米国が、初回調査において、エクアドル産エビのダンピング・マージン計算に「ゼロリング」手法を使い、これに基づきAD税の賦課を行ったことは、GATT第6条及びAD第2.4.2条等に違反するとしてエクアドルが申立て。 ②初回調査におけるダンピングの最終認定及びアンチ・ダンピング税の最終決定におけるゼロリングの適用は、AD第2.4.2条に反すると判断。	AD 第1条、2条、 5条、6条、9 条、18条 GATT 第6条	
336. 日本一韓国製 DRAMチップに対す る相殺関税措置	韓国 【EU、米国、台湾 （履行確認パネ ル）】	2006/ 3/14 協議要請 5/18 パネル設置要請 6/19 パネル設置 2007/ 7/13 パネル報告書加盟国配布 8/30 日本が上級委申立て 11/28 上級委員会報告書配布 12/17 パネル・上級委員会報告書採 択 2008/ 2/25 韓国のDSU第21.3（c）条に 基づく仲裁要請 5/ 5 仲裁人がRPTを9月1日までと 決定 9/ 9 パネル設置要請（履行確認） 9/ 9 シークエンス合意 9/23 パネル設置（履行確認） 2009/ 3/ 5 パネル検討手続停止（履行確 認） 2010/ 3/ 5 パネル設置根拠喪失（履行確 認）	①日本による韓国製DRAM（Dynamic Random Access Memories）に対する相殺関税賦課は、GATT第6.3、10.3条、SCM第1、2、10、11、12、14、15、15.5、19、19.1、21、22及び32.1条に反するとして韓国が申立て。 ②SCM第1、14、19.4条違反を認定。 ③SCM第1、14条違反の一部の論点についてパネルの判断を破棄。	SCM 第1条、2条、 10条、11条、 12条、14条、 15条、19条、 21条、22条、 32条 GATT 第6条、10条	第Ⅱ部第7章
337. EU一ノルウェー 産サーモンへのアン チ・ダンピング措置	ノルウェー 【カナダ、中国、 香港、日本、韓国、 米国】	2006/ 3/17 協議要請 5/29 パネル設置要請 6/22 パネル設置 11/16 パネル報告書配布 2008/ 1/15 パネル報告書採択 2/ 8 EUが履行の意思表明 5/ 6 RPTについて合意 11/15 RPT終了	①EUによるノルウェー産養殖サーモンのダンピング最終決定と、暫定的なAD税の賦課は、GATT第6条、AD第1、2、3、5、6、9、12、18条の関連条項及び附属書IとIIに反するとしてノルウェーが申立て。 ②AD第2、3、4、5、6、9条の関連条項についてEUの違反を認定。	AD 第1条、2条、 3条、4条、5 条、6条、9 条、12条、18 条 GATT 第6条	

第3章 紛争案件一覧（WTO発足後の紛争案件）

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
338. カナダ－米国産 トウモロコシへのア ンチ・ダンピング及び 相殺関税	米国	2006/ 3/17 協議要請	①カナダによる米国産粒トウモロコシへのAD税及び 相殺関税の暫定賦課は、AD第1、3、7、12.2.1条、 SCM第5、10、17、22.4条及びGATT第6条に反する として米国が申立て。	AD 第1条、3条、 7条、12条 SCM 第10条、15 条、17条、22 条 GATT 第6条	
339. (340)、(342). 中 国－自動車部品の輸 入に関連する措置	EU(339) 米国(340) カナダ(342) 【アルゼンチン、 豪州、日本、メキ シコ、台湾、ブラ ジル、タイ】	2006/ 3/30 協議要請（「342」4/13） 9/15 パネル設置要請（「DS340」 「DS342」と合併） 10/26 パネル設置 2008/ 7/18 パネル報告書配布 9/15 中国が上級委申立て 12/15 上級委報告書配布 2009/ 1/12 パネル・上級委報告書採択 2/27 RPTについて合意 9/ 1 RPT終了	①中国が「自動車産業発展政策」において、輸入自動 車部品が完成車の特徴を備えていると認定される場 合、自動車部品ではなく完成車としての特徴を備えて いると認定し、完成車の関税率を適用するとしている ことは、GATT第2.1(a)、2.1(b)、3.1、3.4、3.5条、 TRIMS2.1、2.2条、SCM第3条及び加盟議定書・作業 部会報告書の関連条項に反するとしてEU、米国及び カナダが申立て。 ③①中国による当該措置は、GATT3条2項にいう内国 税であり、GATT2条1項(b)における「通常の関税」 には当たらないとするパネル報告書の判断を支持。② 中国による当該措置は、同種の国内産自動車部品には 適用されず輸入品にのみ適用されるものであり、 GATT3条2項に非整合とするパネル報告書の判断を 支持。③中国による当該措置は、同種の国内産自動車 部品より不利な待遇(less favorable treatment)を輸 入品に課しており、GATT3条4項に非整合とするパネ ル報告書の判断を支持し、中国に対して、GATT上の 義務を履行するようDSBが要求するよう勧告。	GATT 第2条、3条、 11条、13条 TRIMS 第2条 SCM 第3条	
340. 中国－自動車部 品の輸入に関連する 措置	米国 【アルゼンチン、 豪州、ブラジル、 日本、メキシコ、 台湾、タイ】	2006/ 3/30 協議要請 2006/ 9/15 パネル設置要請 2006/ 10/26 パネル設置(「DS339」と合併)		GATT 第2条、3条、 11条 TRIMS 第2条 SCM 第3条	
341. メキシコ－EU 産オリーブ油への相 殺関税最終決定	EU 【カナダ、中国、 日本、ノルウェー、 米国】	2006/ 3/31 協議要請 12/ 7 パネル設置要請 2007/ 1/23 パネル設置 2008/ 9/ 4 パネル報告書配布 10/21 パネル報告書採択	①メキシコによるEU産オリーブ油への相殺関税調査 及び相殺関税の賦課は、GATT第6条、SCM第1、10、 11、12、13、14、15、16、19、22、32条及び農業第 13、21条に反するとしてEUが申立て。 ②国内産業の定義について、申請者が申請をした時点 で、あるいは、調査期間中に生産を行っていない場合 には国内産業を構成しないというECの主張に対し、 16.1条では申請時点、あるいは、調査期間中に生産を 行っていないことまで求めているのではないとして、ECの主張を棄却し、メキシコ政府が 行ったEC産オリーブオイルに関する2000年～2003 年の期間の損害調査は、限定的であり、実証的な証拠 に基づいた損害決定ではないと認定。	GATT 第6条 SCM 第1条、10条、 11条、12条、 13条、14条、 15条、16条、 19条、22条 農業 第13条、21 条	
342. 中国－自動車部 品の輸入に関連する 措置	カナダ 【アルゼンチン、 豪州、ブラジル、 日本、メキシコ、 台湾、タイ】	2006/ 4/13 協議要請 2006/ 9/15 パネル設置要請 2006/ 10/26 パネル設置(「DS339」と合併)		GATT 第2条、3条、 10条 TRIMS 第2条 SCM 第3条	
343. 米国－タイ産エ ビへの措置	タイ 【ブラジル、チリ、 中国、EU、インド、 韓国、日本、メキ シコ、ベトナム】	2006/ 4/24 協議要請 9/15 パネル設置要請 10/26 パネル設置 2008/ 2/29 パネル報告書配布 4/17 タイが上級委申立て 4/29 米国が上級委申立て 7/16 上級委報告書配布 8/ 1 パネル・上級委報告書採択 10/31 RPTについて合意 2009/ 4/ 1 RPT終了	①米国によるタイ産エビへのAD仮決定・最終決定に おける「ゼロイング」の適用及び算定されたダンピン グ・マージンに基づくAD税の賦課は、AD第1、2.1、 2.4、2.4.2、3.1～3.5、5.8、9.2、9.3条及びGATT第2、 3、6条に反し、また、米国によるボンド要求それ自 体及びタイ産エビ輸入への適用は、GATT第1、2、3、 11.1、13.1、20(d)に反するとしてタイが申立て。 ②米国の措置はAD18.1条に非整合であると認定。 ③米国の措置はAD18.1条に非整合であるとしたパネ ルの決定を支持。、DSBに対し、米国にWTO協定上 の義務の履行を求めるよう勧告する旨の報告書を配 布。	AD 第1条、2条、 3条、5条、7 条、9条、18 条 GATT 第1条、2条、 3条、6条、11 条、13条、20 条	

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第Ⅰ部 第Ⅱ部 記載
344. 米国－メキシコ 製ステンレス鋼への ダンピング最終決定	メキシコ 【チリ、中国、EU、 日本、タイ】	2006/ 5/26 協議要請 10/12 パネル設置要請 10/26 パネル設置 2007/ 12/20 パネル報告書配布 2008/ 1/31 メキシコが上級委申立て 4/30 上級委報告書配布 5/20 パネル・上級委報告書採択 8/11 メキシコが仲裁要請 10/31 仲裁人がRPTを2009/4/30に 決定 2009/ 4/30 RPT終了 5/18 シークエンス合意 8/19 メキシコが協議要請（履行確 認） 2010/ 9/ 7 パネル設置要請（履行確認） 9/21 パネル設置（履行確認） 2012/ 4/27、5/14、5/31 メキシコの申請 により履行確認パネル手続 を停止 2013/ 4/ 8 二国間合意通報 5/ 6 パネル報告書(案件の経緯の み記載)配布	①米国によるメキシコ製ステンレス鋼へのAD最終決 定について、米国1930年関税法の関連規定、商務省 の関連規則及びダンピング・マージンの初回調査及び 行政見直しに係るゼロイングの適用は、GATT第6条、 AD第1、2.1、2.4、2.4.2、5、6.10、9、11、18条及 びWTO設立協定第16.4条に反するとしてメキシコが 申立て。 ③初回調査W-W比較におけるゼロイングの違反を 認定しつつも、定期見直しにおける違法性を否定。 ③定期見直しにおける違法性を認定し、パネルの判断 を破棄。	AD 第1条、2条、 5条、6条、11 条、18条 GATT 第6条 WTO設立 第16条	
345. 米国－AD・相殺 関税に基づくボンド 指令	インド 【ブラジル、中国、 EU、日本、タイ】	2006/ 6/ 6 協議要請 10/13 パネル設置要請 11/21 パネル設置 2008/ 2/29 パネル報告書配布 4/17 インドが上級委申立て 4/29 米国が上級委申立て 7/16 上級委員会報告書配布 8/ 1 パネル・上級委員会報告書採 択 10/31 RPTについて合意 2009/ 4/ 1 RPT終了	①米国の改正ボンド指令及びインド産エビへの拡張 的なボンド要求は、AD第1、7.1、7.2、7.4、7.5、9.2、 9.3、9.3.1、18.1、18.5条、GATT第1、2、3、6.2、 6.3、10、11、13条及びSCM第10、17.4、17.5、19.3、 19.4、32.1、32.5条に反するとしてインドが申立て。 ②米国の措置はAD18.1条に非整合であると認定。 ③米国の措置はAD18.1条に非整合であるとしたパネ ルの決定を支持。DSBに対し、米国にWTO協定上の 義務の履行を求めるよう勧告する旨の報告書を配布。	AD 第1条、2条、 7条、9条、18 条 GATT 第1条、2条、 6条、10条、 11条、13条 SCM 第1条、10条、 14条、17条、 19条、32条 WTO設立 第16条	
346. 米国－アルゼン チン製油井管へのAD 行政見直し	アルゼンチン	2006/ 6/20 協議要請	①米国のアルゼンチン製油井管へのAD行政見直し は、AD第2.2、2.4、6.1、6.2、6.6、6.8、6.9、9.2、 9.3、12.2、12.2.2条、附属書Ⅱ及びGATT第6条に反 し、また、ダンピング・マージンの算定に関する米国 1930年関税法の規定はAD第2.2条及びGATT第6条 に反するとしてアルゼンチンが申立て。	AD 第1条、2条、 6条、9条、12 条、18条 GATT 第6条 WTO設立 第16条	
347. EU－大型民間 航空機の取引に関連 する措置（二次申立 て）	米国 【豪州、ブラジル、 カナダ、中国、日 本、韓国】	2006/ 1/31 協議要請 4/10 パネル設置要請 5/ 9 パネル設置 10/ 6 米国がパネル手続の一時停 止を要請 2007/ 10/ 7 パネル設置根拠喪失	①EUによる民間大型航空機企業への補助金供給は SCM第3.1(a)(b)、3.2、5(a)、5(c)、6.3(a)、6.3(b)、 6.3(c)、6.4条及びGATT第3.4、16.1条に違反するとし て米国が申立て（先行していたDS316への付託事項 を拡張するための二次申立て）。	SCM 第1条、2条、 3条、4条、5 条、6条、7 条 GATT 第3条、16条	第Ⅱ部第7章
348. コロンビア－パ ナマからの物品輸入 に関する税関措置	パナマ	2006/ 7/20 協議要請 12/ 1 二国間合意通報	①コロンビアによるパナマからの物品輸入に関する 税関措置（関税額の算定方法、輸入港の制限、インボ イスへの追加的な情報記載要求）は、関税評価協定第 1、7、13条及び附属書1 総則、GATT第1.1、2.1(a)(b)、 5.6、10.1、10.3(a)、11.1、13.1条に反するとしてパ ナマが申立て。	関税評価 第1条、2条、 3条、4条、5 条、6条、7 条、13条 GATT 第1条、2条、 5条、10条、 11条、13条	
349. EU－ニンニク への関税割当関連措 置	アルゼンチン	2006/ 9/ 6 協議要請	①二国間合意に基づくEUの中国産生・冷凍ニンニク への関税割当枠拡大は、他国が交渉によって得た権利 を損なうものであり、地域貿易協定に関するGATT第 24.6条、譲許表の修正に関するGATT第28条及び WTO設立協定第14.4条等に反するとしてアルゼンチ ンが申立て。	GATT 第24条、28 条 WTO設立 第16条	
350. 米国－ゼロイン グ手法の維持と継続 的な適用	EU 【ブラジル、中国、 エジプト、インド、 日本、韓国、メキ シコ、ノルウェー、 台湾、タイ】	2006/ 10/ 2 協議要請 10/ 9 EUが追加協議を要請 2007/ 5/10 EUがパネル設置要請 2007/ 6/ 4 パネル設置 2008/ 10/ 1 パネル報告書配布 11/ 6 EUが上級委申立て 11/18 米国が上級委申立て 2009/ 2/ 4 上級委員会報告書配布 2/19 パネル・上級委員会報告書採択 6/ 2 RPTについて合意 12/19 RPT終了 2010/ 1/ 4 シークエンス合意 2012/ 2/ 6 米EU間で解決に向けた覚書 に合意	①米国によるダンピング・マージンの行政見直し最終 決定におけるゼロイング適用の維持は、AD第1、2.1、 2.4、2.4.2、9.1、9.3、9.5、11、18.4条、GATT第6 条及びWTO設立協定第14.4条に反するとしてEUが 申立て。 ②米国によるイタリアのボールベアリング等に対す るAD調査にあたってゼロイングが用いられたことに ついて争われた本件について、米国の措置をWTO非 整合とし、DSBが米国に対し、それらの措置をWTO 協定整合的に改めるよう求めるよう勧告。	AD 第1条、2条、 5条、9条、11 条、18条 GATT 第6条 WTO設立 第16条	

第3章 紛争案件一覧（WTO発足後の紛争案件）

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
351. チリー乳製品への 暫定セーフガード 措置	アルゼンチン 【米国】	2006/ 10/25 協議要請 2007/ 3/ 8 アルゼンチンがパネル設置要 請 4/24 パネル設置 7/31 アルゼンチン、パネル手続停 止要請 2007/ 8/ 3 パネル停止 2008/ 8/ 1 パネル設置根拠喪失	①チリーによる乳製品への暫定セーフガード措置は、 GATT第1、19条及びセーフガード協定第2、3.1、4、 5.1、6、12.4条に反するとしてアルゼンチンが申立て。	GATT 第1条、19条 SG 第2条、3条、 4条、5条、6 条、12条	
352. インドーEU産 ワイン・蒸留酒の輸 入・販売に関連する措 置	EU 【豪州、チリ、日 本、米国】	2006/ 11/20 協議要請 2007/ 3/23 パネル設置要請 4/24 パネル設置 7/13 パネル手続停止要請 7/16 パネル停止 2008/ 7/17 パネル設置根拠喪失	①インドによるEU産ワイン・蒸留酒への追加関税、 特別追加関税の賦課及びインドのTamil Nadu州によ る同産品への流通規制の適用が、GATT第2.1(a)(b)、 3.2、3.4、11条に反するとしてEUが申立て。 パネル会合前にインドがワイン・蒸留酒への追加関税 の撤廃の通達を発出したことを受け、EUはパネル進 行停止を要請。	GATT 第2条、3条、 11条	
353. 米国一大型民間 航空機の取引に関連 する措置（二次申立 て）	EU 【豪州、ブラジル、 カナダ、中国、日 本、韓国】	2005/ 6/27 協議要請 2006/ 1/20 パネル設置要請 2/17 パネル設置 2011/ 3/31 パネル報告書配布 2011/ 4/28 米国上級委申立て 2012/ 3/12 上級委報告書配布 2012/ 3/23 パネル報告書・上級委報告書 採択 2012/ 4/24 シークエンス合意 2012/ 9/23 米国が違反措置を是正（EU は不同意） 2012/ 9/25 EUが協議要請（履行確認） 2012/ 9/27 EUが対抗措置承認申請 2012/ 10/11 EUがパネル設置要請（履行 確認） 2012/ 10/22 米国が仲裁を申請 2012/ 10/23 仲裁に付託 2012/ 10/30 パネル設置（履行確認） 2012/ 11/28 仲裁手続の停止	①米国による民間大型航空機企業への補助金供給は SCM第3.1(a)、(b)、3.2、5(a)、(c)、6.3(a)、(b)、(c) 条及びGATT第3.4条に違反するとしてEUが申立て （先行していたDS317への付託事項を拡張するた めの二次申立て）。	SCM 第1条、2条、 3条、5条、6 条、32条 GATT 第3条	第II部第7章
354. カナダーワイン とビールへの課税免 除・減額	EU	2006/ 11/29 協議要請 2008/ 12/17 カナダ、EUが相互合意	①カナダによるカナダ産ワインへの課税免除及びカ ナダ産ビールへの課税額の減額措置は、GATT第3.2、 3.4条、SCM第3.1(b)、3.2条に反するとしてEUが申 立て。	GATT 第3条 SCM 第3条	
355. ブラジルーアル ゼンチン産の樹脂に 対するAD措置	アルゼンチン 【日本、EU、台湾、 米国】	2006/ 12/26 協議要請 2007/ 6/ 7 アルゼンチンがパネル設置要 請 7/24 パネル措置 2008/ 2/ 4 パネル手続停止 2009/ 2/ 5 パネル設置根拠喪失	①ブラジルによるアルゼンチン産樹脂へのAD調査、 決定及びAD税の賦課はAD第2.2.1、2.2.1.1、2.2.2、 2.4、3.1、3.2、3.4、3.5、6、8、10、12条及びGATT 第6条に反し、また、ダンピング決定の見直し手続は AD第9、18.4及びGATT第10条等に反するとしてアル ゼンチンが申立て。	AD 第2条、3条、 6条、8条、9 条、10条、12 条、18条 GATT 第6条、10条	
356. チリー乳製品へ の確定セーフガード 措置	アルゼンチン 【米国】	2006/ 12/28 協議要請 2007/ 3/ 8 アルゼンチンがパネル設置要 請 4/24 パネル設置 7/31 アルゼンチンがパネル手続 の停止要請 8/ 3 パネル議長がパネル停止を表 明 2008/ 8/ 1 パネル設置根拠喪失	①チリーによる乳製品への確定セーフガード措置は、 GATT第1、19条及びセーフガード協定第2、3.1、4、 5.1、7.1、12.2条等に反するとしてアルゼンチンが申 立て。	SG 第2条、3条、 4条、5条、7 条、12条 GATT 第1条、19条	
357. 米国ートウモロ コシ他農産品への補 助金等国内支持	カナダ 【アルゼンチン、 豪州、EU、ニカラ グア、タイ、チリ、 中国、インド、メ キシコ、ニュージ ーランド、南ア、 台湾、日本】	2007/ 1/ 8 協議要請 2007/ 6/ 7 カナダ、パネル設置要請 (11/15 この要請を取り下 げ) 11/ 8 パネル設置要請 12/17 パネル設置(DS365と併合)	①米国による米国内のトウモロコシ及びその他農産 品の生産者・輸出者への補助金その他国内支持は、 SCM第3.1(a)、3.2、5(c)、6.3(c)条及び農業第3.2、3.3、 8、9.1、10.1条に反するとしてカナダが申立て。	SCM 第2条、3条、 4条、5条、6 条、7条 農業 第3条、6条、 8条、9条、10 条	
358. 中国一租税そ の他支払の還付、減額 及び免除	米国 【日本、豪州、EU、 メキシコ、カナダ】	2007/ 2/ 2 協議要請 4/27 米国が追加協議要請 7/12 米国がパネル設置要請 8/31 パネル設置(DS359と合併) 12/19 中国と米国で本件について 合意	①中国による輸出型企業を対象とした租税その他支 払の還付、減額及び免除措置が、SCM第3条、GATT 第3.4条、TRIMS2条及び中国の加盟議定書・作業部 会報告書の関連規定に反するとして米国が申立て。	GATT 第3条 SCM 第3条 TRIMS 第2条 加盟議定書	
359. 中国一租税そ の他支払の還付、減額 及び免除	メキシコ 【日本、豪州、EU、 米国、カナダ】	2007/ 2/26 協議要請 5/ 4 メキシコが追加協議要請 7/12 メキシコがパネル設置要請 8/31 パネル設置(DS358と合併) 2008/ 2/ 7 中国とメキシコで本件につ いて合意	①中国による輸出型企業を対象とした租税その他支 払の還付、減額及び免除措置が、SCM第3条、GATT 第3.4条、TRIMS2条及び中国の加盟議定書・作業部 会報告書の関連規定に反するとしてメキシコが申立 て。	GATT 第3条 SCM 第3条 TRIMS 第2条 加盟議定書	

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第Ⅰ部 第Ⅱ部 記載
360. インドー米国からの輸入に対する追加関税及び特別追加関税	米国 【日本、豪州、チリ、EU、ベトナム】	2007/ 3/ 6 協議要請 5/24 パネル設置要請 6/20 パネル設置 2008/ 6/ 9 パネル報告書配布 8/ 1 米国が上級委申立て 8/13 インドが上級委申立て 10/30 上級委報告書配布 11/17 パネル・上級委報告書採択	①インドによる米国からの輸入品、とりわけワイン及び蒸留酒の輸入に対する追加関税及び特別追加関税は、GATT第2条1(a)、(b)、3条2、4の規定に反するとして米国が申立て。 ③パネル報告書パラ8、11における、米国はインドによるアルコール飲料への追加関税がGATT2条に非整合であることの立証を行っておらず、また、米国がインドによる特別追加関税がGATT2条に非整合であることの立証を行っていないとの事実認定を破棄。	GATT 第2条、3条	
361. EUーバナナ輸入制度	コロンビア	2007/ 3/21 協議要請 2010/ 6/ 8 EUと関係諸国の間でGeneva Agreement on Trade in Bananasに署名 2012/ 11/ 8 二国間合意通報	①EUによるバナナのACP向け関税割当は、GATT第1条、2条1、3条、13条及びDSU第4.8条の規定に反するとしてコロンビアが申立て。	GATT 第1条、2条、13条	
362. 中国一知的財産権問題	米国 【日本、EU、カナダ、メキシコ、アルゼンチン、豪州、ブラジル、インド、韓国、台湾、トルコ、タイ】	2007/ 4/10 協議要請 2007/ 8/13 米国が、パネル設置要請 9/25 パネル設置 2009/ 1/26 パネル報告書配布 3/20 パネル報告書採択 6/29 RPTを2010/3/20までと合意 2010/ 4/ 8 シークエンス合意	①中国における、①商標の不正使用及び著作権の違法な複製に係る刑事手続及び刑事罰の扱い、②税関において没収された知的財産権侵害物品の処理、③中国国内での発行又は流通が許可されていない作品に関する著作権及び著作隣接権の保護及び執行の欠如、④著作権物の未許可の複製あるいは未許可の頒布のいずれかのみを行った者に対する刑事手続及び刑事罰の欠如、はTRIPS協定第9.1条、14条、41.1条、46条、59条、61条等に整合的でないとして米国が申立て。 ②②について、税関措置に関し、商標の単なる除去で十分であるとの点についてはTRIPS協定第59条に非整合、③③について同協定第9.1条、41.1条に非整合として米国の主張を是認する一方、①・④について、米国は刑事罰の閾値が同協定第61条に非整合であることに關して举证責任を果たしておらず、②について、税関措置のうち、侵害物品を競売に付しているとの点については米国は同協定第59条に非整合であることに關して举证責任を果たしていないと判断。	TRIPS 第3条、9条、14条、41条、46条、59条、61条	
363. 中国一著作権物に係る市場アクセス問題	米国 【EU、日本、豪州、韓国、台湾】	2007/ 4/10 協議要請 7/10 米国が追加協議要請 10/10 米国がパネル設置要請 11/27 パネル設置 2009/ 8/12 パネル報告書配布 9/22 中国が上級委申立て 10/ 5 米国が上級委申立て 12/21 上級委員会報告書配布 2010/ 1/19 パネル・上級委員会報告書採択 2010/ 7/12 RPTを2011年3月19日までとすることに合意 2011/ 4/13 シークエンス合意 2012/ 2/22 中国が違反措置を是正（米国は不同意） 2012/ 2/23 フィルムに関し、二国間で解決に向けた覚書に合意 2012/ 5/ 9 上記覚書の内容をDSBに通知	①中国による出版物及び音響映像製品の輸入・流通制限が、中国の加盟議定書5条（貿易権の付与）、GATT第3.4条、GATS第16条、17条等に反するとして米国が申立て。 ②①外資事業者が書籍・映像製品・劇場用フィルム等の輸入事業に従事することを禁止する措置等につき、貿易権を付与していないとして加盟議定書及び加盟作業部会報告書違反、かつ、GATT20条(a)（公徳の保護のために必要な措置）により正当化されないと判断、②出版物、電子的形態の音声記録製品、音響映像娯楽製品の流通に関する措置について、GATS第16、17条違反と判断、③輸入出版物を不利な競争条件におく措置について、GATT第3.4条違反と判断。 ③①・②に係る中国の訴えに対し、パネル報告書の判断を支持。他方、加盟議定書違反に対するGATT第20条(a)の例外規定の適用可能性の問題について、適用可能と判断（パネル報告書は判断を避けた）。	GATT 第3条、11条 GATS 第16条、17条 加盟議定書	第Ⅱ部第12章
364. EUーバナナ輸入制度	パナマ	2007/ 6/22 協議要請 2010/ 6/ 8 EUと関係諸国の間でGeneva Agreement on Trade in Bananasに署名 2012/ 11/ 8 二国間合意通報	①EUによるバナナのACP向け関税割当は、GATT第1条、2条、8条1、8条2及び18条の規定に反するとしてパナマが申立て。	GATT 第1条、2条、13条、28条	
365. 米国一農産品に対する国内補助及び輸出信用	ブラジル 【アルゼンチン、豪州、インド、ニカラグア、タイ、EU、カナダ、コスタリカ、グアテマラ、メキシコ】	2007/ 7/11 協議要請 11/ 8 パネル設置要請 12/17 パネル設置(DS357と併合)	①米国による農産品に対する国内補助と輸出信用は、農業第3.2条、3.3条、8条、9.1条、10.1条及びSCM第3.1条(a)、3.2条に反するとしてブラジルが申立て。	農業 第3条、6条、8条、9条、10条 SCM 第3条	
366. コロンビアー入港規制	パナマ 【グアテマラ、ホンジュラス、台湾、中国、エクアドル、EU、トルコ、米国】	2007/ 7/12 協議要請 9/14 パネル設置要請 10/22 パネル設置 2009/ 4/27 パネル報告書配布 5/20 パネル報告書採択 10/ 2 仲裁人、RPTを2010/2/4までと決定 2010/ 2/23 シークエンス合意	①コロンビアによる物品販売税の算出方法は、関税評価協定第1-7条及び13条とGATT第2条1(a)、1(b)、3条2、5条1、5条2、5条3(a)、5条6、6条1、7条、8条1に反するとしてパナマが申立て。 ②指示価格設定について関税評価協定非整合、指示価格措置に係る入港に関する措置についてGATT第1条（最恵国待遇）、5条（通過の自由）、11条（数量制限の禁止）に非整合、更に、コロンビアによる入港措置についてGATT20条による正当化主張を却下。コロンビアに対し、当該措置を関税評価協定・GATT上の義務に適合するよう勧告。	関税評価 第1条、2条、3条、4条、5条、6条、7条、13条 GATT 第1条、2条、3条、5条、7条、10条、11条、13条	第Ⅱ部第4章

第3章 紛争案件一覧（WTO発足後の紛争案件）

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
367. 豪州—ニュージーランドからのリンゴ輸入に関する措置	ニュージーランド 【チリ、EU、日本、 パキスタン、台湾、 米国】	2007/ 8/31 協議要請 12/ 6 パネル設置要請 2008/ 1/21 パネル設置 2010/ 8/ 9 パネル報告書配布 2010/ 8/31 豪州が上級委申立て 2010/ 9/13 ニュージーランドが上級委申立て 2010/ 11/29 上級委員会報告書 2011/ 12/17 上級委員会報告書採択 2011/ 1/31 RPTを2011/8/17までと決定 2011/ 9/13 シークエンス合意	①豪州によるニュージーランドからの輸入リンゴに対して要求されることとなった検査措置が、SPS協定第2条、5条、8条及びAnnexCに非整合的であるとしてニュージーランドが申立て。	SPS 第2条、5条、 8条	
368. 米国—中国産光沢紙に対するAD及び相殺関税の暫定措置	中国	2007/ 9/14 協議要請	①米国防務省が2007年4月2日と5月29日にそれぞれ決定した、中国産光沢紙（塗工紙の一種）に対するAD及び相殺関税の暫定措置について、GATT第6条（AD税及び相殺関税）、SCM及びADに非整合的であるとして中国が申立て。	AD 第1条、2条、 7条、9条、18 条 GATT 第6条 SCM 第1条、2条、 10条、14条、 17条、32条	
369. EU—アザラシ製品の輸入販売に係る禁止措置	カナダ	2007/ 9/25 協議要請 2011/ 2/14 パネル設置要請 2011/ 3/25 パネル設置	①ベルギーとオランダで行われているアザラシ製品に対する輸送、製造、市場に於ける売買及び販売に係る措置が、GATT第1.1、3.4、5.2、5.3、5.4、11.1条及びTBT協定第2.1、2.2条に抵触するとしてカナダが申立て。	TBT 第2条 GATT 第1条、3条、 5条、11条、 23条	
370. タイ—EUからの輸入品に係る関税評価	EU 【米国、フィリピン】	2008/ 1/25 協議要請	①タイ税関が2006年9月からEUからのアルコール飲料その他の製品について、輸入者の取引価格によらず、タイ税関当局が情報開示のないまま設定した標準利益と支出に基づいて産出した価格により関税を決定し、それによらない場合には保証金を要求しているのは、GATT第1（最恵国待遇）、2（譲許表）、3（内国民待遇）、7（関税評価）、10（貿易規則の公表）、11（数量制限）の各条に非整合的であるとしてEUが申立て。	GATT 第1条、2条、 3条、7条、10 条、11条 関税評価 第1条、5条、 11条、12条、 16条、22条 農業 第16条	
371. タイ—フィリピン産のタバコに対する税関に於ける措置	フィリピン 【EU】	2008/ 2/ 7 協議要請 9/29 パネル設置要請 2010/ 11/15 パネル報告書配布 2011/ 2/22 タイが上級委申立て 2011/ 6/17 上級委員会報告書配布 2011/ 7/15 上級委員会報告書採択 2011/ 9/23 RPTを2012/10/15までと決定 2012/ 6/ 1 シークエンス合意 2013/ 1/28 タイ、違反措置を是正（フィリピンは不同意）	①タイ財務省と密接な関係にあるタイにおけるタバコ専売会社TTMによるフィリピンからのタバコ輸入は、関税評価、内国消費税等の課税、付加価値税の課税、小売業のライセンス制について、GATT第2（譲許表）、3（内国民待遇）、7（関税評価）、10（貿易規則の公表及び施行）、関税評価協定第1-7、10、13、16の各条等に非整合的であるとしてフィリピンが申立て。	GATT 第2条、3条、 7条、10条 関税評価 第1条、2条、 3条、4条、5 条、条、7条、 10条、13条、 16条	
372. 中国—金融情報に係る配信規制	EU 【米国】	2008/ 3/ 3 協議要請 12/ 4 二国間合意	①中国において、外国の金融情報供給者が新華社の承認（approval）や年間の活動を新華社に対して報告（report）するよう要求されていることは、GATS16、17、18条、加盟議定書バラ309、TRIPS協定39.2条に非整合的であるとしてEUが申立て。	GATS 第16条、17 条、18条 TRIPS 第39条 加盟議定書	
373. 中国—金融情報に係る配信規制	米国 【EU】	2008/ 3/ 3 協議要請 12/ 4 二国間合意	①中国において、外国の金融情報供給者が新華社に指名された主体（entity）を通じて提供することを求められていることは、GATS16、17、18条、加盟議定書バラ309に非整合的であるとして米国が申立て。	GATS 第16条、17 条、18条 加盟議定書	
374. 南アフリカ—非コート紙に対するAD措置	インドネシア	2008/ 5/ 9 協議要請 11/20 インドネシア、協議要請取り下げ	①2005年8月17日に行われたインドネシア産非コート紙に対するAD措置のサンセット・レビューにて、AD措置終了が決定されたにもかかわらずAD税の徴収が継続されたため、AD11、3、11、4条に非整合としてインドネシアが申立て。 南アフリカは、2008年6月10日、2003年11月27日以降実施されたインドネシアからのA4版非コート紙に対するAD措置の撤回を発表し、2008年6月10日には、これらAD措置に係るサンセット・レビューの廃止と、2003年11月27日以降支払われたAD税の還付を決定したことを受け、11月20日、インドネシアは協議要請を撤回する旨表明。	AD 第11条	
375. EU—IT製品の関税上の取扱い	米国 【豪州、ブラジル、 中国、コスタリカ、 香港、中国、インド、 韓国、フィリピン、 シンガポール、タイ、 トルコ、ベトナム】	2008/ 5/28 協議要請 8/29 パネル設置要請 9/23 パネル設置 2010/ 8/16 パネル報告書配布 2010/ 9/21 パネル報告書採択 2010/ 12/20 RPTを2011/6/30までとする ことに合意 2011/ 7/ 6 シークエンス合意	①EUによるITA対象製品に対する課税はGATT2条等に非整合的であるとして米国が申立て。	GATT 第2条、10条、 23条	

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第Ⅰ部 第Ⅱ部 記載
376. EU－IT製品の 関税上の取扱い	日本 【豪州、ブラジル、 中国、コスタリカ、 香港、中国、イン ド、韓国、フィリ ピン、シンガポー ル、タイ、トルコ、 ベトナム】	2008/ 5/28 協議要請 8/29 パネル設置要請 9/23 パネル設置 2010/ 8/16 パネル報告書配布 9/21 パネル報告書採択 2010/ 12/20 RPTを2011/6/30までとする ことに合意 2011/ 7/ 6 シークエンス合意	①EUによるITA対象製品に対する課税はGATT2条等に非整合的であるとして日本が申立て。	GATT 第2条、10条、 23条	
377. EU－IT製品の 関税上の取扱い	台湾 【豪州、ブラジル、 中国、コスタリカ、 香港、中国、イン ド、韓国、フィリ ピン、シンガポー ル、タイ、トルコ、 ベトナム】	2008/ 6/12 協議要請 8/29 パネル設置要請 9/23 パネル設置 2010/ 8/16 パネル報告書配布 9/21 パネル報告書採択 2010/ 12/20 RPTを2011/6/30までとする ことに合意 2011/ 7/ 6 シークエンス合意	①ECによるITA対象製品に対する課税はGATT2条等に非整合的であるとして台湾が申立て。	GATT 第2条、10条、 23条	
378. 中国－金融情報 に係る配信規制	カナダ	2008/ 6/20 協議要請 12/ 4 カナダと中国、相互合意	①中国において、外国の金融情報供給者が新華社に指名された主体(entity)を通じて提供することを求められていることは、GATS16、17、18条及び加盟議定書バラ309に非整合的であるとしてカナダが申立て。	GATS 第16条、17 条、18条 加盟議定書	
379. 米国－中国製品 に対するAD・相殺関 税最終措置	中国 【アルゼンチン、 豪州、バレーン、 ブラジル、カナダ、 EU、インド、日本、 クウェート、メキ シコ、ノルウェー、 サウジアラビア、 台湾、トルコ】	2008/ 9/19 協議要請 12/ 9 パネル設置要請 2009/ 1/20 パネル設置 2010/ 10/22 パネル報告書配布 12/ 1 中国が上級委申立て 2011/ 3/11 上級委報告書配布 2011/ 7/ 5 RPTを2012/2/25までとする ことに合意 2012/ 1/17 RPTを2012/4/25まで延長す ることに合意 2012/ 5/11 シークエンス合意 2012/ 8/31 米国が違反措置を是正（中国 は不同意）	①米国による中国製鉄製パイプ、オフロードタイヤ、 織物製袋に対するAD及び相殺関税賦課は、GATT1 （最恵国待遇）、6条（AD及び相殺関税）、SCM1、 2、10、12、13、14、19条（特定性、SCM額の算定、 相殺関税の賦課、徴収、等）、AD1、2、6、9、18条 （ダンピングの決定、証拠、AD税の賦課及び徴収、 等）等に非整合的であるとして中国が申立て。	AD 第1条、2条、 6条、9条、18 条 SCM 第1条、2条、 6条、9条、10 条、12条、13 条、14条、19 条、32条 GATT 第1条、6条	
380. インド－輸入ワ イン及びスピリッツ に対する税その他の 措置	EU	2008/ 9/22 協議要請 12/17 追加協議要請 2009/ 5/ 4 追加協議要請 11/16 追加協議要請	①インドのMaharashtra州が輸入ワイン等に課して いるspecial fee、及び自州企業に免除しているにもか かわらず外国製ワイン及びスピリッツに課している excise feeがGATT3条（内国民待遇）及びSCM3条（禁 止SCM）に非整合、Goa州が輸入ワイン及びスピリ ッツに課しているimport fee及びlabel recording fee がGATT3条（内国民待遇）に非整合、Tamil Nadu 州が同州の許可を有していない限り、同州への輸入、 同州内の輸送・販売を禁じていること及び、special feeを課していることがGATT3条（内国民待遇）に非 整合的であるとして、EUが申立て。	GATT 第3条、11条、 17条 SCM 第3条、4条	
381. 米国－マグロ、 マグロ製品の輸入、売 買及び販売に関する 措置	メキシコ 【アルゼンチン、 豪州、ブラジル、 カナダ、中国、エ クアドル、EU、グ アテマラ、日本、 韓国、ニュージー ランド、台湾、タ イ、ベネズエラ】	2008/ 10/24 協議要請 2009/ 3/ 9 パネル設置要請 4/20 パネル設置 2011/ 9/15 パネル報告書配布 2012/ 1/20 米国が上級委申立て 2012/ 5/16 上級委報告書配布 2012/ 6/13 上級委報告書採択 2012/ 9/17 RPTを2013/7/13とすること に合意 2013/ 8/ 2 シークエンス合意 2013/ 11/14 メキシコ、パネル設置要請（履 行確認） 2014/ 1/22 パネル設置（履行確認）	①米国によるマグロ及びマグロ製品の輸入に係る3つ の措置について、TBT協定2（強制規格の立案、制定及 び適用）、5（適合性評価手続）、6（適合性評価の 承認）、8（適合性評価手続）条、GATT1（最恵国待 遇）、3（内国民待遇）条に非整合としてメキシコが 申立て。	TBT 第2条、5条、 6条、8条 GATT 第1条、3条	第Ⅱ部第11 章
382. 米国－ブラジル からのオレンジジュ ース輸入に係るAD見 直しその他の措置	ブラジル 【アルゼンチン、 EU、日本、韓国、 台湾、タイ】	2008/ 11/27 協議要請 2009/ 8/20 パネル設置要請 9/25 パネル設置 2011/ 3/25 パネル報告書配布 2011/ 6/17 パネル報告書採択 2011/ 6/17 RPTを2012/3/17までとする ことに合意 2012/ 4/ 3 シークエンス合意 2013/ 2/14 二国間合意通報	①ブラジルからのオレンジジュースの輸入に係る 2005年8月24日～2007年2月28日までのAD調査見直 しと、現在または将来行われるAD見直しにおいて、 米国の措置は、GATT2（譲許表）、6条（AD）、AD1 （原則）、2（ダンピングの決定）、9（AD税の賦課 及び徴収）、11（AD税及び価格拘束の期間及び見直 し）、18条（最終規定）・WTO設立協定16条（WTO 協定の遵守）に非整合としてブラジルが申立て。	AD 第1条、2条、 9条、11条、 18条 GATT 第2条、6条 WTO設立 第16条	
383. 米国－タイから のポリエチレン製買 物袋に対するAD措置	タイ 【アルゼンチン、 EU、日本、韓国、 台湾】	2008/ 11/26 協議要請 2009/ 3/ 9 パネル設置要請 3/20 パネル設置 2010/ 1/22 パネル報告書配布 2/18 パネル報告書採択 2010/ 3/31 RPTを2010/8/18までとする ことに合意 2010/ 8/31 米国が違反措置を是正	①米国は、2004年6月18日に商務省より発表された AD調査結果と2004年7月15日に同省より発表された 最終決定（いわゆる初回調査）により、タイからのポ リエチレン製買物袋に対して、ゼロイング手法を用い てAD税賦課を2004年8月9日より開始した。タイは、 特に修正された最終決定におけるゼロイング手法の 適用は、GATT6条及びAD2.4.2条（公正な比較）に 非整合として申立て。 ②米国は、タイの請求を実質的に争わなかったため、 タイの請求を全面的に認定。	AD 第2条 GATT 第6条	

第3章 紛争案件一覧（WTO 発足後の紛争案件）

第3章

紛争案件一覧（WTO 発足後の紛争案件）

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
384. 米国－特定国からの輸入に係るラベリング要求	カナダ 【メキシコ、アルゼンチン、豪州、コロンビア、EU、インド、日本、韓国、ニュージーランド、中国、ペルー】	2008/ 12/ 1 協議要請 2009/ 10/ 7 パネル設置要請 11/19 パネル設置（「DS386」と合併） 2011/ 11/18 パネル報告書配布 2012/ 3/23 米国が上級委申立て 2012/ 6/29 上級委報告書配布 2012/ 7/23 上級委報告書採択 2012/ 9/13 カナダが仲裁を申請 2012/ 10/23 仲裁に付託 2012/ 12/ 4 仲裁決定配布 2013/ 5/24 米国が違反措置を是正（カナダ不同意） 2013/ 6/10 カナダが仲裁を合意 2013/ 8/19 カナダ、パネル設置要請（履行確認） 2013/ 9/25 パネル設置（履行確認）	①米国の2008年農業法修正に基づく義務的な原産国ラベリング制度（COOL: the mandatory country of origin labeling）は、小売レベルで消費者に対し牛肉と豚肉を含む商品について原産国表示を義務づけ、誕生、生育及び屠殺を米国国内で行った動物のみを排他的に米国産とすることとしており、牛肉又は豚肉について米国での飼育若しくは直ちに屠殺するために輸出された家畜との区別を行うための措置であり、GATT3条4項（内国民待遇）、9条4項（原産地表示）、10条3項（貿易規則の公表及び施行）、TBT協定2条（強制規格の中央政府機関による立案、制定及び適用）あるいはSPS協定2条（基本的な権利及び義務）、5条（危険性の評価）、7条（透明性の確保）・原産地2条（経過期間における規律）に非整合としてカナダが申立て。	TBT 第2条 SPS 第2条、5条、7条 GATT 第3条、9条、10条、23条	第II部第11章
385. EU－インドからのポリエチレンテレフタレート（PET）輸入に課されるAD措置失効見直し及び相殺関税	インド	2008/ 12/ 4 協議要請	①2008年12月4日付けで、インドは、ECがインドからのポリエチレンテレフタレート（PET）輸入に際して賦課しているAD税及び相殺関税に係る措置について、ECの措置（regulation）はAD税及び相殺関税の終期設定を求めておらず、AD税及び相殺関税の賦課の日から5年以内に撤廃するとしているAD11.3条及びSCM21.3条に非整合、ECのAD税及び相殺関税賦課決定は明確な事実と事実に基づく客観的な調査に基づいておらず、AD3.1条（損害の決定）及びSCM15.2条（損害の決定）に非整合、秘密情報の取り扱いについて、ECはAD6.5条（証拠）及びSCM12.4条（証拠）に非整合等として申立て。	AD 第6条、11条、18条 SCM 第12条、21条、32条	
386. 米国－特定国からの輸入に係るラベリング要求	メキシコ 【カナダ、アルゼンチン、豪州、コロンビア、EU、インド、日本、韓国、ニュージーランド、中国、ペルー】	2008/ 12/17 協議要請 2009/ 10/ 9 パネル設置要請 11/19 パネル設置（「DS384」と合併） 2011/ 11/18 パネル報告書配布 2012/ 3/23 米国が上級委申立て 2012/ 6/29 上級委報告書配布 2012/ 7/23 上級委報告書採択 2012/ 9/13 カナダが仲裁を申請 2012/ 10/23 仲裁に付託 2012/ 12/ 4 仲裁決定配布 2013/ 5/24 米国が違反措置を是正（カナダ不同意） 2013/ 6/10 シークエンス合意 2013/ 8/19 カナダ、パネル設置要請（履行確認） 2013/ 9/25 パネル設置（履行確認）	①2008年12月17日付けで、メキシコは、米国における2008年農業法により修正された1946年農業マーケティング法に基づく義務的な原産国ラベリング制度（COOL: the mandatory country of origin labeling）は、GATT3条（内国民待遇）、9条（原産地表示）、10条（貿易規則の公表及び施行）、TBT協定2条（強制規格の中央政府機関による立案、制定及び適用）、あるいはSPS協定2条（基本的な権利及び義務）、5条（危険性の評価）、7条（透明性の確保）、原産地2条（経過期間における規律）に非整合であるとして申立て。なお、全く同様の協定非整合を指摘して、カナダが2008年12月1日付けで協議要請を行っており（DS384）、メキシコは2008年12月12日付けで第三国参加を要請し、2008年12月18日付けで、米国より、メキシコの第三国参加を受け入れが通知されている。	TBT 第2条、12条 SPS 第2条、5条、7条 原産地 第2条 GATT 第3条、9条、10条	第II部第11章
387. 中国－贈与、貸付け及びその他の奨励措置	米国 【豪州、カナダ、コロンビア、エクアドル、EU、グアテマラ、メキシコ、ニュージーランド、トルコ】	2008/ 12/19 協議要請 2009/ 1/15 カナダ、EU、メキシコ、トルコが協議参加を要請 1/16 豪州、コロンビアが協議参加を要請 1/19 エクアドル、グアテマラ、ニュージーランドが協議参加を要請 2/ 3 中国が各国の第三国参加を受け入れ	①2008年12月19日、米国は、中国による I. 中国世界トップブランドプログラム（the China World Top Brand Program）II. 中国有名輸出ブランドプログラム（the Chinese Famous Export Brand Program）に関して繊維や家電製品、農産品等の幅広い分野において、輸出実績に合致した中国企業に対して提出される贈与、貸付け及びその他の奨励措置は、SCM3条（禁止）、農業3（譲許）、9（輸出補助金に関する約束）、10（輸出補助金に関する約束の回避の防止）条、加盟議定書1. 2、12.1条、GATT3条4項（内国民待遇）に非整合であるとして申立て。	農業 第3条、9条、10条 SCM 第3条 加盟議定書 GATT 第3条	
388. 中国－贈与、貸付け及びその他の奨励措置	メキシコ 【豪州、カナダ、コロンビア、エクアドル、EU、グアテマラ、ニュージーランド、トルコ、米国】	2008/ 12/19 協議要請 2009/ 1/15 カナダ、EU、トルコが協議参加を要請 1/16 豪州、コロンビア、米国が協議参加を要請 1/19 エクアドル、グアテマラ、ニュージーランドが協議参加を要請 2/ 9 中国が各国の第三国参加を受け入れ	①2008年12月19日、メキシコは、中国による I. 中国世界トップブランドプログラム（the China World Top Brand Program）II. 中国有名輸出ブランドプログラム（the Chinese Famous Export Brand Program）に関して繊維や家電製品、農産品等の幅広い分野において、輸出実績に合致した中国企業に対して提出される贈与、貸付け及びその他の奨励措置は、SCM3条（禁止）、農業3（譲許）、9（輸出補助金に関する約束）、10（輸出補助金に関する約束の回避の防止）条、加盟議定書1. 2（全般的規定）、12.1（農業）条及び中国加盟に関する作業部会報告書パラ234（農産品に関する輸出SCM）、GATT3条4項（内国民待遇）に非整合であるとして申立て。	農業 第3条、9条、10条 SCM 第3条 加盟議定書 GATT 第3条	

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第Ⅰ部 第Ⅱ部 記載
389. EC－米国からの 鶏肉等及び鶏肉等の 製品の輸入に関する 措置	米国 【豪州、中国、韓国、 ノルウェー、グアテマラ、 ニュージーランド、台湾】	2009/ 1/16 協議要請 1/30 豪州、協議参加を要請 2/10 EU、豪州の第三国参加を受け入れ 10/ 9 米国パネル設置要請パネル 設置要請 11/19 パネル設置	①2009年1月16日付で、米国は、ECが、物質の承認に係る公表及び手続を行わないまま、肉に含まれる微生物を減少させるよう科学的処理を行った鶏肉等の輸入を禁止したことに伴い、全ての米国からの鶏肉等の輸入を禁止し、2002年に米国がECの病原体削減処理に用いる4物質の使用の承認を求めたものの、6年以上にわたり、いくつかのECの機関が、これら4物質の使用は、人体の健康へのリスクを増すことがないと報告しているにもかかわらず、これら4物質の使用について承認も否認も行わなかったこと、2008年5月には、EU委員会がECフードチェーンと動物衛生に関する常設委員会及びEC農業漁業理事会に、これら4物質の使用した鶏肉等の輸入を認めるよう提案したのに対し、これら委員会/理事会が否認したことは、①SPS協定2.2（基本的な権利義務）、5（危険性評価及び適切な保護水準）、8（管理、検査及び承認手続）条、②GATT10、11条（貿易規則の公表及び施行）農業4.2条（市場アクセス）、③TBT協定2条（強制規格）の中央政府による立案、制定及び適用に非整合として申立て。	SPS 第2条、5条、 7条、8条 TBT 第2条 GATT 第3条、10条、 11条 農業 第4条	
390. 中国－贈与、貸 付け及びその他の奨 励措置	グアテマラ	2009/ 1/19 協議要請	①2009年1月19日、グアテマラは、中国によるⅠ．中国世界トップブランドプログラム（theChina World Top Brand Program）Ⅱ．中国有名輸出ブランドプログラム（theChinese Famous Export Brand Program）に関して繊維や家電製品、農産品等の幅広い分野において、輸出実績に合致した中国企業に対して提出される贈与、貸付け及びその他の奨励措置は、①SCMSCM3条（禁止）、②農業3（譲許）、8.9（輸出補助金に関する約束）、10（輸出補助金に関する約束の回避の防止）条、③加盟議定書1.2（全般的規定）、12.1（農業）条、④中国加盟に関する作業部会報告書バラ234（農産品に関する輸出補助金）⑤GATT3条4項（内国民待遇）に非整合であるとして申立て。米国、メキシコによる同様の協議要請（DS387、388）において指摘している措置と全く同一の措置について協議を要請。	農業 第3条、8条、 9条、10条 SCM 第3条 加盟議定書 GATT	
391. 韓国－牛肉及び 牛肉製品に関する措 置	カナダ 【アルゼンチン、 ブラジル、中国、 台湾、EC、インド】	2009/ 4/ 9 協議要請 2009/ 7/ 9 パネル設置要請 2009/ 7/20 パネル設置 2011/ 6/28 カナダ、パネル手続中断の要 請 2012/ 6/19 二国間合意通報	①韓国は2003年5月からカナダ産の牛肉及び牛肉製品の輸入を禁止。韓国は当該措置の目的をBSEのリスクを防ぐためとしていた。本措置について、カナダは、SPS協定第2.2、2.3（基本的な権利及び義務）、3.1、3.3（措置の調和）、5.1、5.5、5.6、5.7（危険性の評価及び衛生植物検疫上の適切な保護の水準の決定）、6.1（有害動物植物又は病気の無発生地域及び低発生地域その他の地域的な状況に対応した調整）、8（管理、検査及び承認の手続）条及び別表C（管理、検査及び承認の手続）並びにGATT第1条1項（一般的最恵国待遇）、第3条4項（内国の課税及び規則に関する内国民待遇）、第11条1項（数量制限の一般的廃止）に非整合であるとして、2009年4月9日に申立て。	SPS 第2条、3条、 5条、6条、8 条 GATT 第1条、3条、 11条	
392. 米国－中国から の家禽類の輸入に関 する措置	中国 【ブラジル、台湾、 EC、グアテマラ、 韓国、トルコ、】	2009/ 4/17 協議要請 2009/ 6/23 パネル設置要請 2009/ 7/31 パネル設置 2010/ 9/29 パネル報告書配布 2010/ 10/25 パネル報告書採択	①2009年4月17日付けで、中国は、米国のオムニバス法727条は、米国農務省が中国からの輸入に必要な規則の制定や規則の実施を行うための支出を行うことを禁じていること等は、GATT1.1条（最恵国待遇）、11.1条（一般的数量制限の禁止）及び農業4.2条（市場アクセス）及びSPS協定に非整合であるとして申立て。	SPS 第2条、3条、 5条、8条 GATT 第1条、11条 農業 第4条	
393. チリーアルゼン チンからの小麦粉輸 入に対するアンチ・ダ ンピング措置	アルゼンチン	2009/ 5/14 協議要請	①アルゼンチンは、チリによるアルゼンチン産小麦粉に対するアンチ・ダンピング措置は、千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第6条の実施に関する協定第1条（原則）、2.1、2.2、2.2.1、2.2.2、2.4条（ダンピングの決定）、3.1、3.2、3.4、3.5、3.7、3.8条（損害の決定）、5.2、5.3、5.4、5.8条（調査の開始及び実施）、6.1、6.1.3、6.2、6.6、6.8、6.10条（証拠）、7.1、7.5条（暫定措置）、9.2、9.3条（ダンピング防止税の賦課及び徴収）、12.1、12.1.1、12.2、12.2.1条（公告及び決定の説明）、13条（司法上の審査）、18.1、18.3条（最終規定）、附属書II（6.8）に規定する入手可能な最善の情報）、GATT第6条、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定16.4条に非整合として申立て。	AD 第1条、2条、 3条、5条、6 条、7条、9 条、12条、18 条 GATT 第6条 WTO設立 第16条	

第3章 紛争案件一覧（WTO発足後の紛争案件）

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
394.中国－鉱物資源 の輸出規制措置	米国 【アルゼンチン、 ブラジル、カナダ、 チリ、コロンビア、 エクアドル、イン ド、日本、韓国、 ノルウェー、台湾、 トルコ】	2009/ 6/23 協議要請 2009/ 11/ 4 パネル設置要請 2009/ 12/21 パネル設置 2011/ 7/ 5 パネル報告書配布 2011/ 8/31 中国が上級委申立て 2012/ 1/30 上級委報告書配布 2012/ 2/22 パネル報告書・上級委報告書 採択 2012/ 5/24 RPTを2012/12/31までとす ることに合意 2012/ 12/31 中国、違反措置を是正	2009年6月23日付けで、米国は、中国によるボーキサイト、コークス等の輸出数量規制措置は、GATT第8条（輸入及び輸出に関する手数料及び手続）、10条（貿易規則の公表及び施行）、11条（数量制限の一般的廃止）、加盟議定書パラグラフ1.2（全般的規定）、5.1、5.2（貿易権）、8.2（輸出入許可）、11.3（輸出入品に課される税及び課徴金）に非整合として申立て。	GATT 第8条、10条、 11条 加盟議定書	
395.中国－原材料の 輸出規制措置	EC 【アルゼンチン、 ブラジル、カナダ、 チリ、コロンビア、 エクアドル、イン ド、日本、韓国、 ノルウェー、台湾、 トルコ】	2009/ 6/23 協議要請 2009/ 11/4 パネル設置要請 2009/ 12/21 パネル設置(「DS394」と合併)		GATT 第8条、10条、 11条 加盟議定書	
396.フィリピン－蒸 留酒に対する課税措 置	EC 【オーストラリ ア、中国、メキシ コ、タイ、台湾】	2009/ 7/29 協議要請 2009/ 12/10 パネル設置要請 2009/ 12/21 パネル設置 2011/ 8/15 パネル報告書配布 2011/ 9/23 フィリピンが上級委申立て 2011/ 12/25 上級委報告書配布 2012/ 1/20 パネル報告書・上級委報告書 採択 2012/ 4/20 RPTを2013/3/8までとす ることに合意 2013/ 1/28 フィリピンが違反措置を是正	①2009年7月29日付けで、EUは、フィリピンが輸入された蒸留酒に対して高い関税を課していることは、GATT第3条2項（内国の課税及び規則に関する内国民待遇）に非整合として申立て。	GATT 第3条	
397.EC－中国産フ ァスナーに対するAD措 置	中国 【ブラジル、カナ ダ、チリ、コロン ビア、インド、日 本、ノルウェー、 台湾、タイ、トル コ、米国】	2009/ 7/31 協議要請 2009/ 10/12 パネル設置要請 2009/ 10/23 パネル設置 2010/ 7/15 パネル報告書配布 2011/ 3/25 ECが上級委申立て 2011/ 7/15 上級委報告書配布 2011/ 7/28 パネル報告書・上級委報告書 採択 2012/ 1/19 RPTを2012/10/12までとす ることに合意 2012/ 10/23 EUが違反措置を是正（中国 は不同意） 2012/ 10/25 シークエンス合意 2013/ 10/30 中国が協議要請（履行確認） 2013/ 12/ 5 中国がパネル設置要請（履行 確認） 2013/ 12/18 パネル設置（履行確認）	①2009年7月31日付けで、中国は、EUが中国からのファスナーの輸入について、EU規則No.384/96に基づいてAD税を賦課していることは、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定第16条4項（雑則）、GATT第1条1項（一般的最恵国待遇）、第6条1項（ダンピング防止税及び相殺関税）、第10条3項(a)（貿易規則の公表及び施行）、AD第6.10（証拠）、9.2、9.3、9.4（ダンピング防止税の賦課及び徴収）、12.2.2（公告及び決定の説明）、18.4（最終規定）に非整合等として申立て。	GATT 第1条、6条、 10条 WTO設立 第16条 AD 第1条、2条、 3条、4条、5 条、6条、9 条、12条、17 条	
398.中国－原材料の 輸出規制措置	メキシコ 【アルゼンチン、 ブラジル、カナダ、 チリ、コロンビア、 エクアドル、イン ド、日本、韓国、 ノルウェー、台湾、 トルコ】	2009/ 8/21 協議要請 2009/ 11/ 4 パネル設置要請 2009/ 12/21 パネル設置(「DS394」と合併)		GATT 第8条、10条、 11条	
399.米国－中国産タ イヤの輸入に関する 措置	中国 【アルゼンチン、 ブラジル、カナダ、 チリ、コロンビア、 エクアドル、イン ド、日本、韓国、 ノルウェー、台湾、 トルコ】	2009/ 9/14 協議要請 2009/ 12/ 9 パネル設置要請 2010/ 1/19 パネル設置 2010/ 12/13 パネル報告書配布 2011/ 5/24 中国が上級委申立て 2011/ 9/ 5 上級委報告書配布 2011/ 10/ 5 上級委員会報告書採択	①2009年9月14日付けで、中国は、米国が中国からのタイヤの輸入について高関税を課すことは、GATT第1条1項（一般的最恵国待遇）に非整合であり、GATT19条（特定の製品の輸入に対する緊急措置）及びセーフガード協定によっても正当化されない等として申立て。	GATT 第1条、2条、 19条 SG 加盟議定書	第II部第8章
400. EC－アザラシ 製品の販売禁止措置	カナダ 【アルゼンチン、 中国、コロンビア、 エクアドル、アイ スランド、日本、 メキシコ、ノルウ エー、ロシア、米 国】	2009/ 11/ 2 協議要請 2011/ 2/14 パネル設置要請 2011/ 3/25 パネル設置 2013/ 11/15 パネル報告書配布 2014/ 1/25 カナダが上級委申立て 2014/ 1/29 EUが上級委申立て 2014/ 5/22 上級委報告書配布	①2009年11月2日付けで、カナダは、ECがアザラシ製品のEC域内での流通を禁じる措置は、TBT協定第2.1、2.2（強制規格の中央政府機関による立案、制定及び適用）、GATT第1条1項（一般的最恵国待遇）、第3条4項（内国の課税及び規則に関する内国民待遇）、第11条1項（数量制限の一般的廃止）、農業第4.2に非整合として申立て。	GATT 第1条、3条、 11条、23条 TBT 第2条、5条、 6条、7条、8 条 農業 第4条	第II部第2章 第II部第11 章

第3章

紛争案件一覧（WTO発足後の紛争案件）

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第Ⅰ部 第Ⅱ部 記載
401. EC－アザラシ 製品の販売禁止措置	ノルウェー 【アルゼンチン、 中国、コロンビア、 エクアドル、アイ スランド、日本、 メキシコ、ナミビ ア、ロシア、米国】	2009/ 11/ 5 協議要請 2011/ 3/14 パネル設置要請 2011/ 4/21 パネル設置 2013/ 11/15 パネル報告書配布 2014/ 1/25 ノルウェーが上級委申立て 2014/ 1/29 EUが上級委申立て 2014/ 5/22 上級委報告書配布	①2009年11月5日付けで、ノルウェーはECに対し、ECがアザラシ製品のEC域内での流通を禁じる措置は、TBT協定第2.1条、第2.2条、第5.5条、GATT第1.1条、第3.4項、第11条1項、農業第4.2条に非整合として申立て。	GATT 第1条、3条、 11条 TBT 第2条、5条、 6条、7条、8 条、9条 農業 第4条	第Ⅱ部第2章 第Ⅱ部第11 章
402. 米国－ゼロイン グによるダンピン グ・マージンの計算	韓国 【中国、EU、イン ド、日本、メキシ コ、タイ、ベトナム】	2009/ 11/24 協議要請 2010/ 4/ 8 パネル設置要請 2010/ 4/20 パネル設置 2011/ 1/18 パネル報告書配布 2011/ 2/24 パネル報告書採択 2011/ 6/17 RPTを2011/11/24（ステンレス鋼板）、2011/10/24（ダイヤモンド鋸刃）とすることに合意 2011/ 12/19 米国がRPT内での履行を報告	①2009年11月24日付けで、韓国は米国に対し、米国が韓国からのステンレス鋼の輸入に対するAD措置に際して「ゼロイング」によりダンピング・マージンを算出することは、GATT第6条（ダンピング防止税及び相殺関税）、AD第1条（原則）、第2.1条、第2.4条、第2.4.2条（ダンピングの決定）、第5.8条（調査の開始及び実施）に非整合として申立て。	GATT 第6条 AD 第1条、2条、 5条	
403. フィリピン－蒸 留酒に対する課税措 置	米国 【豪州、中国、コ ロンビア、EU、イン ド、メキシコ、 タイ、台湾】	2010/ 1/14 協議要請 2010/ 3/26 パネル設置要請 2010/ 4/20 パネル設置 2011/ 8/15 パネル報告書配布 2011/ 9/23 フィリピンが上級委申立て 2011/ 9/28 EUが上級委申立て 2011/ 1/20 上級委報告書採択 2012/ 4/20 RPTを2013/3/8までとする ことに合意	①2010年1月14日付けで、米国はフィリピンに対し、フィリピンが輸入蒸留酒に対して高い関税を課していることは、GATT第3.2条（内国の課税及び規則に関する内国民待遇）に非整合として申立て。	GATT 第3条	
404. 米国－ベトナム からのエビの輸入に 対するAD措置	ベトナム 【中国、EU、イン ド、日本、韓国、 メキシコ、タイ】	2010/ 2/ 1 協議要請 2010/ 4/ 7 パネル設置要請 2010/ 5/18 パネル設置 2011/ 7/11 パネル報告書配布 2011/ 9/ 2 パネル報告書採択 2011/ 10/31 RPTを2012/7/2までとする ことに合意	①2010年2月1日付けで、ベトナムは米国に対し、米国がベトナムからのエビの輸入についてAD措置を行っていること及び「ゼロイング」手法を使ったダンピング・マージンの計算は、GATT第1条（一般的最恵国待遇）、第2条（譲許表）、第6.1条及び第6.2条（ダンピング防止税及び相殺関税）、AD、WTO設立協定第16.4条（雑則）等に非整合として申立て。	GATT 第1条、2条、 6条 AD 第1条、2条、 5条、6条、9 条、11条、18 条 WTO設立 第16条	
405. EU－中国から の革靴の輸入に対す るAD措置	中国 【豪州、ブラジル、 コロンビア、日本、 トルコ、米国、ベ トナム】	2010/ 2/ 4 協議要請 2010/ 4/ 8 パネル設置要請 2010/ 5/18 パネル設置 2011/ 10/28 パネル報告書配布 2012/ 2/22 パネル報告書採択 2012/ 5/23 RPTを2012/10/15までとする ことに合意 2012/ 10/25 シークエンス合意 2012/ 12/17 EU、違反措置を是正(中国は 不同意)	①2010年2月4日付けで、中国はEUに対し、EUが中国からの革靴の輸入について、AD措置を行っていること及びダンピング・マージンの計算方法等は、WTO設置協定第16.4条（雑則）、加盟議定書第1.1条（総則）、第6.1条（国家貿易）、第10条（SCM）、GATT、ADに非整合として申立て。	WTO設立 第16条 GATT 第1条、6条、 10条、16条 AD 第1条、2条、 3条、5条、6 条、9条、11 条、17条、18 条 加盟議定書	
406. 米国－クローブ 入りタバコの流通・生 産に関する措置	インドネシア 【ブラジル、コロ ンビア、ドミニカ、 EU、グアテマラ、 メキシコ、ノルウ エー、トルコ】	2010/ 4/ 7 協議要請 2010/ 6/ 9 パネル設置要請 2010/ 6/22 パネル設置 2011/ 9/ 2 パネル報告書配布 2012/ 1/ 5 米国が上級委申立て 2012/ 4/ 4 上級委報告書配布 2012/ 4/24 パネル報告書・上級委報告書 採択 2012/ 6/14 RPTを2013/7/24までとする ことに合意 2013/ 8/22 米国が仲裁を要請 2013/ 8/23 仲裁に付託	①2010年4月7日付けで、インドネシアは米国に対し、米国が導入したクローブ等の香料等が付加されたタバコの生産・販売を禁止した措置は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS協定）第2条（基本的な権利及び義務）、第3条（措置の調和）、第5条（危険性の評価及び衛生植物検疫上の適切な保護の水準の決定）、第7条（透明性の確保）、関税及び貿易に関する一般協定（GATT）第3条（内国民待遇）及び貿易の技術的障害に関する協定（TBT協定）第2条（強制規格の中央政府機関による立案、制定及び適用）、第12条（開発途上加盟国に対する特別のかつ異なる待遇）等に非整合であるとして申立て。	TBT 第2条、12条 SPS 第2条、3条、 5条、7条 GATT 第3条、20条、 23条	第Ⅱ部第11 章

第3章 紛争案件一覧（WTO発足後の紛争案件）

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
407. 中国－EUからの鉄製ファスナーに対するAD税の賦課	EU	2010/ 5/ 7 協議要請	①2010年5月7日付けで、EUは中国に対し、中国によるEUからの鋼鉄製ファスナーに対するAD税の賦課は、AD第2.2条、第2.2.2条、第2.4条（ダンピングの決定）、第3.1条、第3.4条、第3.5条（損害の決定）、第6.1.3条、第6.2条、第6.6条、第6.8条、第6.10条（証拠）等及びGATT第6条に非整合であるとして申立て。	AD 第2条、3条、 6条、7条、12 条 GATT 第6条、10条	
408. EU及び加盟国一ジェネリック医薬品の接収措置	インド カナダ、エクアドル、中国、日本、トルコ】	2010/ 5/11 協議要請	①2010年5月11日付けで、インドはオランダに対し、オランダによるインド製のジェネリック医薬品の接収は、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定第2条（知的所有権に関する条約）、第7条（目的）、第8条（原則）、第28条（与えられる権利）、第31条（特許権者の許諾を得ていない他の使用）、第41条（一般的義務）、第42条（公正かつ公平な手続）、GATT第5条（通貨の自由）、第10条（貿易規則の公表及び施行）に非整合として申立て。	TRIPS 第2条、7条、 8条、28条、 31条、41条、 42条 GATT 第5条、10条	
409. EU及び加盟国一ジェネリック医薬品の接収措置	ブラジル 【カナダ、エクアドル、中国、日本、トルコ】	2010/ 5/12 協議要請	①2010年5月12日付けで、ブラジルはオランダに対し、オランダによるブラジル製のジェネリック医薬品の接収は知的所有権の貿易関連の側面に関する協定第2条（知的所有権に関する条約）、第7条（目的）、第8条（原則）、第28条（与えられる権利）、第31条（特許権者の許諾を得ていない他の使用）、第41条（一般的義務）、第42条（公正かつ公平な手続）、第49条（行政上の手続）、第50条（暫定措置）、第51条（税関当局による物品の解放の停止）、第52条（申立て）、第53条（担保又は同等の保証）、第54条（物品の解放の停止の通知）、第55条（物品の解放停止の期間）、第58条（職権による行為）、第59条（救済措置）、WTO設立協定第16.4条（雑則）、GATT第5条（通貨の自由）、第10条（貿易規則の公表及び施行）に非整合として申立て。	GATT 第5条、10条 TRIPS 第1条、2条、 28条、31条、 41条、42条、 49条、50条、 51条、52条、 53条、54条、 55条、58条、 59条 加盟議定書 第16条	
410. アルゼンチンペルーからのファスナー及びチェーンに対するAD税の賦課	ペルー	2010/ 5/12 協議要請	①2010年5月12日付けで、ペルーはアルゼンチンに対し、アルゼンチンによるペルーからのファスナー及びチェーンに対するAD税の賦課は、AD第1条(原則)、第2.1条、第2.2条、第2.4条、第2.6条（ダンピングの決定）、第3.1条、第3.2条、第3.3条、第3.4条、第3.5条、第3.7条、第3.8条（損害の決定）、第4.1条（国内産業の定義）第5.2条、第5.3条、第5.8条（調査の開始及び実施）第6.6条、第6.7条、第6.8条、第6.9条、第6.13条（証拠）、第9.1条、第9.2条、第9.3条（ダンピング防止税の賦課及び徴収）、第10.2条、第10.4条（適及）、第12.1条、第12.2条（公告及び決定の説明）第18.1条、(最終規定)及びGATT第6条に非整合であるとして申立て。	AD 第1条、2条、 3条、4条、5 条、6条、9 条、10条、12 条、18条 GATT 第6条	
411. アルメニアータバコ及びアルコール飲料の輸入販売に関する措置	ウクライナ	2010/ 7/20 協議要請 2010/ 9/ 8 パネル設置要請 2010/ 10/25 パネル設置を延期	①2010年7月20日付けで、ウクライナはアルメニアに対し、アルメニアによる輸入された煙草及びアルコール飲料に対して差別的な内国税を賦課する措置は、GATT第3条（内国民待遇）に非整合であり、さらに、輸入された煙草に対して協定税率以上の関税を賦課していることはGATT第2条（譲許表）に非整合であるとして申立て。	GATT 第2条、3条	
412. (426)カナダ－オントリオ州による再生可能エネルギーによる発電に関する措置	日本(412) EU(426) 【米国、オーストラリア、中国、台湾、インド、サウジアラビア、ブラジル、韓国、メキシコ、ノルウェー、トルコ、エルサルバドル】	2010/ 9/13 協議要請 2011/ 6/ 1 パネル設置要請 2011/ 7/20 パネル設置(「DS426」と合併) 2012/ 12/19 パネル報告書配布 2013 2/ 5 カナダが上級委申立て 2013/ 2/11 日本が上級委申立て 2013/ 5 6 上級委員会報告書配布 2013 5/24 報告書採択 2013/ 7/29 RPTを2014/3/24までとすることに合意	①2009年9月13日付けで、日本はカナダに対し、カナダ・オンタリオ州が再生可能エネルギー由来の電力の固定価格買取制度への参入条件として課した州内産品優遇措置は、GATT第3条（内国民待遇）及び補助金及び相殺措置に関する協定第3条（禁止補助金）に非整合であるとして申立て。	GATT 第3条、23条 SCM 第1条、3条	第II部第2章
413. 中国－電子支払いサービスに関する措置	米国	2010/ 9/15 協議要請 2011/ 2/11 パネル設置要請 2011/ 3/25 パネル設置 2012/ 6/16 パネル報告書配布 2012/ 8/31 パネル報告書採択 2012/ 11/22 RPTを2013/7/31までとすることに合意	①2010年9月15日付けで、米国は中国に対し、中国による電子支払いサービスの提供を中国国内企業にのみ許可をしている等の措置は、サービスの貿易に関する一般協定（GATS）第16条（市場アクセス）、第17条（内国民待遇）に非整合として申立て。	GATS 第16条、17 条	第II部第12章

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第Ⅰ部 第Ⅱ部 記載
414. 中国－米国産冷 間圧延珪素鋼に対す る相殺関税及びAD措 置	米国 【EU、ホンジュラ ス、インド、日本、 韓国、ベトナム、 アルゼンチン、サ ウジアラビア】	2010/ 9/15 協議要請 2011/ 2/11 パネル設置要請 2011/ 3/25 パネル設置 2012/ 7/15 パネル報告書配布 2012/ 7/20 中国が上級委申立て 2012/ 10/18 上級委報告書配布 2012/ 11/16 パネル報告書・上級委報告書 採択 2013/ 2/ 8 米国が仲裁を要請 2013/ 3/ 4 仲裁に付託 2013/ 5/ 3 仲裁報告書配布 2014/ 1/13 米国が履行確認協議を要請 2014/ 2/13 米国が履行確認パネルの設 置を要請	①2010年9月15日付けで、米国は中国に対し、中国が 米国からの冷間圧延珪素鋼の輸入について実施した、 相殺関税措置及びAD措置は、SCM及び相殺措置に関 する協定第10条、第11.2条、第11.3条（調査の開始及 び実施）、第12.3条、第12.4.1条、第12.7条、第12.8 条、第15.1条、第15.2条、第15.5条（損害の決定）、 第19条、第22.2(iii)条、第22.3条、第22.5条（公告及 び決定の説明）、千九百九十四年の関税及び貿易に関 する一般協定第6条の実施に関する協定（AD）第1条 （原則）、第3.1条、第3.2条、第3.5条（損害の決定）、 第6.9条（証拠）、第12.2条（公告及び決定の説明） 及びGATT第6条に非整合であるとして申立て。	AD 第1条、3条、 6条、12条 SCM 第10条、11 条、12条、15 条、19条、22 条 GATT 第6条	
415.(416).(417).(418) ドミニカーポリプロ ピレン製のバッグ等 に対するセーフガー ド措置	コスタリカ 【中国、コロンビ ア、エルサルバドル、 EU、グアテマ ラ、ホンジュラス、 ニカラグア、パナ マ、トルコ、米国】 グアテマラ(416) 【中国、コロンビ ア、コスタリカ、 エルサルバドル、 EU、ホンジュラ ス、ニカラグア、 パナマ、トルコ、 米国】 ホンジュラス (417) 【中国、コロンビ ア、コスタリカ、 エルサルバドル、 EU、グアテマラ、 ニカラグア、パナ マ、トルコ、米国】 エルサルバドル (418) 【中国、コロンビ ア、コスタリカ、 EU、グアテマラ、 ホンジュラス、ニ カラグア、パナマ、 トルコ、米国】	2010/ 10/15 協議要請 2011/ 1/25 パネル設置要請 2011/ 2/ 7 「DS417」「DS418」と合併) 2012/ 1/31 パネル報告書配布 2012/ 2/22 パネル報告書採択 2012/ 4/21 ドミニカが違反措置を是正	①2010年10月15日付けで、コスタリカはドミニカに 対し、ドミニカによるポリプロピレン製のビニールバ ッグ等についてのセーフガード措置は、セーフガード に関する協定第2.1条、第2.2条（条件）、第3.1条、 第3.2条（調査）、第4.1条、第4.1条(a)、第4.1条(b)、 第4.1条(c)、第4.2条、第4.2条(a)、第4.2条(b)、第4.2 条(c)（重大な損害又はそのおそれの決定）、第5.1条 （セーフガード措置の適用）、第6条（暫定的なセー フガード措置）、第8.1条（譲許その他の義務の水準）、 第9.1条（開発途上加盟国）、第11.1条(a)（特定の措 置の禁止及び撤廃）、第12.3条（通報及び協議）及び GATT第2条（譲許表）、第19条（特定の産品に対す る緊急措置）等に非整合であるとして申立て。	SG 第2条、3条、 4条、5条、8 条、9条、11 条、12条 GATT 第1条、2条、 19条	第Ⅱ部第8章
416. ドミニカーポリ プロピレン製のバッ グ等に対するセーフ ガード措置	グアテマラ 【中国、コロンビ ア、コスタリカ、 エルサルバドル、 EU、ホンジュラ ス、ニカラグア、 パナマ、トルコ、 米国】	2010/ 10/15 協議要請 2010/ 12/15 パネル設置要請 2011/ 2/ 7 パネル設置(「DS415」と合併)		SG 第2条、3条、 4条、5条、8 条、9条、11 条、12条 GATT 第1条、2条、 19条	第Ⅱ部第8章
417. ドミニカーポリ プロピレン製のバッ グ等に対するセーフ ガード措置	ホンジュラス 【中国、コロンビ ア、コスタリカ、 エルサルバドル、 EU、グアテマラ、 ニカラグア、パナ マ、トルコ、米国】	2010/ 10/18 協議要請 2010/ 12/20 パネル設置要請 2011/ 2/ 7 パネル設置(「DS415」と合併)		SG 第2条、3条、 4条、5条、8 条、9条、11 条、12条 GATT 第1条、2条、 19条	第Ⅱ部第8章

第3章 紛争案件一覧（WTO発足後の紛争案件）

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
418. ドミニカーポリ プロピレン製のバッ グ等に対するセーフ ガード措置	エルサルバドル 【中国、コロンビ ア、コスタリカ、 EU、グアテマラ、 ホンジュラス、ニ カラグア、パナマ、 トルコ、米国】	2010/ 10/19 協議要請 2010/ 12/20 パネル設置要請 2011/ 2/7 パネル設置(「DS415」と合併)		SG 第1条、2条、 3条、4条、5 条、8条、9条、 11条、12条 GATT 第1条、2条、 19条	第II部第8章
419. 中国一風力発電 設備に関する措置	米国 【EU、日本】	2010/ 12/22 協議要請	①2010年12月22日付けで、米国は中国に対し、中国が風力発電設備の生産企業に対して交付するSCM等は、補助金及び相殺措置に関する協定第3条（禁止補助金）、第25.1条、第25.3条、第25.4条（通報）、加盟協定書第1.2条、GATT第16条（SCM）に非整合として申立て。	SCM 第3条、25条 加盟協定書 GATT 第16条	
420. 米国－韓国から の耐食鋼製品に対す るAD措置	韓国 【EU、日本、メキ シコ、中国、ノル ウェー、ブラジル、 タイ】	2011/ 1/31 協議要請 2012/ 2/ 9 パネル設置要請 2012/ 2/22 パネル設置	①2011年1月31日付けで、韓国は米国に対し、米国による韓国産の耐食鋼製品に対するAD措置は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定第16.4条（雑則）、AD第1条(原則)、第2.1条（ダンピングの決定）、第5.8条（調査の開始及び実施）、第9.1条、第9.3条（ダンピング防止税の賦課及び徴収）、第11条（ダンピング防止税及び価格に関する約束に係る期間及び見直し）、第18.3条、第18.4条(最終規定)、GATT第6条（ダンピング防止税及び相殺関税）に非整合として申立て。	WTO設立 AD 第9条、11条 GATT 第6条	
421. モルドバー物品 の輸入及び国内販売 に関する措置	ウクライナ 【アルゼンチン、 中国、EU、サウジ アラビア、米国】	2011/ 2/17 協議要請 2011/ 5/12 パネル設置要請 2011/ 6/17 パネル設置	①2011年2月17日付けで、ウクライナはモルドバに対し、モルドバによる環境保護を目的として輸入品に対してのみ課徴金を課す等の措置は、GATT第3条（内国民待遇）に非整合として申立て。	GATT 第3条	
422. 米国－冷凍エビ に対すAD措置	中国 【EU、ホンジュラ ス、日本、韓国、 タイ、ベトナム】	2011/ 2/28 協議要請 2011/ 10/13 パネル設置要請 2011/ 10/25 パネル設置 2012/ 6/ 8 パネル報告書配布 2012/ 7/23 パネル報告書採択 2012/ 7/27 RPTを2013/3/23までとする ことに合意	①2011年2月28日付けで、中国は米国に対し、米国による中国産冷凍エビに対するAD措置は、千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第6条の実施に関する協定（AD）第2.1条、第2.4条、第2.4.2条（ダンピングの決定）、第9.4条（ダンピング防止税の賦課及び徴収）、第11.3条（ダンピング防止税及び価格に関する約束に係る期間及び見直し）、GATT第6条（ダンピング防止税及び相殺関税）に非整合として申立て。	AD 第1条、2条、 5条、9条、11 条 GATT 第6条	
423. ウクライナー蒸 留酒に対する課税措 置	モルドバ 【中国、コロンビ ア、EU、台湾、米 国】	2011/ 3/ 3 協議要請 2011/ 6/ 1 パネル設置要請 2011/ 7/20 パネル設置	①2011年3月3日付けで、モルドバはウクライナに対し、ウクライナが、蒸留酒に対する内国税の税率を、国産品に対しては低く、輸入品には高く設定し、輸入品に対して差別的な内国税を課すことはGATT第3.2条（内国民待遇）に非整合として申立て。	GATT 第3条	
424. 米国－イタリア からのステンレス薄 板の輸入に対するAD 措置	EU	2011/ 4/ 1 協議要請	①2011年4月1日付けで、EUは米国に対し、米国によるイタリアからのステンレス薄板の輸入に対するAD措置（具体的にはゼロリングを使用したダンピング・マージンの計算方法）が、AD第2条（ダンピングの決定）、第5.8条（調査の開始及び実施）、第6.8条（証拠）、第9.3条（ダンピング防止税の賦課及び徴収）、第11.1条、第11.2条、第11.3条（ダンピング防止税及び価格に関する約束に係る期間及び見直し）及びGATT第6条（ダンピング防止税及び相殺関税）に非整合として申立て。	AD 第2条、5条、 6条、9条、11 条 GATT 第6条	
425. 中国－EUから のX線安全検査機器 に対するAD税の賦課	EU 【日本、米国、タ イ、ノルウェー、 インド、チリ】	2011/ 7/25 協議要請 2011/ 12/ 8 パネル設置要請 2012/ 1/20 パネル設置 2013/ 4/24 パネル報告書配布 2013/ 7/19 RPTを2014/2/19までとする ことに合意 2014/ 2/26 中国が措置を是正	①2011年7月25日付けで、EUは中国に対し、中国によるEUからのX線安全検査機器に対するAD税の賦課（調査手続）が、AD第2.4条（ダンピングの決定）、第3.1条、第3.2条、第3.4条、第3.5条（損害の決定）、第6.1条、第6.2条、第6.4条、第6.5条、第6.9条（証拠）、第12.2.2条（公告及び決定の説明）及びGATT第6条（ダンピング防止税及び相殺関税）に非整合として申立て。	AD 第2条、3条、 6条、12条 GATT 第6条	

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第Ⅰ部 第Ⅱ部 記載
426. カナダ－オンタ リオ州による再生可 能エネルギーによる 発電に関する措置	EU 【米国、オースト リア、中国、台 湾、インド、サウ ジアラビア、ブラ ジル、韓国、メキ シコ、ノルウェー、 トルコ、エルサル バドル】	2011/ 8/11 協議要請 2012/ 1/9 パネル設置要請 2012/ 1/20 パネル設置(「DS412」と合併)		GATT 第3条 SCM 第1条、3条	第Ⅱ部第2章
427. 中国－米国から の鶏肉の輸入に対す るAD措置及び相殺関 税措置	米国 【EU、日本、ノル ウェー、タイ、サ ウジアラビア、チ リ、メキシコ】	2011/ 9/20 協議要請 2011/ 12/ 8 パネル設置要請 2012/ 1/20 パネル設置 2013/ 9/25 パネル報告書配布 2013/ 12/19 RPTを2014/7/9までとするこ とに合意	①2011年9月20日付けで、米国は中国に対し、中国が 米国からの鶏肉の輸入についてAD措置及び相殺関税 措置を行っていることについて、調査手続、措置の決 定など様々な点でGATT第6条、第6.3条、AD第1条、 第2.2条、第3.1条、第3.2条、第3.4条、第3.5条、第4.1 条、第5.1条、第6.2条、第6.4条、第6.5条、第6.8条、 第6.9条、第12.2条、SCM第10条、第11.1条、第12.3 条、第12.4条、第12.7条、第12.8条、第15.1条、第15.2 条、第15.4条、第15.5条、第16.1条、第19.4条、第22.3 条、第22.4条、第22.5条に非整合として申立て。	GATT 第6条 AD 第1条、2条、 3条、4条、5 条、6条、12 条 SCM 第10条、11 条、12条、15 条、16条、19 条、22条	
428. トルコ－綿糸に 対するSG措置	インド	2012/ 2/13 協議要請	①2012年2月13日付けで、インドはトルコに対し、トル コが発動した綿糸に対するSG措置について、適切な 決定を行わずに措置を発動したこと、同様に適切な 決定を行わずに延長措置を発動したことは、SG第2 条、第2.1条、第3条、第3.1条、第4条、第4.1条(c)、 第4.2条(a)、第4.2条(b)、第4.2条(c)、第5条、第5.1条、 第6条、第7条、第7.1条、第7.2条、第7.3条、第7.5条、 第8条、第12条、第12.1条(c)及びGATT第19条1(a)に 非整合として申立て。	GATT 第19条 SG 第2条、4条、 5条、6条、7 条	
429. 米国－ベトナム からの冷凍エビに対 するAD措置	ベトナム 【中国、EU、日本、 ノルウェー、タイ、 エクアドル】	2012/ 2/16 協議要請 2013/ 1/17 ベトナムがパネル設置要請 2013/ 2/27 パネル設置	①2012年2月16日付けで、ベトナムは米国に対し、米 国によるベトナムからの冷凍エビに対するAD措置、 行政見直し及びサンセット・レビュー（ゼロリング使 用）が、AD第2.1条、第2.4条、第2.4.2条（ダンピン グの決定）、第6条（証拠）、第9条（ダンピング防止 税の賦課及び徴収）、第11条（ダンピング防止税及び 価格に関する約束に係る機関及び見直し）及びGATT 第6条（ダンピング防止税及び相殺関税）等に非整合 として申立て。	AD 第1条、2条、 6条、9条、11 条、17条 GATT 第1条、6条 DSU 第3条、19条、 21条	
430. インド－米国か らの農作物の輸入に 関する措置	米国 【中国、コロンビ ア、エクアドル、 EU、グアテマラ、 日本、ベトナム、 アルゼンチン、豪 州、ブラジル】	2012/ 3/ 6 協議要請 2012/ 5/11 パネル設置要請 2012/ 6/25 パネル設置	①2012年3月6日付けで、米国はインドに対し、イン ドによる鳥インフルエンザを理由とした米国産農作 物の輸入禁止措置は、SPS協定第2.2条、第2.3条（基 本的な権利及び義務）、第3.1条（措置の調和）、第 5.1条、第5.2条、第5.5条、第5.6条、第5.7条（危険性 の評価及び衛生植物検疫上の適切な保護の水準の決 定）、第6.1条、第6.2条（有害動植物または病気の無 発生地域及び低発生地域その他の地域的な状況に対 応した調整）、第7条（透明性の確保）AnnexB及び GATT第1条（一般的最恵国待遇）、第11条（数量制 限の一般的廃止）に非整合として、申立て。	SPS 第2条、3条、 5条、6条、7 条 GATT 第1条、11条	

第3章 紛争案件一覧（WTO 発足後の紛争案件）

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
431. 中 国、(432)、(433)－レア アース・タングステ ン・モリブデンの輸出 規制措置	米国 【ブラジル、カナ ダ、コロンビア、 EU、インド、日本、 韓国、ノルウェー、 オマーン、サウジ アラビア、台湾、 ベトナム、アルゼ ンチン、豪州、イ ンドネシア、トル コ、ペルー、ロシ ア】 EC(432) 【ブラジル、カナ ダ、コロンビア、 インド、日本、韓 国、ノルウェー、 オマーン、サウジ アラビア、台湾、 台湾、ベトナム、 アルゼンチン、豪 州、インドネシア、 トルコ、ペルー、 ロシア】 日本(433) 【ブラジル、カナ ダ、コロンビア、 EU、インド、韓国、 ノルウェー、オマ ーン、サウジアラビ ア、台湾、台湾、 ベトナム、アルゼ ンチン、豪州、米 国、インドネシア、 トルコ、ペルー、 ロシア】	2012/ 3/12 協議要請 2012/ 6/27 パネル設置要請 2012/ 7/23 パネル設置（「DS432」 「DS433」と合併） 2014/ 3/25 パネル報告書配布	①2012年3月12日付で、米国は中国に対し、中国 が行っているレアアース・タングステン・モリブデン に関する輸出規制措置（輸出税、輸出数量制限、貿易 権の制限）は、GATT第11条（数量制限の一般的廃止）、 加盟議定書加盟議定書パラグラフ第5.1条、11.3条（輸 出入品に課される税及び課徴金）等に非整合であると して、申立て。 ②日本、米国、EUの主張を全面的に認め、中国のレ アアース、タングステン及びモリブデンに対する輸出 規制措置（輸出税、輸出数量制限、貿易権の制限）は、 GATT第11条及び中国のWTO加盟議定書第5.1条及 び第11.3条に違反すると認定。	GATT 第7条、8条、 10条、11条 加盟議定書	
432. 中国－レアア ース・タングステ ン・モリブデンの輸出規制 措置	EC 【ブラジル、カナ ダ、コロンビア、 インド、日本、韓 国、ノルウェー、 オマーン、サウジ アラビア、台湾、 台湾、ベトナム、 アルゼンチン、豪 州、インドネシア、 トルコ、ペルー、 ロシア】	2012/ 3/13 協議要請 2012/ 6/27 パネル設置要請 2012/ 7/23 パネル設置（「DS431」と合併）		GATT 第7条、8条、 10条、11条 加盟議定書	
433. 中国－レアア ース・タングステ ン・モリブデンの輸出規制 措置	日本 【ブラジル、カナ ダ、コロンビア、 EU、インド、韓国、 ノルウェー、オマ ーン、サウジアラビ ア、台湾、台湾、 ベトナム、アルゼ ンチン、豪州、米 国、インドネシア、 トルコ、ペルー、 ロシア】	2012/ 3/13 協議要請 2012/ 6/27 パネル設置要請 2012/ 7/23 パネル設置（「DS431」と合併）		GATT 第7条、8条、 10条、11条 加盟議定書	

第3章

紛争案件一覧（WTO 発足後の紛争案件）

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第Ⅰ部 第Ⅱ部 記載
434. オーストラリア ータバコ製品の包装 に関する規制に関する 措置	ウクライナ 【アルゼンチン、 ブラジル、カナダ、 ドミニカ、エクア ドル、EU、グアテ マラ、ホンジュラ ス、インド、イン ドネシア、日本、 韓国、ニュージー ランド、ニカラグ ア、ノルウェー、 オマーン、フィリ ピン、シンガポー ル、台湾、トルコ、 米国、ウルグアイ、 ザンビア、ジンバ ブエ、チリ、中国、 キューバ、エジプ ト、マレーシア、 メキシコ、モルド バ、ナイジェリア、 ペルー、タイ、マ ラウイ】	2012/ 3/13 協議要請 2012/ 8/14 パネル設置要請 2012/ 9/28 パネル設置	①2012年3月13日付けで、ウクライナはオーストラ リアに対し、オーストラリアによるタバコ製品の包装が 商標を制限し無地パッケージを強制する措置は、TBT 協定第2.1条、第2.2条（強制規格の中央政府機関によ る立案、制定及び適用）、TRIPS協定第1条、第1.1 条（義務の性質及び範囲）、第2.1条（知的所有権に 関する条約）、第3.1条（内国民待遇）、第15条（保 護の対象）、第16条（与えられる権利）、第20条（そ の他の要件）、第27条（特許の対象）及びGATT第3 条（内国の課税及び規制に関する内国民待遇）に非整 合として、申立て。	TBT 第2条 TRIPS 第1条、2条、 15条、16条、 20条、27条 GATT 第1条、3条	
435. オーストラリア ータバコ製品の包装 に関する規制に関する 措置	ホンジュラス 【アルゼンチン、 ブラジル、カナダ、 チリ、中国、キュー バ、ドミニカ、 EU、グアテマラ、 インド、インドネ シア、日本、韓国、 マラウイ、マレー シア、メキシコ、 ニュージーランド、 ニカラグア、ナイ ジェリア、ノル ウェー、オマーン、 パナマ、ペルー、 フィリピン、 シンガポール、南 アフリカ、台湾、 タイ、トルコ、ウ クライナ、米国、 ウルグアイ、ザン ビア、ジンバブエ】	2012/ 4/ 4 協議要請 2012/ 10/15 パネル設置要請 2013/ 9/25 パネル設置	①2012年4月4日付けで、ホンジュラスはオーストラ リアに対し、オーストラリアによるタバコ製品の包装 に関し、商標を制限し無地パッケージを強制する措置 は、TBT協定第2.1条（強制規格の中央政府機関によ る立案、制定及び適用）、TRIPS協定第2.1条（知的 所有権に関する条約）、第3.1条（内国民待遇）、第 15.4条（保護の対象）、第16.1条（与えられる権利）、 第20条（その他の要件）、第22.2条(b)（地理的表示 の保護）、第24.3条（国際交渉及び例外）及びGATT 第3条（内国の課税及び規制に関する内国民待遇）に 非整合として、申立て。	TBT 第2条 TRIPS 第2条、3条、 15条、16条、 20条、22条、 24条 GATT 第3条	
436. 米国－インドか らの熱間圧延鋼板の 輸入に対する相殺関 税措置	インド 【豪州、カナダ、 中国、EU、サウジ アラビア、トルコ】	2012/ 4/12 協議要請 2012/ 7/12 パネル設置要請 2012/ 8/31 パネル設置	①2012年4月12日付けで、インドは米国に対し、米国 がインドからの熱間圧延鋼板の輸入について相殺関 税措置を課していることについて、米国の法令が定め る補助金の額の算定方法、米国による補助金の認定及 び損害の認定等がSCM第1条、第2条、第10条、第11 条、第12条、第13条、第14条、第15条、第19条、第 21条、第22条、第32条に非整合であるとして、申立 て。	SCM 第1条、2条、 10条、11条、 12条、13条、 14条、15条、 19条、21条、 22条、32条	
437. 米国－中国から の特定の輸入品に対 する相殺関税措置	中国 【オーストラリ ア、ブラジル、カ ナダ、EU、インド、 日本、韓国、ノル ウェー、ロシア、 トルコ、ベトナム、 サウジアラビア】	2012/ 5/25 協議要請 2012/ 8/20 パネル設置要請 2012/ 9/28 パネル設置	①2012年5月25日、中国は、米国が中国からの輸入品 に対して行った22件の相殺関税措置（暫定措置、確定 措置、調査）について、GATT第6条、SCM第1、2、 11、12、14、30、32条、および加盟議定書15条に非 整合として申立て。	SCM 第1条、2条、 10条、11条、 12条、14条、 30条、32条 GATT 第6条、23条 加盟議定書	
438. アルゼンチン ン物品輸入に影響する 措置	EU 【オーストラリ ア、カナダ、中国、 エクアドル、EU、 グアテマラ、イン ド、日本、韓国、 ノルウェー、サウ ジアラビア、スイ ス、台湾、タイ、 トルコ、米国】	2012/ 5/25 協議要請 2012/ 12/ 6 パネル設置要請 2013/ 1/28 パネル設置（DS444、DS445 との統一パネル）	①2012年5月25日、EUは、アルゼンチンによる輸入 制限（①事前宣誓供述制度、②輸入許可制度、③輸入 許可発給の遅延および、貿易制限的な条件による輸入 許可発給）について、GATT第3、8、10、11、輸入ラ イセンス協定第1、2、3条、TRIMS協定第2条、農業 第4条、セーフガード協定第11条に非整合として申立 て。	GATT 第3条、8条、 10条、11条 TRIMS第2 条 ライセン ス第1条、2条、 3条 農業 第4条 SG 第11条	
439. 南アフリカ ープラジルからの冷凍鶏 肉に対するAD措置	ブラジル	2012/ 6/21 協議要請	①2012年6月21日、ブラジルは、南アフリカがブラジ ルから輸入される冷凍鶏肉に対して行ったAD措置 （調査、仮決定、暫定措置）について、AD第2、3、4、 5、6、7、12条等に非整合として申立て。	AD 第2条、3条、 4条、5条、6 条、7条、12 条	

第3章 紛争案件一覧（WTO 発足後の紛争案件）

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委員報告	関連協定	第I部 第II部 記載
440. 中国－米国から 自動車の輸入に対す るADおよび相殺関税 措置	米国 【コロンビア、 EU、インド、日本、 韓国、オマーン、 トルコ、サウジア ラビア】	2012/ 7/ 5 協議要請 2012/ 9/17 パネル設置要請 2012/ 10/23 パネル設置	①2012年7月5日、米国は、中国が米国からの輸入自動車に対して課しているAD措置および相殺関税措置賦課について、AD第1、3、4、5、6、12、条、SCM第10、11、12、15、16、22条、GATT第6条に非整合として申立て。	AD 第1条、3条、 4条、5条、6 条 GATT 第6条 SCM 第10条、11 条、12条、15 条、16条、22 条、32条	
441. 豪州－タバコ製 品の包装に関する規 制に関する措置	ドミニカ共和国	2012/ 7/18 協議要請 2012/ 11/ 9 パネル設置要請	①2012年7月18日、ドミニカ共和国は、オーストラリアによるタバコ製品の包装に関し、商標を制限し無地パッケージを強制する措置は、TBT協定第2.1、2.2条、TRIPS協定第2、3、15、16、20、22、24条、GATT第3条に非整合として申立て。	TRIPS 第2条、3条、 15条、16条、 20条、22条 TBT 第2条 GATT 第3条	
442. EU－インドネ シアからのアルコー ルの輸入に対するAD 措置	インドネシア 【インド、韓国、 マレーシア、タイ、 トルコ、米国】	2012/ 7/30 協議要請 2013/ 5/ 1 パネル設置要請 2013/ 6/25 パネル設置	①2012年7月27日、インドネシアは、EUがインドネシアからのアルコール輸入に対して課しているAD措置（調査、暫定措置、確定措置）について、AD第1、2、3、4、5、6、9、18条、GATT第6、10条に非整合として申立て。	AD 第1条、2条、 3条、4条、5 条、6条、9 条、18条 GATT 第6条、10条	
443. EUおよび加盟 国－バイオディーゼ ル輸入に関する措置	アルゼンチン	2012/ 8/17 協議要請 2012/ 12/ 6 パネル設置要請	①2012年8月17日、アルゼンチンは、スペインが再生可能エネルギー数値目標達成のためEU指令に基づきとっているバイオディーゼルに関する規制について、数値目標達成に算入されるバイオディーゼルのスペイン産またはEU産のみとする規制は、アルゼンチン産バイオディーゼルに対する事実上の輸入禁止だとして、GATT第3、11条、TRIMS第2.1、2.2条、WTO設立協定第16条に非整合として申立て。	GATT 第3条、11条 TRIMS第2 条 WTO設立 第16条	
444. アルゼンチン－ 物品輸入に関する措 置	米国 【オーストラリ ア、カナダ、中国、 エクアドル、EU、 グアテマラ、イン ド、日本、韓国、 ノルウェー、サウ ジアラビア、スイ ス、台湾、タイ、 トルコ、米国】	2012/ 8/21 協議要請 2012/ 12/ 6 パネル設置要請 2013/ 1/28 パネル設置（DS438、DS445 との統一パネル）	①2012年8月21日、米国は、アルゼンチンによる輸入制限（①事前宣誓供述制度、②非自動輸入許可制度、③貿易制限的な約束締結の義務、④輸入許可発給の遅延および、貿易制限的な条件による輸入許可発給）について、GATT第3、10、11、輸入ライセンス協定第1、3、5条、TRIMS協定第2条、セーフガード協定第11条に非整合として申立て。	GATT 第3条、10条、 11条 TRIMS第2 条 ライセンス 第1条、3条、 5条 SG 第11条	
445. アルゼンチン－ 物品輸入に関する措 置	日本 【オーストラリ ア、カナダ、中国、 エクアドル、EU、 グアテマラ、イン ド、日本、韓国、 ノルウェー、サウ ジアラビア、スイ ス、台湾、タイ、 トルコ、米国】	2012/ 8/21 協議要請 2012/ 12/ 6 パネル設置要請 2013/ 1/28 パネル設置（DS438、DS444 との統一パネル）	①2012年8月21日、日本は、アルゼンチンによる輸入制限（①事前宣誓供述制度、②非自動輸入許可制度、③貿易制限的な約束締結の義務、④輸入許可発給の遅延および、貿易制限的な条件による輸入許可発給）について、GATT第3、8、10、11、輸入ライセンス協定第1、2、3、5条、TRIMS協定第2、6条、セーフガード協定第11条に非整合として申立て。	GATT 第3条、8条、 10条、11条 TRIMS第3 条、10条、11 条 ライセンス 第1条、3条、 5条 SG 第11条	
446. アルゼンチン－ 物品輸入に関する措 置	メキシコ	2012/ 8/24 協議要請 2012/ 11/21 パネル設置要請 (その後パネル設置要請を DSB会合議題から取り下げ)	①2012年8月24日、メキシコは、アルゼンチンによる輸入制限（①事前宣誓供述制度、②非自動輸入許可制度、③貿易制限的な約束締結の義務、④輸入許可発給の遅延および、貿易制限的な条件による輸入許可発給、⑤重金属含有の検査を要する物品の適合性評価手続き）について、GATT第3、8、10、11、輸入ライセンス協定第1、2、3、5条、TRIMS協定第2、6条、セーフガード協定第11条、農業第4.2条、TBT協定第2.1、2.2条に非整合として申立て。	GATT 第3条、8条、 10条、11条 TRIMS第2 条、6条 ライセンス 第1条、2条、 3条、5条 農業 第4条 SG 第11条 TBT 第2条	
447. 米国－アルゼン チンからの動物、肉、 動物製品の輸入に関 する措置	アルゼンチン 【オーストラリ ア、中国、EU、イ ンド】	2012/ 8/30 協議要請 2012/ 12/ 6 パネル設置要請 2013/ 1/28 パネル設置	①2012年8月30日、アルゼンチンは、米国がアルゼンチンからの動物、肉、動物製品の輸入に対してとっている①冷蔵冷凍牛肉の輸入禁止措置、②アルゼンチンの一部地域に体する口蹄疫清浄国としての不認定、③特定地域の動物健康状態の認定および当該地域からの動物・動物製品輸出に対する許可発給の遅延、について、GATT第1、3、11条、SPS協定第1、2、3、5、6、8、10条、WTO設立協定第16.4条に非整合として申立て。	GATT 第1条、3条、 11条 SPS 第1条、2条、 3条、5条、6 条、8条、10 条 WTO設立 第16条	

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第Ⅰ部 第Ⅱ部 記載
448. 米国－生鮮レモ ンの輸入に関する措 置	アルゼンチン	2012/ 9/ 3 協議要請 2012/ 12/ 6 パネル設置要請	①2012年9月3日、アルゼンチンは、米国がアルゼンチン産レモンの輸入に対してとっている①柑橘類の輸入禁止、②輸入許可を発給しないこと、③輸入許可手続きの遅延、について、GATT第1、3、10、11条、SPS協定第1、2、3、5、7、8、10条、WTO設立協定第16.4条に非整合として申立て。	GATT 第1条、3条、 10条、11条 SPS 第1条、2条、 3条、5条 WTO設立 第16条	
449. 米国－中国から の特定の輸入に対す る相殺関税措置およ びAD措置	中国 【オーストラ リア、カナダ、EU、 日本、トルコ、ベ トナム、インド、 ロシア】	2012/ 9/17 協議要請 2012/ 11/19 パネル設置要請 2012/ 12/17 パネル設置 2014/ 3/27 パネル報告書配布	①2012年9月17日、中国は、米国による①非市場経済国に対する相殺関税措置の適用、②2006年11月20日から2012年3月13日の間に実施された相殺関税措置、③AD措置と相殺関税措置の重畳適用、④米商務省が2006年11月20日から2012年3月13日の間に調査または見直しを行う権限の不存在、について、SCM第10、15、19、21、32条、GATT第6、10条、AD第9、11条に非整合として申立て。 ②パネル報告書は、double remediesについては中国の主張を認め、SCM第10条、第19.3条及び32条の違反を認定。一方で、CVD賦課権限を米商務省に溯及的に付与する立法については中国の主張を拒絶し、GATT第10条には違反しないとした。	GATT 第6条、10条 SCM 第10条、15 条、19条、21 条、32条 AD 第9条、11条	
450. 中国－自動車・ 自動車部品産業に関 する措置	米国	2012/ 9/17 協議要請	①2012年9月17日、米国は、中国による自動車および自動車部品の輸出に対するSCMについて、SCM第3、25条、GATT第16条、加盟議定書第1、2条に非整合として申立て。	GATT 第16条 SCM 第25条 加盟議定書	
451. 中国－衣服・織 維製品の製造・輸出に 関する措置	メキシコ	2012/ 10/15 協議要請	①2012年10月15日、メキシコは、中国による衣服・繊維製品の生産者・輸出者に対する支援措置（免税、装置購入に対する輸入関税・VAT減免、中国産品や輸出を条件とした措置、国有銀行による低利子融資、土地利用権に関する優遇、割引電気料金、綿花農家・石油化学産業に対する製造・販売・輸送への支援、政府機関による現金供与等）について、SCM第3、5、6条、GATT第3条、農業第3、9、10条、加盟議定書第1.2条に非整合として申立て。	農業 第3条、9条、 10条 GATT 第3条、16条 SCM 第1条、2条、 3条、4条、5 条、6条、7 条 加盟議定書	
452. EUおよび加盟 国－再生可能エネル ギー分野に関する措 置	中国	2012/ 11/ 5 協議要請	①2012年11月5日、中国は、イタリアおよびギリシャ等による再生可能エネルギー分野でのフィード・イン・タリフプログラムにおけるローカルコンテンツ要求について、GATT第1、3条、SCM第3条、TRIMs協定第2.1、2.2条に非整合として申立て。	GATT 第1条、3条 SCM 第1条、3条 TRIMs 第2条	
453. アルゼンチン－ 物品・サービス貿易に 関する措置	パナマ 【オーストラ リア、ブラジル、中 国、エクアドル、 EU、グアテマラ、 ホンジュラス、イ ンド、オマーン、 サウジアラビア、 シンガポール、米 国】	2012/ 12/12 協議要請 2013/ 5/13 パネル設置要請 2013/ 6/25 パネル設置	①2012年12月12日、パナマは、アルゼンチンが特定国のみに対してとっている、収益税に関する措置、再保険サービス分野の措置、海外サービス事業者の登記要件、送金規制、金融機関に対する取引規制、VAT還付の禁止等の措置について、GATS第2、11、16、17条、GATT第1、3、11条に非整合として申立て。	GATS 第2条、11条、 16条、17条 GATT 第1条、3条、 11条	
454. 中国－日本産高 性能ステンレス継目 無銅管に対するAD措 置	日本 【EU、インド、韓 国、ロシア、サウ ジアラビア、トル コ、米国】	2012/ 12/20 協議要請 2013/ 4/11 パネル設置要請 2013/ 5/24 パネル設置	②2012年12月20日、日本は、中国の日本産高性能ステンレス継目無銅管に対するAD措置について、AD第1、3、5、6、7、12条、GATT第6条に非整合として申立て。	AD 第1条、3条、 5条、6条、7 条、12条 GATT 第6条	
455. インドネシア－ 園芸作物、動物、動物 製品の輸入に関する 措置	米国 【アルゼンチン、 オーストラリア、 カナダ、中国、EU、 日本、韓国、ニュ ージーランド、バ ラウアイ、台湾、 タイ】	2013/ 1/10 協議要請 2013/ 3/14 パネル設置要請 2013/ 4/24 パネル設置	①2013年1月10日、米国は、インドネシアが米国産園芸作物、動物、動物製品の輸入に対してとっている措置について、GATT第11条、農業第4.2条、輸入ライセンス協定第1、3条に非整合として申立て。	GATT 第10条、11 条 農業 第4条 ライセンス 第1条、3条	
456. インド－太陽電 池及び太陽電池モジ ュールに関する措置	米国	2013/ 2/ 6 協議要請 2013/ 2/10 追加の協議要請	①2013年2月6日、米国は、インドが太陽電池及び太陽電池モジュールに対するローカルコンテンツ要求について、GATT第3条、TRIMs協定第2条、SCM第3、5、6、25条に非整合として申立て。	GATT 第3条 TRIMs第2 条 SCM 第3条、5条、 6条、25条	

第3章 紛争案件一覧（WTO発足後の紛争案件）

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
457. ベルギー農産品の輸入に係る追加関税に関する措置	グアテマラ 【アルゼンチン、ブラジル、チリ、エクアドル、エルサルバドル、EU、ホンジュラス、インド、韓国、米国】	2013/ 4/12 協議要請 2013/ 6/13 パネル設置要請 2013/ 7/23 パネル設置	①2013年4月12日、グアテマラは、ベルギーがコメ、砂糖、トウモロコシ、牛乳及び酪農品の一部等の農産品の輸入に対して課している追加関税について、農業第4条、GATT第2、10、11条及び関税評価協定第1、2、3、5、6、7条に非整合として申立て。	農業 第4条 GATT 第2条、10条、 11条 関税評価 第1条、2条、 3条、5条、6 条、7条	
458. 豪州ータパコ製品の包装に関する規制に関する措置	キューバ	2013/ 3/ 3 協議要請	①2013年7月18日、キューバは、オーストラリアによるタバコ製品の包装に関し、商標を制限し無地パッケージを強制する措置は、TBT協定第2.1、2.2条、TRIPS協定第3、15、16、20、22、24条、GATT第3、9条に非整合として申立て。	GATT 第3条、9条 TBT 第2条 TRIPS 第3条、15条、 16条、20条、 22条、24条	
459. EU-バイオディーゼルの輸入及びバイオディーゼル産業の支援に関する措置	アルゼンチン	2013/ 5/15 協議要請	①2013年5月15日、アルゼンチンは、EUがバイオディーゼルの輸入及びマーケティングに関する措置及びバイオディーゼル産業の支援に関する措置について、GATT第1、3条、TBT協定第2、5条、WTO設立協定第16条、TRIMS協定第2条、SCM第1、2、3、5、6条に非整合として申立て。	GATT 第1条、3条 TBT 第2条、5条 WTO設立 第16条 TRIMS第2 条 SCM 第3条、5条、 6条	
460. 中国-日本産高性能ステンレス継目無銅管に対するAD措置	EU 【インド、日本、韓国、ロシア、サウジアラビア、トルコ、米国】	2013/ 6/13 協議要請 2013/ 8/16 パネル設置要請 2013/ 8/30 パネル設置	①2013年6月13日、EUは、中国の日本産高性能ステンレス継目無銅管に対するAD措置について、AD第1、2、3、6、7、12条、GATT第6条に非整合として申立て。	AD 第1条、2条、 3条、6条、7 条、12条 GATT 第6条	
461. コロンビア繊維、衣服、履き物の輸入に関する措置	パナマ 【エクアドル、エルサルバドル、EU、中国、グアテマラ、ホンジュラス、米国、フィリピン】	2013/ 6/18 協議要請 2013/ 8/19 パネル設置要請 2013/ 9/25 パネル設置	①2013年6月18日、パナマは、コロンビアの繊維、衣服、履き物の輸入に関する関税について、GATT第2、8、10条に非整合として申立て。	GATT 第2条、8条、 10条	
462. ロシア-廃車税	EU 【ブラジル、中国、インド、日本、韓国、ノルウェー、トルコ、ウクライナ、米国】	2013/ 7/9 協議要請 2013/ 10/11 パネル設置要請 2013/ 11/25 パネル設置	①2013年7月9日、EUは、ロシアの廃車税について、GATT第1、2、3条及びTRIMS協定第2条に非整合として協議を要請。2014年1月、ロシアは内外差別的な廃車税制度を改正する法律を施行。	GATT 第1条、2条、 3条 TRIMS 第2条	
463. ロシア-廃車税	日本 【中国、EU、トルコ、ウクライナ、米国】	2013/ 7/24 協議要請	①2013年7月24日、日本は、ロシアの廃車税について、GATT第1、3条、TRIMS協定第2条、TBT協定第2条に非整合として申立て。2014年1月、ロシアは内外差別的な廃車税制度を改正する法律を施行。	GATT 第1条、3条 TRIMS 第2条 TBT 第2条	
464. 米国-韓国産家庭用大型洗濯機に対するAD措置及び相殺関税措置	韓国 【ブラジル、カナダ、中国、EU、インド、日本、ノルウェー、タイ、トルコ、サウジアラビア、ベトナム】	2013/ 8/29 協議要請 2013/ 12/18 パネル設置要請	①2013年8月29日、韓国は、米国の大型洗濯機に対するAD措置及び相殺関税措置について、AD、SCMに非整合として申立て。	AD 第1条、2条、 5条、9条、11 条、18条 GATT 第6条 SCM 第1条、2条、 10条、14条、 19条	
465. インドネシア-園芸作物、動物、動物製品の輸入に関する措置	米国 【オーストラリア、カナダ、EU、タイ】	2013/ 8/30 協議要請	①2013年8月30日、米国は、インドネシアが米国産園芸作物、動物、動物製品の輸入に対してとっている措置について、GATT第11条、農業第4.2条、輸入ライセンス協定第1、3条等に非整合として申立て。	GATT 第3条、10条、 11条、13条 農業 第4条 ライセンス 第1条、3条	
466. インドネシア-園芸作物、動物、動物製品の輸入に関する措置	ニュージーランド 【オーストラリア、カナダ、EU、タイ】	2013/ 8/30 協議要請	①2013年8月30日、ニュージーランドは、インドネシアが園芸作物、動物、動物製品の輸入に対してとっている措置について、GATT第11条、農業第4.2条、輸入ライセンス協定第1、3条等に非整合として申立て。	GATT 農業 ライセンス	

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第Ⅰ部 第Ⅱ部 記載
467. 豪州－タバコ製 品の包装に関する規 制に関する措置	インドネシア 【ブラジル、カナ ダ、キューバ、ド ミニカ共和国、 EU、グアテマラ、 ホンジュラス、ニ ュージーランド、 ニカラグア、ノル ウェー、ウクライ ナ、ウルグアイ】	2013/ 9/20 協議要請	①2013年7月18日、インドネシアは、オーストラリアによるタバコ製品の包装に関し、商標を制限し無地パッケージを強制する措置は、TBT協定第2.1、2.2条、TRIPS協定第2、3、15、16、20、22、24条、GATT第3条に非整合として申立て。	TBT 第2条 TRIPS 第2条、3条、 15条、16条、 20条、22条、 24条 GATT 第3条	
468. ウクライナ乗 用車に係るセーフガ ード決定	日本 【EU、ロシア】	2013/ 10/30 協議要請	①2013年10月30日、日本は、ウクライナによる乗用車に係るセーフガード決定について、セーフガード協定第2、3、4、5、7、8、11、12条及びGATT第2条に非整合として申立て。	SG 第2条、3条、 4条、5条、7 条、8条、11 条、12条 GATT 第2条、19条	
469. EU－大西洋・ス カンジナビア産ニン ンに関する措置	デンマーク 【オーストラリ ア、中国、グアテ マラ、ホンジュラ ス、アイスランド、 インド、日本、ニ ュージーランド、 パナマ、ロシア、 台湾、トルコ、米 国、アルゼンチン、 ブラジル、メキシ コ、ノルウェー、 ペルー、タイ】	2013/ 11/4 協議要請 2014/ 1/8 パネル設置要請	①2013年11月4日、デンマークは、EUによる強制的な経済措置について、GATT第1、5、11条に非整合として申立て。	GATT 第1条、5条、 11条	
470. パキスタン－イ ンドネシア産紙製品 に対するAD措置及び 相殺関税措置	インドネシア	2013/ 11/27 協議要請	①2013年11月27日、インドネシアは、パキスタンによるインドネシア産紙製品に対するAD措置及び相殺関税措置について、AD第1、5、18条、SCM第10、11、32条、GATT第6、10、11条に非整合として申立て。	AD 第1条、5条、 18条 SCM 第10条、11 条、18条、32 条 GATT 第6条、10条、 11条	
471. 米国－中国に対 するアンチ・ダンピン グ手続での調査手法 及び適用	中国 【日本、ロシア、 ウクライナ】	2013/ 12/3 協議要請 2014/ 2/13 パネル設置要請	①2013年12月3日、中国は、米国による中国に対するアンチ・ダンピング手続での調査手法及び適用について、AD第2、4、6、9条及びGATT第6条に非整合として申立て。	AD 第2条、6条、 9条 GATT 第6条	
472. ブラジル－課税 及び課徴金に係る措 置	EU 【日本、アルゼン チン、米国】	2013/ 12/19 協議要請	①2013年12月19日、EUは、ブラジルの課税及び課徴金に係る措置について、GATT第1、2、3条、SCM第3条、TRIMS協定第2条に非整合として申立て。	GATT 第1条、2条、 3条 SCM 第3条 TRIMS第2 条	
473. EU－アルゼン チン産バイオディー ゼルに対するAD措置	アルゼンチン 【インドネシア】	2013/ 12/19 協議要請	①2013年12月19日、アルゼンチンは、EUによるアルゼンチン産バイオディーゼルに対するAD措置について、AD第1、2、3、6、9、18条、GATT第6条等に非整合として申立て。	AD 第2条、3条、 6条、9条、18 条 GATT 第6条 WTO設立 第16条	
474. EU－ロシアか らの輸入に関するAD 措置及びコスト調整 方法	ロシア 【中国、インドネ シア】	2013/ 12/23 協議要請	①2013年12月23日、ロシアは、EUによるロシアからの輸入に対するAD措置及びコスト調整方法について、AD第2、3、5、6、9、11、18条、SCM第10、32条、GATT第1、6条等に非整合として申立て。	AD 第2条、3条、 5条、6条、9 条、11条、18 条 SCM 第10条、32 条 GATT 第1条、6条 WTO設立 第16条	
475. ロシア－EUか らの豚肉製品の輸入 に係る措置	EU 【オーストラリ ア、中国、インド、 日本、韓国、ノル ウェー、台湾、米 国、ブラジル、南 アフリカ】	2014/ 4/8 協議要請	①2014年4月8日、EUは、ロシアが豚や豚肉、その他の豚製品をEUから輸入する際の措置について、SPS第2条、3条、5条、6条、7条、8条や、GATT第1条、3条、11条に違反するとして申立て。	SPS 第2条、3条、 5条、6条、7 条、8条 GATT 第1条、3条、 11条	

第3章 紛争案件一覧（WTO 発足後の紛争案件）

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
476. EUーエネルギー産業に対する措置	ロシア	2014/ 4/30 協議要請	①2014年4月30日、ロシアは、EUのエネルギー産業に対する規制措置(Third Energy Package)が、GATS第2条、6条、16条、17条や、GATT第1条、3条、10条、11条や、SCM第3条や、TRIMS第2条に違反するとして申立て。	GATS 第2条、6条、 16条、17条 GATT 第1条、3条、 10条、11条 SCM 第3条 TRIMS 第2条	
477. インドネシアー園芸作物、動物、動物製品の輸入に関する措置	ニュージーランド	2014/ 5/8 協議要請	①2014年5月8日、ニュージーランドは、インドネシアによる園芸作物または動物および動物製品の輸入に関する措置が、GATT第3条、10条、11条や、農業第4条や、ライセンス第1条、2条、3条、5条に違反するとして申立て。	GATT 第3条、10条、 11条 農業 第4条 ライセンス 第1条、2条、 3条、5条	
478. インドネシアー園芸作物、動物、動物製品の輸入に関する措置	米国	2014/ 5/8 協議要請	①2014年5月8日、米国は、インドネシアによる園芸作物または動物および動物製品の輸入に関する措置が、GATT第3条、10条、11条や、農業第4条や、ライセンス第1条、2条、3条、5条に違反するとして申立て。	GATT 第3条、10条、 11条 農業 第4条 ライセンス 第1条、2条、 3条、5条	
479. ロシアードイツ及びイタリア産商用自動車に対するAD措置	EU 【中国、インド、日本、韓国、米国、ブラジル、トルコ、ウクライナ】	2014/ 5/21 協議要請 2014/ 9/15 パネル設置要請	①2014年5月21日、EUは、ロシアによるドイツ及びイタリア産商用自動車に対するAD措置が、AD第1条、2条、3条、4条、6条、9条、12条、18条や、GATT第6条に違反するとして申立て。	AD 第1条、2条、 3条、4条、6 条、9条、12 条、18条 GATT 第6条	
480. EUーインドネシア産バイオディーゼルに対するAD措置	インドネシア	2014/ 6/10 協議要請	①2014年6月10日、インドネシアは、EUによる(a) ダンピングされた商品がヨーロッパ圏外の国から輸入されることに対する保護措置、(b) インドネシアからのバイオディーゼルに対するAD措置は、AD第1条、2条、3条、6条、7条、9条、15条、18条や、GATT第6条に違反するとして申立て。	AD 第1条、2条、 3条、6条、7 条、9条、15 条、18条 GATT 第6条	
481. インドネシアークローブタバコ事件に関するDSU22.2条上の訴え	EU	2014/ 6/13 協議要請	①2014年6月13日、EUは、クローブ入りタバコの流通・生産に関する措置（DS406）に関連した、インドネシアによるDSU22.2条上の訴えは、DSU第10条、21条、22条、23条に違反するとして申立て。	DSU 第10条、21 条、22条、23 条	
482. カナダー台湾産炭素鋼溶接管に対するAD措置	台湾	2014/ 6/25 協議要請	①2014年6月25日、台湾は、カナダによる台湾産炭素鋼溶接管（carbon steel welded pipe）の輸入に対するAD措置は、GATT第4条や、AD第1条、3条、5条、6条、7条、9条に違反するとして申立て。	GATT 第4条 AD 第1条、3条、 5条、6条、7 条、9条	
483. 中国ーカナダ産セルロースパルプに対するAD措置	カナダ	2014/ 10/15 協議要請	①2014年10月15日、カナダは、中国によるカナダ産セルロースパルプに対するAD措置は、AD第1条、2条、3条、4条、6条、8条、9条、12条や、GATT第6条に違反するとして申立て。	AD 第1条、2条、 3条、4条、6 条、8条、9 条、12条 GATT 第6条	
484. インドネシアー鶏肉及び鶏製品の輸入に対する措置	ブラジル	2014/ 10/16 協議要請	①2014年10月16日、ブラジルは、インドネシアによる鶏肉及び鶏製品の輸入に対する措置は、SPS第2条、3条、5条、8条や、TBT第2条、5条や、農業第4条、14条や、ライセンス第1条、3条や、GATT第3条、10条、11条に違反するとして申立て。	SPS 第2条、3条、 5条、8条 TBT 第2条、5条 農業 第4条、14条 ライセンス 第1条、3条 GATT 第3条、10条、 11条	
485. ロシアー農業製品、工業製品に対する関税措置	EU	2014/ 10/31 協議要請	①2014年10月31日、EUは、ロシアによる農業製品及び工業製品に対する関税措置は、GATT第2条、7条や、関税評価第1条、2条、3条、4条、5条、6条、7条に違反するとして申立て。	GATT 第2条、7条 関税評価 第1条、2条、 3条、4条、5 条、6条、7 条	

資料編

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第Ⅰ部 第Ⅱ部 記載
486. EU－パキスタン産ポリエチレンテレフタレートに対する相殺措置	パキスタン	2014/ 11/5 協議要請	①2014年11月5日、パキスタンは、EUによるパキスタン産ポリエチレンテレフタレート (polyethylene terephtharate) の輸入に関連した相殺措置の発動は、GATT第6条や、SCM第1条、3条、10条、12条、14条、15条、19条、22条、32条に違反するとして申立て。	GATT 第6条 SCM 第1条、3条、 10条、12条、 14条、15条、 19条、22条、 32条	
487. 米国－大型民間航空機に対する税制上の優遇措置	EU	2014/ 12/19 協議要請	①2014年12月19日、EUは、米国が民間大型航空機に対して、条件付きで税制上の優遇措置を取ることは、SCM第1条、2条、3条に違反するとして申立て。	SCM 第1条、2条、 3条	
488. 米国－韓国産油井管に対するAD措置	韓国	2014/ 12/22 協議要請	①2014年12月22日、韓国は、米国による韓国産油井管に対するAD措置及び、措置に係る調査手法は、AD第1条、2条、6条、12条、18条や、GATT第10条に違反するとして申立て。	AD 第1条、2条、 6条、12条、 18条 GATT 第10条	

案件は、WTO ホームページの案件一覧を参照

URL： http://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/dispu_status_e.htm